

# 琉球大学学術リポジトリ

琉球救国請願書集成（一）：  
原文・読下し・訳註・解説

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-09-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1834">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1834</a>

# 琉球救国請願書集成（一）

—原文・読下し・訳註・解説—

西里喜行

## Petitions for Salvation of Ryukyu Kingdom, Translation and Commentary (Part I)

Kikō NISHIZATO<sup>※</sup>

(Received Aug. 30. 1986)

### Summary

From around the Ryukyu Settlement of 1879 to around the Sino-Japanese War (of 1894—95), the old ruling Class, upper Class of the Ryukyuan gentry, had carried out numerous political activities to survive, by various means of petition to Japanese and Chinese government authorities, sabotages and riots against the rule of Japanese government, political abscondence to China, etc..

The activities must be reckoned a kind of “national movement” that Ryukyu ethnicity had acted to maintain the Ryukyu Kingdom before the abolishment of Han (藩) in 1879, and to restore the Kingdom after 1879. In this sense, the movement was in attempt of Ryukyu ethnic salvation.

Included in this article are some of the petitions which the Ryukyuan exiles had exhibited to Chinese government authorities. The author investigated these petitions' content and translated each of them from Chinese into Japanese, and further commented upon them with the historical background. The value of the petition as historical materials was examined too.

---

※ Dept. of Social Sciences, College of Education, University of the Ryukyus.

琉球救国請願書集成(一) — 原文・読下し・訳註・解説 —

西里喜行

はじめに

一八七五(明治八)年の松田道之(内務大丞)の第一次琉前後から、一八七九(明治二二)年の薩藩置県、琉球処分を経て、一八九四(明治二七)年(明治二八)年の日清戦争前後に至るまで、およそ四半世紀にわたって、琉球の士族層は請願・サボタージュ・暴動・政治亡命などのさまざまな形態で自己の存亡を賭けた政治運動を展開した。

この間の琉球士族層の政治運動は、従来、「琉球処分反対運動」とか「琉球復旧(藩政復旧)運動」「日支両属懇願運動」などと規定され、あるいは一般的に「脱清運動」と称されている。

たしかに、琉球士族層の政治運動は、明治政府の琉球処分に触発された「処分反対運動」としての性格を帯び、処分後にはもっぱら清国への政治亡命・請願を中心とした「脱清運動」としての形態をとり、琉球を従来通りの「日支両属」状態に復旧しようとする運動とみなされる内実をも備えていたのであって、その意味で、従来の性格規定や運動形態のとらえ方にもそれなりの妥当性を認めることができる。

しかし、従来のとらえ方はいずれも、限定された一局面を抽出するにとらえ方であって、四半世紀にわたる琉球士族層の政治運動を全面的・包括的にとらえるためには不十分であり、かつ不適切である。とりわけ、「脱清運動」というとらえ方は、運動の内容(目標)にははななくて形態

に注目したとらえ方であり、しかも、運動の形態を「脱清」という用語でとらえること自体、不適切である。このことは、「脱清」「脱清人」という用語が誰によってどのように使用されはじめたのかを検討すれば、自から明らかである。

文献史料の上で、脱清人という呼称を最初に用いたのは、沖縄県令・西村捨三の外務卿・井上馨、内務卿・山県有朋あての上申(「脱清人処分之義ニ付伺」)であろう。ところが、明治十七年二月二〇日付けのこの上申のなかでは、「……前行脱清煽惑者之取締無之テハ、士民之疑惑、無際限、……元来、明治十二年来、脱清煽惑之節ハ、拘留取調ニ及ヒタレトモ、云々」(『沖縄県史』13、二七一ページ)という文脈において用いられており、ここでは明らかに、「脱清」という言葉は、清国へ亡命していた琉球人が、清国から琉球へ帰ることを意味していた。

にもかかわらず、西村上申の付属書「脱清人明細表」の「凡例」のなかでは、「各表中、一、日帰県シ、再、脱清シタルモノ、又ハ脱清ヲ企テ未遂ニシテ発覚シ、一、応取調ヲ受ケ、解放後再ヒ企謀シ、又ハ脱清シタルモノハ、云々」(同右、二七四ページ)という文脈において「脱清」という言葉がくりかえし用いられ、もっぱら沖縄から清国へ密航することを意味するにいたったのである。

つまり、西村上申における用法、意味内容と付属書における用法、意味内容とは全く逆転しているわけで、どうしてこのような逆転がおこっ

たのか詮索する余裕はないけれども、その後の文献・史料においても、「脱清」という言葉は、清国への密航・亡命という意味で使用されるようになり、研究者（私を含む）も又無批判にこれを踏襲してきたのである。しかし、「脱清」という言葉は、本来、清国から琉球へ帰国するという意味であって、琉球から清国へ亡命するという意味ではないのであるから、清国へ亡命した琉球人を「脱清人」と称することも不適切であり、本来、誤っているといわねばならない。

従来、研究者たちが「脱清」「脱清人」「脱清運動」などという用語法に無批判であったのは、運動を取締る側の文書・史料を通して、運動主体の動向を探偵的に追跡しようとしたことの証左であろう。とすれば、「脱清運動」という視角からは、運動主体の実像を正確に描き出すことはできない。運動主体の側からとらえるならば、四半世紀にわたる琉球士族層の政治運動は、民族的・国家的独自性の保持・復活を目標として展開された琉球エスニシティのある種の「民族運動」ともみなされうる側面をもっているのであって、その意味で、琉球救国運動と規定すべきであると考へる。

従来の「琉球処分反対運動」「琉球（藩政）復旧運動」「日支両属懇願運動」「脱清運動」などという視角からの研究は、ほとんど運動を取締る側の史料に依拠してきたという意味で限界があり、この限界を突破するためには、運動主体の側の主張・見解・動向が十分に検討されなければならぬ。幸い、運動主体の側は日清両国政府あるいは欧米各国への請願を主要な運動形態としてきたこともあって、かなりの量の請願書が遺されている。むろん、請願書は琉球内に遺されているだけでなく、琉球救国運動の主要な舞台となった日本や清国にも少なくない。

琉球救国運動の主要な舞台は、一八七九（明治一二）年の鹿藩置県＝琉球処分以前には首里・那覇と東京であり、処分後には首里・那覇・平良などの琉球各地と福州・天津・北京などの清国内の各都市であった。一八七五（明治八）年から一八七九（明治一二）年の琉球処分直前まで、東京を舞台として展開された琉球救国運動の過程で、琉球側の陳情特使から明治政府（要人）へ提出された請願書のうち、確認されうるものだけでも、表Ⅰのように一五点に達している。

表Ⅰ 明治政府（要人）へ提出された請願書概要一覧

番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
一	一八七五・一〇・一五 明治八・一〇・一五	太政大臣・三条 実美	池城親方・与那原親方・ 幸地親方・喜屋武親雲 上・内間親雲上・親里 親雲上	琉球・清国関係の断絶命令を受けたるも、 その趣旨を明白に説明されたし	松田編『琉球処分』Ⅱ『明治 文化資料叢書』四、一六四頁。 『沖縄県史』12、一四三〜一 四四頁。
二	一八七五・一〇・二七 明治八・一〇・二七	太政大臣・三条 実美	池城親方・高安親方・ 与那原親方・幸地親方・ 喜屋武親雲上・内間親 雲上・親里親雲上	琉球・清国関係断絶の件については、日 清間の問題として清国政府と談判された し	『琉球処分』一六五頁。『沖 縄県史』12、一四四〜一四六 頁。

番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
三	一八七五・一一・二九 明治八・一一・二九	太政大臣・三条 実美	池城・高安・与那原・ 幸地・喜屋武・内間・ 親里	琉清関係断絶の件については、清国政府の承諾書をとりにつけるか、清国政府より琉球の日本専属を公告させて頂きたし	『琉球処分』一六六頁。『沖繩県史』12、一四六〜一四八頁。
四	一八七六・二・一七 明治九・二・一七	太政大臣・三条 実美	池城・高安・小禄親方・ 与那原・幸地・喜屋武・ 内間・親里	琉清関係断絶の件については、日本政府より清国へ談判するか、琉球より清国へ信義を失わざるよう陳述するか、二つに一つを選択されたし	『琉球処分』一六七頁。『沖繩県史』12、一六七〜一六八頁。
五	一八七六・五・一八 明治九・五・一八	太政大臣・三条 実美	大宜見親方	琉清関係の断絶は清国への信義を失う故、従い難しとの藩情を考慮されたし	『琉球処分』一六七頁。『沖繩県史』12、一八五頁。
六	一八七六・五・一八 明治九・五・一八	太政大臣・三条 実美	池城・高安・高安親方・ 小禄・与那原・幸地・ 喜屋武・内間・親里	帰藩命令を受けたるも、琉球の人心安定の道を明示せざれば去就に迷う故、従来通りの日清両属を認められたし	『琉球処分』一六八頁。『沖繩県史』12、一八五〜一八六頁。
七	一八七六・六・七 明治九・六・七	太政大臣・三条 実美	池城・大宜見・高安・ 富盛・小禄・幸地・喜 屋武・親里	琉球内の刑事・民事裁判権の接取指令を撤回し、琉球人民相互の事件については琉球藩の裁判権を認められたし	『琉球処分』一七四〜一七五頁。『沖繩県史』12、一九二頁。
八	一八七六・六・一七 明治九・六・一七	太政大臣・三条 実美	池城・大宜見・高安・ 富盛・小禄・幸地・喜 屋武・親里	裁判権接取指令撤回の請願を許可されざるに付、琉球藩へ通達熟議の上、再度の請願あるべきを御承知されたし	『琉球処分』一七五頁。『沖繩県史』12、一九三頁。
九	一八七六・七・一 明治九・七・一	明治政府大臣某 氏	池城親方等	万国公法にもとずき、琉球の日清両属を容認するか、清国政府と談判の上、日本専属とするか、琉球の立場を諒察して善処されたし	『近事評論』第五号。『那覇市史』資料篇中の4、五七八〜五七九頁。
一〇	一八七六・八・二一 明治九・八・二一	右大臣・岩倉具 視	池城・大宜見・高安・ 富盛・小禄・喜屋武・ 親里	琉球人民の憂苦困難の情状を憫察され、琉清関係断絶の命令を撤回されたし	『琉球処分』一六九頁。『沖繩県史』12、二〇四頁。
一一	一八七六・九・五 明治九・九・五	太政大臣・三条 実美	琉球藩王・尚泰	琉清関係断絶の件、遑奉しがたく、再度富川親方等を上京・陳情せしむるに付、名義分明の処置を乞う	『琉球処分』一七〇頁。『沖繩県史』12、二二七頁。
一二	一八七六・九・一三 明治九・九・一三	右大臣・岩倉具 視	池城・大宜見・高安・ 富盛・小禄・喜屋武・ 親里	副島前外務卿の国体政体不変革の約束にもとずき、刑事民事裁判権の接取指令を撤回されたし	『琉球処分』一七五頁。『沖繩県史』12、二〇五〜二〇六頁。

番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
一三	一八七六・一〇・二七 明治九・一〇・二七	太政大臣・三条 実美	富川親方	琉清関係断絶の命令は大義名分なくして遵奉しがたければ、上京の上陳情せよとの藩王の命令に付、願意採択されんことを乞う	『琉球処分』一六九頁。『沖縄県史』12、二二七、二二八頁。
一四	一八七六・一〇・二七 明治九・一〇・二七	太政大臣・三条 実美	池城・富川・大宜見・高安・富盛・小椋・与那原・喜屋武・親里・伊江親雲上	琉清関係断絶の命令あるも、信義を守るは各国交際の原則なれば、清国に対する信義名分を失わざるよう処置されたし	『琉球処分』一七〇頁。『沖縄県史』12、二二六、二二七頁。
一五	一八七六・一〇・二七 明治九・一〇・二七	太政大臣・三条 実美	池城・富川・大宜味・高安・富盛・小椋・与那原・喜屋武・親里・伊江	福建布政司より接貢船の未着探問の咨文ありたれば、琉球藩より回答するに付、聞き置かれたし	『琉球処分』一七一頁。『沖縄県史』12、二二八頁。

以上二五点の請願書は、いづれも東京において明治政府の要人へ提出されたものである。その他、琉球において松田道之（琉球処分官）へ提出された請願書も数多く存在するが、後者は琉球処分研究の基礎史料として従来よく知られているので、ここではとりあげない。

従来、ほとんど検討されていないのは、琉球救国運動の主要な舞台と

なった福州・天津・北京などにおける亡命琉球人の清国政府要人への請願書である。亡命琉球人の請願書も数多く存在すると考えられるが、現在確認されるものは次の表Ⅱの通りである（ここには東京の駐日各国公使へ提出された請願書も含まれる）。

表Ⅱ 清国政府（要人）および駐日各国公使へ提出された請願書概要一覧

番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
一	一八七六・一一・三〇 光緒二・一〇・一五	福建等処承宣布 政司	琉球国中山王・尚泰	日本による接貢船派遣禁止の事情報告及び救援陳情使向徳宏らの派遣通知について	松田編『琉球処分』一七一、一七二頁。『沖縄県史』15、四〇、四三頁。
二	一八七八・一〇（一一） 光緒四・九（一〇）	オランダ（フ랑스・清国）駐日公使	琉球国法司官・毛鳳来、馬兼才	明治政府による進貢・冊封禁止措置は不理由不当に付、その撤回を明治政府へ勧告されたし	『琉球処分』一七九頁。竹越与三郎著『新日本史』上。一八七九・一・二八（光緒五・一・七）付の上海の申報。『日本外交文書』明治年間追補第一冊、二二七、二二九頁。

番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
三	一八七九・七・三 光緒五・五・一四	北洋大臣・李鴻章	琉球国紫巾官・向徳宏	琉球滅亡の経過と惨状に鑑み、速やかに琉球救援のための問罪の師を派遣されたし	『李文忠公全集』譯署函稿九。 王芸生編・長野等訳『日支外交六十年史』第一卷、一八四―一八五頁。
四	一八七九・七・二三 光緒五・六・五	北洋大臣・李鴻章	琉球国紫巾官・向徳宏	琉球国復旧のため、問罪の師を派遣し、その先鋒に向徳宏を充てられたし	『李文忠公全集』譯署函稿九。 王芸生編・長野等訳『日支外交六十年史』第一卷、一八七―一八九頁。
五	一八七九・一〇・二二 光緒五・九・八	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球滅亡の惨状を憐れみ、すみやかに救援の手をさしのべられたし	沖繩県立図書館東恩納文庫蔵『北京投稟抄』。
六	一八七九・一〇・二四 光緒五・九・一〇	礼部(恩承・徐桐等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球滅亡の惨状を憐れみ、すみやかに救援の手をさしのべられたし	『北京投稟抄』。『清季外交史料』卷十七。『清光緒朝中日交渉史料』卷一。
七	一八七九・一〇・二九 光緒五・九・一五	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球使臣の福州帰還の時期を緩らせ、暫く北京に滞在せしむるよう奏請せられたし	『北京投稟抄』。
八	一八七九・一一・一〇 光緒五・九・二七	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	再び琉球使臣の福州帰還の時期を延期するための方策を講ぜられたし	『北京投稟抄』。
九	一八八〇・一・二二 光緒五・一・二二	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球の惨状を憐れみ、迅速に救済されたし	『北京投稟抄』。
一〇	一八八〇・八・二三 光緒六・七・八	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球の惨状に鑑み、迅速に救済されたし	『北京投稟抄』。
一一	一八八〇・九・八 光緒六・八・四	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球救済のため、北京駐在の日本公使と談判されたし	『北京投稟抄』。
一二	一八八〇・九・二八 光緒六・八	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球分島は琉球滅亡に異なることなければ、分島案に断乎反対されたし	『北京投稟抄』。
一三	一八八〇・一一・一八 光緒六・一〇・一六	総理衙門(恭親王奕訢等)	毛精長・蔡大鼎・林世功	琉球救済のため、再度北京駐在の日本公使と談判されたし	『北京投稟抄』。
一四	一八八〇・一一・二〇 光緒六・一〇・一八	総理衙門(恭親王奕訢等)	林世功	死をもって琉球救国を請うに付、臣節を全うせしめられたし	『北京投稟抄』。『尚泰侯書録』四二八頁。『北上雜記』。

番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
一五	一八八〇・一一・二〇 光緒六・一〇・一八	総理衙門（恭親王奕訢等）	蔡大鼎	林世功自刃せしに付、報明すべし	『北京投稟抄』
一六	一八八一・一二・三二 光緒七・一一・二四	駐日清国公使・許景澄	毛精長・蔡大鼎	赴任後日本政府と談判し琉球復旧に尽力されたし	『北京投稟抄』
一七	一八八一・三・一五 光緒七・二・一六	大学士・左宗棠 礼部・総理衙門	毛精長・蔡大鼎	琉球分島案に反対し、日本征討のための師を興して琉球を救済されたし	『北京投稟抄』
一八	一八八一・四・六（二七） 光緒七・三・一六（二七）	礼部・総理衙門	毛精長・蔡大鼎	東太后の逝去にあたり喪服を着て行礼することを許されたし	『北京投稟抄』
一九	一八八一・一一・一七 光緒七・九・二六	総理衙門（恭親王奕訢等）	毛精長・蔡大鼎	琉球の亡国を憐れみ、日本征討のための師を興して琉球を救済されたし	『北京投稟抄』
二〇	一八八二・五・一 光緒八・三・一四	総理衙門（恭親王奕訢等）	毛精長・蔡大鼎	新任駐日公使・黎庶昌の琉球分島案に反対し、琉球全土の回復のために日本へ遠征軍を派遣されたし	『北京投稟抄』
二一	一八八三・七・三〇 光緒九・六・二七	福建布政使	向徳宏・蔡徳昌・蔡錫書	八重山島官吏・黎奕演の救国請願を総督・巡撫へ転送し、日本遠征の師を興して琉球を救済すべく上奏せしめられたし	竹原孫恭『城間船中國漂流頭末』九三〜九四頁。
二二	一八八三・一一・四	礼部（恩承・徐桐等）	向文光・魏元才等	琉球国王の密咨を持参して亡命せしに付、琉球亡国の惨状に鑑みて速やかに日本遠征軍を派遣すべく上奏されたし	『清季外交史料』三七卷。外務省外交史料館蔵『清国外交秘史』卷三。
二三	一八八四・一二（一八） 八五・一 光緒一〇・一一	督弁福建軍務・左宗棠	向徳宏・向有徳・蔡徳昌・鄭輝煌・金徳輝	ベトナムにおけるフランス征討軍を日本遠征軍に振り向けられるべく上奏されたし	国立中央研究院近代史研究所蔵『清季外交』（琉球檄）
二四	一八八五・四・九 光緒一一・二・二四	督弁福建軍務・左宗棠	向徳宏・向有徳・蔡徳昌・鄭輝煌・蔡以謙	朝鮮・越南救援の先例に準じて琉球救援軍を派遣し、その先導に亡命琉球人を充てられたし	『清季外交檄』（琉球檄）
二五	一八八五・四・九 光緒一一・二・二四	督弁福建軍務・左宗棠	向徳宏・向有徳	琉球列島の戦略的重要性に鑑み、日本遠征軍を派遣して琉球を回復されたし	『清季外交檄』（琉球檄）
二六	一八八五・三（四） 光緒一一・二	閩浙総督・楊昌濬（？）	向徳宏・向龍光・向有徳・蔡徳昌・鄭輝炳・蔡以謙・楊紹棠	朝鮮・越南救援の先例に準じて琉球救援軍を派遣し、その先導に亡命琉球人を充てられたし	『清季外交檄』（琉球檄）



番号	提出年月日	宛先	請願者名	請願書の趣旨	請願書収録文献
二七	一八八五・四・(五) 光緒一一・三	督弁福建軍務・ 左宗棠	向龍光・向徳宏・向有 徳・蔡徳昌・鄭輝煌・ 鄭輝炳・蔡以謙・楊紹 栄	日本統治下の琉球の惨状に鑑み、朝鮮甲 申政変の事後処理のついでに琉球問題の 同時解決を謀り、日本譲歩せざれば遠征 軍を派遣して琉球を復旧すべく、尽力さ れたし	『清季外交檄』(「琉球檄」)
二八	一八八五・五・六 光緒一一・四・	清国全権大臣・ 李鴻章	向徳宏・向文光・魏元 才	琉球処分の惨状に鑑み、朝鮮危機への再 度の救援軍派遣に準じて越南における対 仏清軍を日本遠征へ振り向け、琉球復旧 のために尽力されたし	『清季外交檄』(「琉球檄」)
二九	一八八五・六(七) 光緒一一・五	総理衙門(慶郡 王奕劻等)	毛鳳来・蔡大鼎・王大 業	清仏戦争の終結にあたり、朝鮮・越南へ の救援軍派遣に準じて、越南における対 仏清軍を日本遠征に振り向け、琉球復旧 のために尽力されたし	『清季外交檄』(「琉球檄」)
三〇	一八八五・七・一〇 光緒一一・五・二八	北洋大臣・李鴻 章	向徳宏・魏元才	琉球の惨状なお已まざるに鑑み、迅かに 問罪の師を興して日本を征討することを 上奏し、琉球の復旧に尽力されたし	『河北第一博物院画報』第七 〇期(中華民国廿三年八月十 日)
三一	一八八五・七・一〇 光緒一一・五・二八	北洋大臣・李鴻 章	向徳宏	琉球列島の戦略的重要性に鑑み、日本遠 征軍を派遣して琉球を復旧されたし	『河北第一博物院画報』第七 一期(中華民国廿三年八月廿 五日)

表IIに掲載した一連の請願書は、琉球救国運動の研究、延いては琉球処分の研究にとって第一級の基礎史料であるが、漢文で書かれているためか、琉球処分研究者の間でもほとんど検討されないままに放置されてきた。その解説・検討は緊急の課題であると考え、ここでは、表IIの請願書の原文を収録するとともに、請願書一点ごとに「読下し文」「語釈・訳註」「解説」を付することとした。琉球救国運動の全容を説明するための基礎作業の一環である。

なお、表IIに掲載した請願書概要一覧のうち、番号二三～二九の請願書は赤嶺守氏(台湾大学大学院)が台北市の国立中央研究院近代史研究

所蔵の『清季外交檄』から発掘したものであり、三〇～三一が私が内地研修期間中に京都大学人文科学研究所において発掘したものである。以下、原文については、収録文献が複数存在する場合、相互に校訂し、文意の通じやすいように、字句の異なる部分を行間の( )のなかに示し、また、字句の欠落部分を文中の( )のなかに補った。「読下し文」については、文意を明快にするために( )で語句を補い、〔 〕で簡単な註釈を加えた。

## 清国政府要人等へ提出された琉球救國請願書

一 琉球国中山王尚泰より福建等処承宣布政司あて、日本による接貢船派遣禁止の事情報告および救援陳情使・向徳宏らの派遣通知についての咨文

〔原文〕

琉球国中山王尚為咨覆事光緒貳年陸月貳拾伍日准貴司咨稱接貢船隻係每年玖拾月間到閩上年因接貢之船來到先後據福防廳具稟節經詳請分別咨查迄今探無消息所有京回使臣以及存留各官伴無從遣送回國誠恐前項船隻在洋遭風漂收他口抑或在國阻風並未開駛來閩復經由司詳請咨查並令福防廳查議去後茲據署福防同知洪亮采議詳查上年琉球國接貢船上例應附搭恭進光緒元年分慶賀皇上登極貢典並進穆宗毅皇帝香品該船至今未到請將京回存留跟伴內撥出參名附搭漂風難人慎氏謝花蔡德滋西銘筑登之等各船上先行回國其餘各官伴人等應俟接貢船隻來閩再行回國所有應領稟疏塩菜口糧米折應請照例給發等情到司查上年例有接貢船隻來閩至今探無消息茲飭據福防行議詳前情自心如詳并理所有遭風難人慎氏謝花蔡德滋等兩船均心照例勸估給資修整完固方能遣發放洋其西銘筑登之等老船據該廳訊據存留通事陳天福供稱此號球船船身堅固無庸修葺堪以資駛回國所有應給各官伴蔬薪塩菜口糧米折照例支給領以及遭風損壞船隻應行給資修固以便乘帆放洋而示懷柔惟查該國接貢船隻有關恭迎皇上勅書暨欽賜物件並接京回使臣及存留各官伴回國迄將一載探無音耗自應移咨查覆辦理以昭妥慎除詳請兩院憲咨明大部查照並請分咨山東・江蘇・浙江・直隸・廣東督撫憲一體確

探查覆外合就移咨為此備咨查覆辦理望切施行等因准此誠是憲德周詳而感激無地者也但查敝國上年陸月初捌日倭使到國確杜嗣後舉行進貢天朝慶賀登極請封王爵等典本爵意謂敝國世列天朝屏藩歷修貢職代受王爵疊蒙鴻恩有加無已經歷數百年之久乃聽倭令今敢自臣身首先絕貢上而孤恩負義不協臣子之道下而悖志墜業以遺先人之羞有何面目以立于天地之間哉隨令官吏細加商議備由請辭不肯聽從業于客歲捌月拾貳日遵法司官毛有斐本年參月拾玖日遺紫巾官向邦棟先後前赴倭國再三請辭不得聽從本年陸月初陸日又日本不曉所留琉使直傳文書于敝國內云杜絕進貢一款係日本國體國權雖是琉球固辭決不聽從等由隨即又復遣法官毛鳳來協同留倭毛有斐等類行請辭仍未聽從由是客歲既不得遣撥接貢船隻恭迎天朝勅書併接京回使臣復不得慶賀皇上登極奉進先皇香品誠恐失忠順于天朝本爵雖欲遣使告情並無計之可施日夕焦思啜食俱廢幸緣貴司照料周詳行咨探問遂將行其咨覆之処報知倭國方得告情之便為此特遣陪臣紫巾官向徳宏都通事蔡大鼎通事林州功等細備情狀投請督撫兩院奏請聖歛百般昭料理合咨覆為此備咨貴司請煩查照施行須至咨者右咨福建等処承宣布政司

光緒貳年拾月拾伍日

〔謄下し文〕

琉球国中山王尚(泰)、咨覆せんが事の爲めにす。光緒二年六月二十五日(一八七六年八月十四日)、貴司の咨を准けたるに称すらく、「接貢の船隻は、歴として毎年九、十月の間に閩(福州)に到るに係るも、上年

〔去年〕、接貢船の来到すること先後するに因り、福防庁の具稟に拠るに、『節々詳請して分別に査査するを經たるも、今に迄るまで探るに消息なし。所有る（北）京より回るの使臣および（福州琉球館に）存留するの各官伴は、遣発して國に回らしむるに従るなし。誠に恐るらくは、前項の船隻は、（海）洋に在りて風に遭ひ、他口に漂収するか、抑も或いは（琉球）國に在りて風に阻まれ、並えていまだ開駛して國に來たらざりしならん』とあり。また經に（布政）司より査査せんことを詳請し、並びに福防庁をして査議せしめ去後れり。茲に、署福防同知・洪亮采の議詳に拠るに、『査するに、上年の琉球國の接貢船は、上例として、應に光緒元年分の皇上の登極を慶賀するの貢典、並びに穆宗毅皇帝（同治帝）に進むるの香品を附搭し恭進すべきに、該船、今に至るもいまだ到らず。請ふらくは、京回・存留の眼伴の内を將つて、三名を撥出し、颯風の難人の慎氏謝花・蔡德滋・西銘筑登之等の各船上に附搭し、先に國に回るを行はしめ、其の余の各官伴人等は、應に接貢船隻の岡に來たるを俟ちて再び國に回るを行はしめんことを、所有る應に領稟すべきの疏・塩・菜・口糧米は、折げて應に例に照して給廢せんことを請ふ』等の情ありて、（布政）司に到る。査するに、上年は例として接貢船隻の岡に來たることあるべきも、今に至るまで、探るも消息なし。茲に、飭もて福防庁の前情を議詳せるに拠り、自から應に詳の如く弁理すべし。所有る風に遭ふ難人の慎氏謝花・蔡德滋等の兩船は、均しく應に例に照して勘估して資を給し修整完固にして方めて遣發放洋し能ふ。其の西銘筑登之等の一船は、該庁の訳廻せる存留通事・陳天福の供称に拠るに、此号の球船の船身堅固にして、修葺するを庸ふるなくして、以て駕駛して國に回るに堪ふ。所有る應に給すべきの各官伴の疏・薪・塩・菜・口糧米は、折げて例に照して支給して領せしめ、および風に遭いて損壞せるの船隻は、應に資を給して修固し、以て汎に乗じて（海）洋に放つに便な

らしむるを行ひて懐柔を示すべし。惟査するに、該國の接貢船隻は、恭しく皇上の勅書および欽賜の物件を迎え、並びに（北）京より回るの使臣及び（琉球館に）存留するの各官伴を接（受）して回國せしむるに關わることあり。將に一載（一年）にならんとするに迄るも、探るに音耗なければ、自から應に移咨すべし。査覆せらるれば弁理して以て妥慎を昭かにせん。兩院憲（総督・巡撫）に詳請し、大部（礼部）に咨明して査照せしめ、並びに山東・江蘇・広東・浙江・直隸の督撫憲に分咨して、一体に確探査覆せしめんことを請ふの外、合に就に移咨す。此れが為めに咨を備へ、査覆もて弁理せん。施行せられんことを望切す』等の因あり。此れを准けたり。誠に、是れ、憲徳の周詳にして感激地なき者なり。

但、査するに、敵國〔琉球〕、上年六月初八日（一八七五年七月十日）、倭〔日本の使者〕の國に到るありて、嗣後、天朝〔清國〕に進貢し、登極を慶賀し、王爵を請封する等の典（礼）を奉行するを確杜せらる。本爵（尚泰）意謂へらく、敵國は世々天朝〔清朝〕の屏藩に列し、歴として貢職を修め、代々王爵を受け、疊鴻恩を蒙り、加ふるありて已むなく、經に數百年の久しきを歴る。乃るに倭の令を聴き、今あへて臣が身より首先して貢を絶てば、上にしては恩に孤き義に負き、臣子の道に協わらず、下にしては志に悖り業を墜し、以て先人の聲を遺さん。なんの面目ありて以て天地の間に立たんや。隨ちに官吏をして、細に商議を加え、由を備へて請辭せしむるも、あえて聽從せず。すでに客歲八月十二日（一八七五年九月十一日）において、法司官の毛有斐を遣し、本年三月十九日（一八七六年四月十三日）、紫巾官の向邦標を遣し、先後に前みて倭國へ赴かしめ、再三回辭を請はしむるも、聽從を得ず。本年六月初六日（一八七六年七月二十六日）、又日本、（東京に）留るところの琉使に曉すして直ちに文書を敵國に伝へ、内に云う。「進貢を杜絶するの一款

は、日本の国体、国権に係れば、是れ、琉球国辞すると雖も、決して聴従せず」等の由あり。随即到又また法(司)官の毛鳳来を遣し、倭に留るの毛有斐等と協同して、頻りに請辭を行はしむるも、仍いまだ聴従せず。是れに由り、客歳すでに接貢船隻を遣撥し、恭しく天朝の勅書を迎へ、併に(北)京より回るの使臣を接(受)するを得ず。また皇上の登極を慶賀し、先皇の香品を奉進するを得ず。誠に忠順を天朝に失ふを恐る。本爵、使を遣はして情を告げんと欲するも、並えて計の施すべきなく、日夕焦思し、喫食ともに廃す。幸いにも、貴司の照料周詳にして、咨を行りに探問せらるるに縁り、遂に其の咨覆を行ふの処を將つて、倭國に報知して方めて情を告ぐるの便を得たり。此れが為め、特に陪臣紫中官の向徳宏(向)都通事の蔡大鼎(蔡)通事の林州功(林)等を遣し、細に情状を備へ、督撫両院より聖猷もて百般昭料するを奏請せられんことを投請せしむ。理として合に咨覆し、此れが為めに備さに貴司に咨し、査照して施行せられんことを請い願ふ。須らく咨に至るべき者なり。右、福建等処承宣布政司に咨す。

光緒二十年十月十五日(一八七六年十一月三十日)。

(語訳・訳註)

- (一) 咨覆 咨文(同レベルの官吏の間でやりとりされる公文)によって回答すること。琉球王と福建布政司使は同格である。
- (二) 接貢船隻 琉球は二年に一回清國へ進貢使節を派遣(二年一貢)することになっているが、進貢使節派遣の翌年に使節を迎えるために福州へ派遣される船隻を接貢船という。
- (三) 福建防庁 福建海防庁のこと。
- (四) 詳請 詳文(下級官から上級官への報告書)をもって請求すること。

(五) 皇上 皇帝。ここでは光緒帝のこと。

(六) 音耗 消息、音信。

(七) 査覆 查明見覆の略。調査の上返事を下されたということ。

(八) 査照 伝達して心得させる。承知する。

(九) 憲徳 ここでは福建布政司の人徳のこと。

(三) 法司官 琉球王国の三司官(三人の最高首魁)のこと。

(二) 毛有斐 池城親方安規(一八七七・四・三十)の唐名。琉球処分期の三司官の一人。一八七五(明治八)年二月、明治政府の命により上京。鎮台支官の設置、明治年号の遵奉等を迫られる。同年六月、内務大臣松田道之とともに府藩、琉球の清国関係断絶をはじめとする明治政府の令違をめぐり、琉球側代表として活躍。同年九月、陳情特使として松田の帰京に同行。明治政府に琉球の現状維持を請願するとともに、琉球内の浦添朝昭(三司官の一人)とはかって向徳宏(幸地朝常)を清國へ密航させ、清國政府に琉球救援を訴えさせる。この件を明治政府に探知されて詰責を受け、一八七七(明治一〇)年四月三十日、憂悶のうちに客死。尚球著「廢藩當時の人物」によれば、次のようにいう。「彼は此窮地にある琉球の進退を決せんが為、東都に談判委員として上京す。上京の途次汽船は鹿兒島へ寄航し、……西郷邸を問う。……西郷は静かに口を開きて曰く、『……直しく日本政府に乞ひて政府より彼に対して談判せしむる取計ひこそ肝要なり』と懇切なる教へを受け、池城は欣喜雀躍して西郷に感謝し、大なる力を得て帰らぬ。……池城は直に時の内務卿大久保利通と面会す。……池城は「願はくは事を大局に結びて万事を平和裡に収めんに努力せられん事を」、大久保は「然らば是に対して具体的考察ありや」と問ふを、池城「如何にも有之、即ち琉球処分の問題をば、日琉間の交渉談判とせずして日支間の交渉談判とせられては如何……」と説き去り、説き来る弁舌、頗る明快、事理頗る整然たり。……是に於て乎。大久保の西郷に対するの憤

怒は池城に対する悪感情と変化したり。大久保は池城の要求を一々刎ね付け、池城をして成る可く、窮境に陥らしめん事にのみ努力せり。池城は自己の意志の悉く水泡に帰したるを悲しみつつ遂に病み、飯田町の藩邸に悶死す」（『那覇市史』資料篇第二巻中の4、六三五六～六三六六ページ）。

- (一三) 紫巾官 琉球王国内の位階、称号。紫冠（カナスメハチマキ）を頂く親方。
- (一四) 向邦棟 大官見親方（書院奉行）の唐名。
- (一五) 毛鳳来 富川親方盛圭の唐名。後出。
- (一六) 向徳宏 幸地親方朝常の唐名。後出。
- (一七) 蔡大鼎 伊計親誓上の唐名。後出。
- (一八) 林州功 林世功（名城里之子親誓上）のこと。後出。

〔解説〕

一八七五（明治八）年、明治政府は琉球に対し清国との冊封・進貢関係を絶つことを要求した。その結果、琉球は一八七四（明治七）年に派遣した進貢使を迎えるための接貢船を派遣することができなくなった。

通例ならば一八七五（明治八）年に福州へ到着するはずの琉球の接貢船が見えないことに不審を抱いた福建布政司から探問の咨文が琉球へ届いた。それに対する回答がこの請願書（一）である。

時あたかも東京では琉球処分への布石が着々とつたれつつあり、進貢・冊封関係の継続・維持を要請する琉球側の必死の嘆願活動は行き詰りつつあった。琉球内において琉球救国運動を指導していた三司官の浦添朝昭は、この咨文を向徳宏（幸地親方）らに託して、ひそかに福州へ派遣したのである。時に一八七六（明治九）年十二月のことであった。向徳宏らは、悪天候に悩まされながら、翌年四月に福州へ到着、関係当局へこの咨文を提出し、風雲急を告げる琉球の救援を訴えた。これを契機に、

清国内でも、ようやく琉球問題が注目されるようになる。

この咨文はまもなく明治政府に探知され、琉球処分官・松田道之の編纂した『琉球処分』第二冊のなかに、「在琉球内務省出張所ノ質訊ニヨリ、差出シタル幸地親方ラシテ窃カニ脱航、清国福建布政司へ差出サシメタル書」という見出しを付して収録されており、また、『琉球所屬問題』（『沖繩県史』15、雑纂二、四〇～四三三ページ）にも収録され、後者には要旨の訳文が付されている。両者には若干語句の差異があるが、ここでは文意の通じやすい方を選んだ。

二 琉球国の法司官・毛鳳来等よりオランダ（フランス・清国）駐日公使あて、明治政府による進貢・冊封禁止措置の不当性に鑑み、その撤回を明治政府へ勧告されたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國法司官（毛鳳来馬兼才）等爲小國危急切請有約大國俯賜憐鑒事竊琉球小國自明洪武五年（即一千三百七十二年）入貢中國永樂二年（即一千三百九十九年）我前王武寧受明冊封爲中山王相承至今向列外藩遵用中國年號曆朔文字惟國內政令許其自治大清以來定例進貢土物二年一次逢大清國大皇帝登極專遣陪臣行慶賀之禮敵國國王嗣位請膺封典大清國大皇帝遣使冊封嗣王爲中山王又時召陪臣子弟入北京國子監讀書遇有漂船遭風難民大清國各省督撫皆優加撫卹給糧餉船妥遣回國自列中國外藩以來至今五百餘年不改前成豐九年（即一千八百五十九年日本安政六年）大荷蘭國欽奉全權公使大臣加白良來小國互市會蒙計立條約七款條約中即用漢文及大清國年號諒貴公使有案可以查考大合衆國大法蘭西國亦曾與敵國立

約其在日本即葡與薩摩藩往來同治十一年（即一千八百七十二年）日本明治五年）日本既廢薩摩藩通令敝國改隸東京册封我國主爲藩王列入華族事與外務省交涉同治十二年（即一千八百七十三年）日本明治六年）日本勅將敝國與大荷蘭國大合衆國大佛蘭西國所立條約原書送交外務省同治十三年九月（即一千八百七十四年）日本明治七年）又強以琉球事務改附內務省至光緒元年（即一千八百七十五年）日本明治八年）日本國太政官告琉球國曰自今琉球進貢清國及受清國册封即行停止又曰藩中宜用明治年號及日本法律藩中職官宜行改革敝國屢次上書遣使泣求日本無如國小力弱日本決不允從切念敝國雖小自爲一國遵用大清國年號大清國天恩高厚許其自治今日本國乃通令改革查敝國與大荷蘭國立約係用大清國年號文字今若大清國封貢之事不能照舊舉行則前約幾同廢紙小國無以自存即恐得罪大國且無以對大清國寔深惶恐小國彈丸之地當時大荷蘭國不行拒棄待爲列國允與立約至今感荷厚情今事處危急惟有仰仗大國勸諭日本使琉球國一切照舊國臣民誠德無極除別備文稟求大清國欽差大臣及大法蘭西國全權公使外相應具稟求請恩准施行

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球國法司官（毛鳳來・馬兼才<sup>(二)</sup>）等、小國危急にして、切に條約あるの大國に憐鑒を俯賜せられんことを請はんが事の爲めにす。竊に（おもひに）、琉球は小國なるも、明洪武五年（即ち一三三二年）中國に入貢し、永樂二年（即ち一三九九年）我が前王武寧、明の冊封を受けて中山王と爲りしより、相い承けて今に至る。向に外藩に列なり、中國の年号・曆朔・文字を遵用せり。惟、國內の政令は、其の自治を許さる。大清以來、例を定めて土（産）物を進貢すること二年に一次なり。大清國大皇帝の登極に逢へば、専ら陪臣を遣し、慶賀の礼を行ふ。敝國

〔琉球國〕の國王、位を嗣ぎ、封典を膺けんことを請はば、大清國の大皇帝、使を遣して嗣王を册封して中山王と爲せり。又、時々陪臣の子弟を召し、北京の國子監<sup>(五)</sup>に入りて読書せしむ。漂船・遭風の難人あるに遇へば、大清國の各省の督・撫は、皆優に撫恤を加え、糧を給し船を修し、妥かに遣して回國せしむ。中國の外藩に列なりてより以來、今に至るまで五百余年にして改めざるなり。前に咸豐九年（即ち一八五九年）日本の安政六年）、大荷蘭國（オランダ）の欽奉全權公使大臣の加日良<sup>(七)</sup>、小國に來りて互市し、曾て條約七款を立つるを許さるるを蒙る。條約中には即ち漢文および大清國の年号を用ふるなり。諒に、貴公使に案あれば、以て查考すべし。大合衆國（アメリカ）、大法蘭西國（フランス）もまた、曾て敝國と約を立つ。其の日本に在りては、即ち旧と薩摩藩と往來摩藩を廢し、逼りて敝國をして東京に改隸せしめ、我が國主を冊封して藩王と爲し、列して華族に入れ、事は外務省と交渉せしむ。同治十二年（即ち一八七三年、日本の明治六年）、日本、勅して敝國の大荷蘭國・大合衆國・大法蘭西國と立つるところの條約の原書を將て外務省に送交せしめたり。同治十三年九月（即ち一八七四年、日本の明治七年）、又強て琉球の事務を以て、改めて内務省に附せり。光緒元年（即ち一八七五年、日本の明治八年）に至って、日本國の太政官、琉球國に告げて曰く、今より琉球の清國へ進貢すること、および清國の冊封を受くることは、即ちに停止を行ふ、と。又曰く、藩中には宜しく明治の年号および日本の律法を用ふべし、藩中の職官は宜しく改革を行ふべし、と。敝國、屢次上書し、使を遣して泣きて日本に求むるも、國小にして力弱く日本の決して允從せざるをいかにともするなし。

切に念ふに、敝國は小なりと雖も、自ら一國を爲し、大清國の年号を遵用するも、大清國の天恩高厚にして、其の自治を許せり。今、日本國

は乃ち逼りて改革せしむ。査するに、敵國、大荷蘭國と(条)約を立てしには、大清國の年号・文字を用ふるに係る。今、もし大清國の封貢の事、旧に照して挙行する能はざれば、前約(琉蘭条約)は幾んど廢紙に同じく、小國はもつて自ら存するなく、即ち罪を大國に得んことを恐る。且つ以て大清國に對するなく、寔に深く惶恐す。小國は彈丸の地なるも、當時、大荷蘭國、拒棄を行はず、待して列國と為し、ともに(条)約を立つるを允せり。今に至るまで厚情に感荷す。今や事は危急に処る。惟だ、仰ぎて大國より日本に勸諭せられ、琉球國の一切を旧に照らさしむるに仗ることあるのみ。國の臣民、徳を戴くこと極まりなからん。別に文牒を備へて大清國の欽差大臣および大荷蘭西國の全權公使に求むるの外、相い応に具稟し、恩准もて施行せられんことを求請す。

〔語釈・訳註〕

(一) 毛鳳来 富川親方盛圭(一八三三・一〇・七—一八九〇・七・?)の唐名。琉球処分當時の三司官の一人。一八七五(明治八)年に三司官に就任、翌七六年九月、琉球救國陳情のため馬兼才(与那原親方良傑)とともに上京、以後二年半東京で琉球救國運動に奔走したが效を奏せず、一八七九(明治十二)年一月二十五日、琉球処分官松田道之とともに那覇へ帰着。琉球処分後、一時、沖縄県庁顧問に就任するが、一八八二(明治十五)年四月、清國へ亡命。福州、北京、天津などで清國政府当局者に琉球救國を請願しつづけ、失明のうちに清國で没した。尚球者「廢藩當時の人物」によれば、次のようにいう。——「富川は宜灣(朝保)の如く、頭腦明晰の人物にあらず。また浦添(朝昭)の如く才略縦横の人物にあらずと雖も、其事を執るに誠実愛國の焰炎々として燃ゆるが如く、満身唯愛國の赤誠にのみ包まれる熱血児なりき。……然るが故に其性格頗る地味にしてドラマチックの

色彩なかりしと雖も、其愛國の熱誠の依りて生ずる所、生涯をして頗る変化あらしめ、色彩を豊富ならしむるに至りぬ。殊に彼が廢藩の當時、東京に在りて琉球の浦添と万事を打合せつつ、政府と談判の衝に當り、事件の進捗に頗る功を奏し、問題を円滑に進転せしむるに頗る力あらしめたるは大に認めざるべからざる也。後、帰国し浦添と共に万端の政務を識せんとするに當り、忽然彼の一身に大問題は生じぬ。……單身支那に赴きたる彼は数々李鴻章と会見しぬ。……即ち日本政府に交渉して琉球を両属たらしめん運動を懇願したれども、遂に李の心を動かす能はざりき。……是に於て平、富川は憂悶の胸を抱いて北京に放浪する十数年、遂に失明し後、彼地に客死す。」(『那覇市史』資料篇、第二巻中の4、六三一ページ)。

(二) 馬兼才 与那原親方良傑(生没年未詳)の唐名。琉球処分期の三司官の一人。処分前後、明治政府との折衝のためにたびたび上京。一八七六(明治九)年九月、在京の池城親方安規(毛有斐)の對政府交渉を援助するため、毛鳳来(富川盛圭)とともに上京。翌年六月、池城の死去にともない在京のまま三司官に任命される。同年十一月、清國の初代駐日公使何如璋一行を神戸港に迎え、琉球救國を請願、翌七八(明治十一)年十一月、外國公使へ陳情。翌七九(明治十二)年一月、琉球処分官・松田道之に同行して帰藩。琉球処分後、尚泰に隨行して上京。尚家の家令として對外折衝を担当。在職十余年の後、病氣のため帰郷、まもなく没したといわれる。尚球者「廢藩當時の人物」によれば、次のようにいう。——「廢藩當時の人物中、最も社交的性質に富み、普通語を能くし好箇の外交官たりしを与那原良傑とす。……彼は元來、活動的人物にして学問の遺蓄少けれども、柔和にして円満の性は、社交的方面に頗る其特長を發揮して敵となく味方となく、典雅なる温容に接すれば恰も胎瀾たる春風に浴するが如き感なくんばあらず。斯の如き人物なれば外交官としては頗る理想的性格にして、難局に當つて事を円滑に進転せしむるの技能実に羨るべからざるものあり

たり」〔『那覇市史』資料篇、第二巻中の4、六三四ページ）。

- (三) 武寧（ぶねい） 一三五六―一四〇六（至正十六―永楽四） 察度王の長子。一四〇二（永楽二）年、明の成祖永楽帝は武寧を冊封して琉球国中山王とした。従って武寧は中国王朝から冊封された最初の琉球国中山王である。

(四) 陪臣 中国皇帝と琉球国王は君臣関係にあるから、琉球国王の家臣は中国皇帝から見れば陪臣となる。

(五) 国子監 中国の歴代王朝が中央の学校を総督するために設けた機関。明清時代には教育と行政を行なう機関となる。南京国子監と北京国子監があり、琉球などの朝貢国からの留学生も入学を許された。琉球からの留学生は官生といわれ、一三九二年から一八六八年までの四七六年間に百名の官生が派遣された。

(六) 督撫 総督と巡撫。総督は複数の省を管轄する地方長官で、巡撫は一省を管轄する地方長官。しかし、両者の地位は上下関係ではなく対等関係である。

(七) 加白良 オランダ国の使節ファン・カペレンのこと。ファン・カペレンは一八五九年に琉球国王を訪問し、琉蘭修好条約を締結した。

(八) 封官 冊封・進貢のこと。

(九) 感荷 感謝感激すること。

〔解説〕

毛有斐（池城親方安規）が向徳宏（幸地親方）らの福州密航の件で明治政府の譴責を受け、東京の琉球藩邸で悶死したのは、一八七七（明治十）年四月のことであった。その後、東京における琉球救国運動の主要メンバーは、毛鳳来（富川親方）と馬兼才（与那原親方）である。富川・

与那原らは折りしも来日した清国の初代駐日公使・何如璋を訪ね、琉球救国の方策を打診した。何如璋は琉球問題の重要性を認識し、一方では明治政府との外交折衝を通じて琉球処分を牽制するとともに、他方では琉球問題を国際的にクローズアップすべく、富川・与那原らに教唆して欧米各国の駐日公使へ請願書を提出させた。

富川・与那原らがこの請願書（二）を提出したのは、一八七八（明治十一）年の九月十月ごろのことであった。琉球処分官・松田道之の訊問にたいする与那原の回答によれば、「仏米蘭ノ公使ニ倚頼ヲ差出シタルハ、昨（一八七八・明治十一）年九月十日比、富川並ニ私、清国公使館ニ罷出、公使面会シテ相談致シタル処、公使ハ伊地知貞鑿所著ノ冲繩誌ヲ其席ニ携ヘ出テ、琉球ノ仏米蘭各国ト条約アル事ヲ証明シ、其条約國ニ倚頼スルハ、最モ可然旨の指示、有之タルニ依リ、取計タル儀ニ御座候」〔『明治文化資料叢書』四、外交編、二七五ページ〕という。請願書の提出先については諸説あって一致しないが、オランダ公使へ提出した請願書の全文は松田道之編『琉球処分』第二冊に「在東京琉球藩吏私稟在日本外国公使書」という見出しを付して収録され（前掲書、一七九ページ）、また竹越与三郎著『新日本史』上にも全文掲載されている（松島栄一編『明治史論集』（一）六〇―六一ページ）。さらに、一八七九年一月二十八日（光緒五年一月七日）付の上海の申報にも、「琉球法司官上荷蘭公使加白良稟」という見出しで全文掲載されている外、『日本外交文書』明治年間追補第一冊、二二七―二二九ページには訳文の要旨が収録されている。

現在、判明しているのは、いづれもオランダ公使あての請願書であって、その他の国の公使にあてたものは確認できないけれども、内容はほぼ、同様であったとおもわれる。ここに収録したオランダ公使あての請願書は、前掲各書に掲載された原文を校訂したものである。



三 琉球国の紫巾官・向徳宏より直隸總督兼北洋大臣・李鴻章あて、琉球滅亡の經過に鑑み、その惨状を憫察せられ、速かに琉球救援のため、の問罪の師を派遣された旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情孤臣紫巾官國戚向徳宏爲泣血呼天立救國難事竊照本年閏三月有濠風難民來閩據稱敝國業於本月間被日本滅亡聞信之下心神迷亂手足無措業經瀝血具稟閩省各大憲在案爾時即欲躬赴憲轅叩懇救難但恐事益彰露轉速非常之禍乃著蔡大鼎等先行北上密陳苦情當蒙中堂恩准速爲函致總理衙門定奪並承道憲鄭傳示訓詞宏等感激涕零焚香碰頭詎於四月十七日倭回閩商交到敝國王世子密函內云業於本月初三日有日本內務大書記官松田道之率領官員數十名兵丁數百名到琉咆哮發怒備責國主何以修貢天朝等事又不從日論乃敢籲請天朝勸釈如此行徑其屬悖逆應即降藩爲縣現雖合國君臣士庶誓不甘心屈服而柔弱小邦素無武備被其兵威脅制國主萬不得已退出城外舉國驚駭松田又限定日期欲敝國主赴日候令當有官民人等再三哀請敝國主染病臥牀乞免赴日松田不允敝世子思欲延緩日期以待天朝拯救已於閏三月間前抵日京具稟日國政府號泣哀懇暫緩敝國主赴日之期該政府不允所請敝世子擬即稟明欽差大臣而日人查禁甚嚴不能通達消息不得已託閩商帶回密函飭宏迅速北上瀝血呼天萬勿刻緩如不能收復惟有絕食而死不能辱國負君淚隨筆下宏泣讀之餘肝膽幾裂痛不欲生溯查敝國自前明洪武五年隸入版圖至天朝定鼎之初首先效順納款誠懇蒙聖世懷柔有加無已恪遵大清會典間歲一貢罔敢愆期不意光緒元年日本禁阻進貢又阻慶賀皇上登極各大典當即具備情由百般懇請該日本不肯允准敝國主特遣宏等捧香赴閩陳明荷蒙福建督撫列憲具奏欽奉上諭著總理各國事務衙門即傳示出使日本大臣相機妥籌辦理欽此欽遵在案嗣於欽差大臣抵任之日敝國駐日法司官等屢次瀝

稟懇求設法節蒙欽差大臣與日國外務省剴切理論冀可勸釈詎料日人悍然不顧竟敢大肆凶威實滅數百年藩臣之祀主憂臣辱主辱臣死宏等有何面目復立天地之間生不願爲日國屬人死不願爲日國屬鬼雖糜身碎首亦所不辭在閩日久千思萬想與其曠日持久坐待滅亡曷若雉髮改裝早日北上與其含垢忍辱在琉偷生不如呼天上海善道守死合國臣民及商人鄉農雪片信至催宏上道效楚國申包胥之痛哭爲安南裴伯耆之號求用敢不避斧鉞來津呼泣伏維中堂威惠播於天下海島小邦久已奉若神明必能體天子撫綏之德救敝國傾覆之危懇請據情密奏速賜拯援之策立與問罪之師不特上自國主下及臣民世生永戴皇恩憲德於無既即日本欺悖之志亦不敢復萌邁羅朝鮮越南臺灣瓊州亦可皇圖永固矣再此番北上情節應先稟明閩省各大憲再行啓程抵恐需時日緩不濟急故敢星夜奔馳徑趨相府犯法之罪諒不吝辭宏等在上海聞得日本之克密防敝國來華請救遇必擊捉宏等爲此雍髮更服延邀通事等同伴以作貿易赴京然語多言難心怯神迷且風土不悉飲食艱難可否恩賜保護憐察或可有人照料以全孤臣臨詞苦哭稽顙延頸待命之至須至稟者

琉球國紫巾官向徳宏初次稟稿（光緒五年五月十四日附）

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球国の陳情孤臣にして紫巾官國戚の向徳宏、泣血して天に呼び、立に國難を救はんが事の爲にす。初に照すに、本年閏三月、濠風の難民、閩（福建）に来たるあり。称に執るに、敝國（琉球）、すでに本月の間に於いて、日本に滅亡せしめらると。信（ニュース）を聞くの下、心神迷乱し、手足措くなし。業に經に血（誠）を（披）瀝し、閩省の各大憲に具稟して案に在り。爾の時、即ちに躬ら憲轅に赴き、救難を叩懇せんと欲するも、但、事ますます彰露し、転じて非常の禍を速かんことを恐れ、乃ち蔡大鼎等に著して先行北上して苦（難の）情（況）

を密陳せしむ。中堂（李鴻章）の恩准を蒙り、速かに（書）函を為り總理衙門に致して定奪せしめられ、並びに道憲の鄭訓詞を伝示するを承くるに当り、宏等、感激涕零し、香を焚きて碰頭せり。計らざりき。四月十七日（一八七九年六月六日）に於いて、倭より岡に回るの商（人）、敵國王世子（尚典）の密函を交到せり。内に云ふ。すでに本月初三日（五月二十三日）に於いて、日本の内務大書記官松田道之、官員數十名、兵丁数百名を率領して琉（球）に到り、咆哮して怒を発し、備さば國王を責む。何の以て天朝（清国）に修貢する等の事あるか、又日諭（日本の命令）に従はずして、乃ちあへて天朝（清国）に勸積を願請するか。此の如き行徑は甚だ悖逆に属すれば、忝に即ちに藩を廢して縣と為すべし、と。現に合国の君臣士庶、甘心屈服せざるを誓ふと雖も、柔弱の小邦、素より武備なければ、其兵威を被りて脅制せられ、國王は萬已むをえず城外に退出し、拳國驚駭す。松田、又日期を限定し、敵國王の日（本）に赴きて令を候つを欲す。当有の官民人等、哀請すらく、敵國王は病に染り牀に臥すれば、日（本）に赴くを免ぜられんことを乞ふ、と。松田、允さず。敵世子（尚典）日期を延緩して以て天朝の拯救を待たんと思欲し、已に閩三月の間に於いて、前に日京（東京）に抵り、日国政府に具稟し、号泣して暫く敵國王の日（本）に赴くの期を緩さんことを哀懇するも、該政府、請ふ所を允さざるなり。敵世子、擬して即ちに欽差大臣〔何如璋〕へ稟明せんとすれども、日（本）人の查禁、甚だ厳しく、消息を通達する能はざれば、已むをえず閩商（福建商人）に託し、密函を帶回せしむ。宏に飭して迅速に北上し、血（誠）を（披）瀝して天に呼び、萬に一刻も緩すなからしむ。もし（琉球を）収復する能はざれば、惟だ絶食して死するあるのみ。國を辱しめ君に負く能はざれば、涙、筆に隨つて下る。宏、泣続の餘、肝胆幾ど裂けんとし、痛んで生を欲せず。廻りて査するに、敵國、前明洪武五年に版図に隸入してより、天朝定

鼎の初に、首先順を效し、款を納れて誠を諭し、疊々聖世の懷柔を蒙り、加ふるありて已むなきに至る。大清会典に恪遵し、間歳に一貢して敢て期を愆つなし。意はざりき。光緒元年、日本、進貢を禁阻し、又皇上の登極を慶賀するの各大典を阻む。當即に情由を具備し、百般懇請するも、該日本、允准するを肯んぜず。敵國王、時に宏等を遣はし、咨を捧げて閩に赴きて陳明せしめ、福建の督撫列憲の具奏せらるるを荷蒙せり。上諭を欽奉したるに、總理各国事務衙門に着して、即ちに日本に大使するの大臣に伝示し、機を相て妥く籌りて辨理せしめよ。此れを欽しみ欽遵せよ、と案にあり。嗣いで欽差大臣〔何如璋〕、任に抵るの日に於いて、敵國の駐日法司官等、屢次稟を（披）瀝し、懇に（方）法を設けられんことを求め、節々欽差大臣の日（本）国外務省と凱切に理もて論ずるを蒙り、勸積すべきを冀ふ。詎に料らん。日（本）人、悍然として願みず、竟に敢て大いに凶威を肆にし、責めて數百年の藩臣の祀を滅せり。主の憂は臣の辱なり、主の辱は臣の死なり。宏等、何の面目ありてか、また天地の間に立たんや。生きて日（本）國の厲人と為るを願はず、死して日（本）國の厲鬼と為るを願はず。身を廢し首を碎くと雖も、また辞せざるところなり。岡にありて日久しく、千思萬想するに、其の日を曠しくして持久し、坐して滅亡を待つよりは、鬻んぞ雜髮改装して早日に北上するに若かんや。其の垢を含み辱を忍んで琉に在りて生を偷まんよりは、天に呼んで上京し、善道もて守死するに如かず。合国の臣民および商人・郷農より雪片の（如き紛々たる書）信至り、宏を催して道に上せ、楚國の申包胥の痛哭に效ひ、安南の嬰伯審の號求を為さしむ。用て敢て斧鉞を避けず、（天）津に來りて呼泣す。伏して維ふに、中堂（李鴻章）の威恵は天下に播く、海島の小邦、久しく已に奉ずること神明の若し。必ずや天子の撫綏の徳を体し、敵國の傾覆の危を救ふ能はん。情に據りて密奏せられ、速かに拯援の策を賜はり、立に問罪の師を興されん

ことを籲請す。特に上は国主より下は臣民に及ぶまで、世々生々、永く皇恩憲徳を載きて既るなきのみならず、即ち日本の欺悖の志もまた敢て復び明さず、暹羅・朝鮮・越南・台湾・瓊州もまた皇國として永く固かるべし。再、此の番の北上の情節は、応に先ず閩省の各大憲に稟明し、再行啓程すべきも、祇、時日を任需すれば緩は急を濟わざるを恐れ、故に敢て星夜に奔馳し、徑に相府に趨けり。法を犯すの罪は、諒に辞を容れざらん。宏等、上海に在りて聞き得たるに、日本の党は敵國の(中)華に來りて救(援)を請はんとするを密かに防ぎ、遇へば必ず撃捉せんとす、と。宏等、此れが爲めに難髪して服を更め、通事等を延き遊へて同伴し、貿易を作すを以て京に赴けり。然れども、謠言雜多にして心神怯へ迷ふ。且つ風土悉ならず飲食艱難なり。保護憐察を恩賜せらるべきや否や、或いは人の照料するありて以て孤臣を全ふせしめらるべきや。詞に臨んで苦笑し、頰を(地に)稽け頸を延ばして命を待つに至りなり。須らく稟に至るべき者なり。

(琉球国紫巾官向徳宏初次稟稿・光緒五年五月十四日〔一八七九年七月三日〕附)

〔語釈・訳註〕

- (一) 孤臣 国家的な背景をもたない臣。ここでは琉球国滅亡後の清国亡命琉球人を意味する。
- (二) 國戚 琉球国王尚泰の外戚。
- (三) 向徳宏 幸地親方朝常(生没年未詳)の唐名。一八六八(尚泰二十一年)京都における政変のニュースが伝わり、御國元(薩摩)の安泰を祈願した祈禱札を捧げて薩摩へ赴く。一八七五(明治八)年一月、明治政府の内務卿・大久保利通の命により、池城親方(三司官)、与那原親方らとともに

上京、対清国關係断絶の命を受ける。同年七月十日、内務大丞・松田道之に同行して池城、与那原らとともに帰琉、以後二か月間、対清国關係等をめぐる松田との交渉に琉球側代表の一人として参加。松田の帰国にあたり、陳情特使として池城親方らとともに同行。同年九月十一日に那覇出航、同年九月二十五日東京着。以後、約八か月間東京に滞在して琉球救国運動に奔走。一八七六(明治九)年六月、池城親方の内命を帯びて帰琉。同年十二月、浦添朝昭(三司官)の命により蔡大鼎(伊計親雲上)・林世功(名城里之子親雲上)らとともに清国へ密航、翌一八七七(明治十)年四月福州着。福建当局へ尚泰の密咨を提出。福州滞在中、琉球処分のニュースに接し、一八七九(明治十二)年六月二十一日、変装して天津にいたり、李鴻章へ琉球救国を請願。以後、清国における亡命琉球人のリーダーの一人として琉球救国運動に奔走するも效を奏せず、中国大陸を転々と流浪したあげく客死。

- (四) 憲職 上司の役所。ここでは李鴻章の勤務する天津の直隸總督府。
- (五) 道憲 道台(道員)のこと。『清国行政法』によれば、「道員」三種アリ。一ハ督糧・塩米等ノ請道ニシテ、一省内ニ於テ各其所管ノ特別行政事務ヲ分掌シ、一ハ分守・分巡ノ兩道ニシテ、省内特定ノ地方ニ於ケル一般行政事務ヲ管理ス(同書・第一卷下、二三三ページ)という。
- (六) 鄭藻如(天津海關道)のこと。
- (七) 碰頭 頭を地面にすりつけてお辞儀をすること。
- (八) 大清會典 清代の基本的な法津を総合した法典。
- (九) 總理各國事務衙門 總理衙門ともいい、總署とも略称。第二次アヘン戦争後の一八六一年、対外關係事務を処理する機関として設立され、後、清末の重要な國家機關となる(坂野正高「總理衙門の設立過程」『近代中国研究』第一輯参照)。
- (一〇) 薙髮改裝 弁髮にして清国人に変装すること。

(一) 垢を含み辱を忍ぶ。じっと屈辱に耐えること。

(二) 申包胥 春秋時代の楚の人。呉が楚を侵略した時、秦に赴いて救援を要請し、七日間泣き続けたので、ついに秦軍が要請に応じて出動し呉軍を破つたという。この故事にもとずいて、泣いて救援を求めたことを「秦庭に哭す」「秦庭の哭に似たり」といい、あるいは「申包胥の痛哭」という。「春秋左氏伝」定公四年の条参照。

(三) 裴伯耆 不詳。

(四) 中堂 宰相の別称。ここでは直隸總督兼北洋大臣の李鴻章のこと。李鴻章の討伐で頭角をあらわし、一八七〇（同治九）年直隸總督兼北洋大臣となり、以後二十五年間その地位を守った。この間国内の洋務運動を指導し、洋務派の最高実力者として数多くの近代企業を建設するとともに、淮軍・北洋海軍を育成し、外交の面でも日清修好条規、台湾問題、琉球問題、越南問題、朝鮮問題などに関与、清末外交をその一手に引き受けた。一八九四～九五年の日清戦争で淮軍・北洋海軍が壊滅し、下関条約を締結した後、事実上失脚。のち、一八九六年にロシア皇帝戴冠式に使節として派遣され、清露密約を結ぶ。義和團事変後、一九〇一年九月に辛丑条約を締結して、まもなく病没（『清史稿』四一七、列伝一九八など参照）。

(五) 暹羅 シアム国。現在のタイ國の前身。

(六) 瓊州 海南島のこと。

(七) 相府 宰相の役所。ここでは天津の直隸總督府。

〔解説〕

向徳宏（幸地親方朝常）らが琉球國王の密啓を携えて福州へ到ったのは、一八七七（光緒三）年四月のことであった。それから二年間、琉球

問題は日清兩國の外交問題として浮上し、琉球をめぐる兩國の対立は尖鋭化するが、一八七九（明治十二）年三月、明治政府は先手を打って琉球処分を断行した。

このニュースはまず、漂流を装った琉球の密航船によって、福州滞在中の向徳宏らのもとへ届けられた。この密航船は国吉船で、乗船していたのは、那覇久米村士族の湖城以正（親雲上）である（『沖繩県史』13、二七六ページ参照）。ついで、福建商人が日本の東京から携えてきた琉球世子尚典の密書によって、琉球処分の実情がかなり詳細に伝えられた。

事態の急速な展開に対応すべく、向徳宏は自ら天津の李鴻章のもとへ至り、琉球救援のための問罪の師を派遣しよう泣訴する。この間の事情を詳述したのが、この請願書（三）である。

この請願書によれば、向徳宏は琉球処分の第一報を受けとった直後に、まず蔡大鼎らを北京へ派遣して琉球の苦境を訴えさせ、ついで光緒五年四月十七日（一八七九年六月六日）に尚典の密書を受けとった後に、自から北上したことになる。しかし、蔡大鼎の『北上雜記』によれば、蔡大鼎が毛精長（國頭親方）・林世功（名城里子親雲上）らとともに北上したのは、向徳宏の北上より三か月以上も後の同年八月十四日（九月二十九日）のことである。したがって、向徳宏のこの請願書の記述が事実とすれば、蔡大鼎は同年中に二回も北上したことになる。第二回の北上の途中、同年八月二十七日（十月十二日）に蔡大鼎らは天津に立寄り、そこですでに請願運動を展開しつつあった向徳宏と会っている。この時、向徳宏らは大王廟に寄寓し、直隸總督兼北洋大臣の李鴻章に対して、くりかえし琉球救援の請願をつづけ、李鴻章にかなりの影響を与えつつあった。『李文忠公全集』譯置函稿九には、この請願書（三）も収録されている。なお、王芸生編・長野等訳『日支外交六十年史』第一

巻、一八四く五ページに読下し文が収録されているけれども、若干の誤りがある。

四 琉球国の紫巾官・向徳宏より直隸總督兼北洋大臣・李鴻章あて、琉球回復旧のため問罪の師を派遣し、その先鋒に向徳宏を充てられたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情孤臣紫巾官國威向徳宏爲感泣漬稟求解倒懸事竊宏於五月十四日冒叩相府泣懇救難經蒙憲諭准爲辨理復荷憲恩體卹憐念孤臣格外矜全飭爲安插善地常加存問美領事又敬傳恩諭下情感激形於夢寐惟敝國自光緒元年間慘遭日本阻貢敝國主命宏齎咨赴閩陳明國難稟請督撫列憲大人據情具奏復飭宏即日進京匍籲當於光緒三年五月十四日奉到上諭著何丁飭令統行回國毋庸在閩守候將此由四百里諭令知之欽此以致宏不能陳情北上請旨定奪又不能早叩相府預請設法辦理虛延歲月致日本無所顧畏大肆憑陵派官派兵前來敝國將敝國主驅出城外將敝世子擁去國危君辱皆宏不能仰副敝國主進京匍叩之命所致回憶宏齎咨赴閩時敝國主臨行泣詢何嘗倒懸望解之情慘迫急切宏乃稽顙日久迄無成事誤國誤君已屬死有餘罪近承美領事交閱西報中有敝國主被日迫赴日京革去王號給予華族從三品職著令歸國敝世子留質日京等語伏思敝國主忍辱至此無非以敝國素無武備難與抗拒故暫屈辱其身上以延敝國一綫之命脈下以全敝國百姓之生靈斷非甘心忍屈從倭令其所以懇懇屬望於宏冀能籲請天朝拯救知猶是飭宏齎咨赴閩時慟哭望援之心也儼宏仍復需時曠日坐失事機敝國主臥薪嘗膽宏乃苟活儉安眞爲罪上加罪爲此不揣冒昧再行稽首相府前月中堂據情密奏之後大皇帝允否與師問罪

日人之在敝國者如何驅逐敝世子可否召入內都詳察被難之苦情泣求恩示端倪如得與師問罪即以敝國爲鄉導宏願充先鋒使日本不敢逞其兇頑宏於日國地圖言語文字諸頗詳悉甘願效力軍前以洩不共戴天之憤或頒兵敝國堵禦日本如前明洪武七年間命臣吳楨率沿海兵至琉球防守故事使日本不敢明其類伺敝國官民仰仗天朝兵威必能協力齊心盡逐日兵出境自無不克者愚嚮之見是否有當統懇立賜裁決施行則敝國上自國主下及臣民世生永沐皇恩憲德於無既矣臨詞苦吳惶恐待命之至須至稟者  
琉球國紫巾官向徳宏二次稟稿（光緒五年六月初五日附）

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球國の陳情孤臣にして紫巾官國威の向徳宏、感泣して稟を漬ね、倒懸（の苦しみ）を解かれんことを求めんが事の爲めにす。  
窃に、宏、（光緒五年）五月十四日に於いて、相府に冒叩し、泣きて救難を懇ひ、經に憲諭を蒙り、辨理を爲すを准さる。復た荷なくも憲恩もて体恤し、孤臣を憐念し格外に矜全せられ、飭して善地に安插せしめ、常に存問を加へらる。美（アメリカ）領事、又恩諭を敬伝す。下情感激し、夢寐に形はる。  
惟に、敝國、光緒元年の間に、慘しくも日本の阻貢（進貢阻止）に遭ひてより、敝國主、宏に命じて咨を齎して閩に赴き困難を陳（述説）明せしめ、（総）督・（巡）撫列憲大人の情に拠りて具奏せらるるを稟請せしむ。復た宏に飭して即日（北）京に進みて匍籲せしむ。光緒三年五月十四日（一八七七年六月二十四日）に於いて上諭を奉到したるに、何（環）・丁（日昌）に著して飭令もて統て回國せしめ、もつて閩（福州）に在りて守候するなからしめよ。此を將て四百里（の此方）より諭令して之を知らしむ。此れを欽めよ、とあり。以つて宏、北上して旨を請ひ

て定奪せられんことを陳情する能はざるを致す。又早に相府に叩し、預め法を設けて辨理せられんことを請ふ能はず。虚しく歲月を延ばしたれば、日本願畏するところなく大いに憑陵を肆にし、官を派し兵を派して敵國に前來し、敵國主を將つて城外に駆り出し、敵世子を將つて擁し去るを致す。国危くして君辱めらるるは、皆宏が敵國主の（北）京に進みて匍叩せよとの命に仰副し能はざるの致すところなり。

回憶するに、宏、咨を齎して岡に赴くの時、敵國主、行くに臨みて泣きて諭す。何んぞただに倒懸（の苦しみ）、解かれんことを望むの情、惨急にして迫切なるのみならんや、と。宏、乃ち岡に稽ること日久しく、事を成すなきに迄る。國を誤り君を誤ること、已に死するも餘罪あるに属す。

近ごろ美（アメリカ）領事より（手）交せられて聞きたる西報（西洋新聞）中に、敵國主、日（本）に迫られて日京（東京）へ赴き、王號を革去して華族・従三品の職を給与せられ、著して冊國せしめられ、敵世子は（人）質として日京に留めらる等の語あり。伏して思ふに、敵國主辱を忍んで此に至るは、敵國衆より武備なく、（日本）と抗拒しがたきが故に、暫く屈して其の身を辱め、上、以て敵國一線の命脈を延ばし、下、以て敵國百姓の生靈を全ふせしむるを以てするにあらざるはなし。断じて心より容忍し倭令（日本の命令）に屈從するにはあらざるなり。その懇々として宏に属望し、よく天朝の拯救を願請するを冀ふ所以にして、猶これ、宏に飭して咨を齎して岡に赴かしむるの時、慟哭して援を望める心の如きものなるを知るなり。もし宏仍ちまた時を帯め日を曠しくして、坐して事機を失すれば、敵國主、臥薪嘗胆し、宏乃ち苟活儉安するものにして、真に罪の上に罪を加ふると為すべし。

此れが為めに、冒昧を措かずして再び相府に稽首す。前月、中堂（李鴻章）、情に撓りて密奏せらるるの後、大皇帝（光緒帝）、師を興して

（日本の）罪を問ふを允ざるや否や、日本人の敵國に在る者は、如何にして驅逐するや、敵世子は内都に召入して難を被るの苦情を詳察せらるべきや否や、泣きて端倪（手がかり）を恩示せられんことを求む。もし師を興して罪を問ふを得ば、即ち敵國を以て郷導と為されよ。宏、先鋒に充り、日本をして敢へて其の兇頑を逞しくせざらしめんことを願ふ。

宏、日（本）國の地図・言語・文字に於ては、諸を頗る詳悉すれば、甘んじて軍前に力を效し、以て共に天を戴かざるの憤りを洩さんことを願ふ。或いは兵を敵國に頒つて日本を堵禦すること、前明の洪武七年の間、臣貞慎に命じ、沿海の兵を率いて琉球に至りて防守せしむるの故事の如くし、日本をして敢て其の種伺を萌さざらしめば、敵國の官民、天朝の兵威を仰ぎ仗り、必ずやよく力を協せ心を齊しくし、尽く日（本）兵を逐ひて出境せしめ、自から克たざる者なからん。愚瞽の見、当あるや否や。統て懇ふらくは、立に裁決を賜はりて施行せらるれば、則ち敵國、上は國王より下は臣民に及ぶまで、世々生々、永く皇恩慈德に沐して既るなからん。詞に臨んで苦哭す。惶恐待命の至りなり。須らく稟に至るべき者なり。

（琉球國紫巾官向徳宏二次稟稿・光緒五年六月初五日）（一八七九年七月二十三日）附

〔語釈・訳註〕

- (一) 憲諭 上官の指令。ここでは李鴻章の指令を指す。
- (二) 稔全 あわれんで援助すること。
- (三) 安插 安定させること。安居させること。落ち着かせること。
- (四) 存問 安否を問うこと。
- (五) 下情 私の心情。下位のものが上位のものに対して自己の心情を訴える時

の用語。

(一六) 匍匐 匍は腹ばいになること。額は請求すること。平身低頭してお願いすること。

(一七) 何璟 光緒二年九月十一日(一八七六年十月二十七日)より光緒十年七月二十七日(一八八四年九月十六日)までの八年間の閩浙総督。字は小宋。広東省香山の人。道光二十七年の進士。アヘン戦争の時期、仏山鎮で英軍を撃退するのに功績をあげ、その後官位を榮進したが、一八八四年の清仏戦争の際、馬尾敗戦の責任を問われて免職され、その四年後に死去(『清代七百名人伝』中、一三八六―一三九一ページ参照)。

(一八) 丁日昌 光緒元年十一月十四日(一八七五年十二月十一日)から光緒四年四月六日(一八七八年五月七日)までの福建巡撫(錢奕甯編『清季重要職官年表』参照)。清末の洋務派官吏。広東省豐順県の人。太平天国の時期に曾國藩の幕僚となり、ついで李鴻章のもとで上海の機器局を経営したり、蘇松太道(道台)として外国人との交渉にあたり、手腕を發揮した後、一八七五年に福建巡撫となり、福州船政局の経営にあたった(『清史稿』四五四・列伝三三五)。

(一九) 守候 待ちうけること。待機すること。

(二〇) 定奪 決裁すること。

(二一) 憑陵 自己の勢力をかさにきて人をいじめること。

(二二) 匍叩 平身低頭してお願いすること。

(二三) 倒懸 さかさまにつるされ、血が逆流するような苦しみ。

(二四) 怒々・憂うるさま。

(二五) 臥薪嘗胆 固い薪の上に寝て、苦い胆を嘗めること。目的を果たすために、あらゆる苦難に耐えること。春秋戦国時代の呉越戦争の故事から出た有名な成語(『十八史略』)。

(二六) 苟活儉安 一時の間生きながらえて目先の安逸をむさばること。

(一七) 冒昧 軽率、無鉄砲、だしぬけ、愚かな者の粗忽な振舞い。ここでは恐れをかえりみないこと。

(一八) 稽首 最敬礼すること。頭を地につけること。頭を腰より下に下げること。

(一九) 内都 王城のある都。ここでは北京のこと。

(二〇) 呉楨 いかなる人物か不詳。なお洪武七年に呉楨が沿海の兵を率いて琉球へ至り防守したという故事の典拠も、いまのところ、確認することはできない。

(二一) 窺伺 他人の様子を伺って隙あらば襲いかかろうと企むこと。

(二二) 愚誓 物事の道理に暗いもの。自己の謙称。

(二三) 皇恩霽徳 大いなる恩と徳。皇恩は皇帝の恩。霽徳は上司の徳。

(二四) 惶恐待命 恐れ謹んでひたすら命令の下るのを待つこと。

〔解説〕

光緒五年五月十四日(一八七九年六月二十一日)に第一次稟稿つまり請願書(三)を提出してから、一か月後の同年六月五日(七月二十三日)に向徳宏は再び李鴻章へ第二次稟稿つまりこの請願書(四)を提出したわけであるが、ここではとくに問罪の師を派遣することの必要性和その際の琉球側の協力体制について強調されている。その際、向徳宏は日本の地理・言語・文字に詳しいことを述べて、問罪の師を派遣することになれば、自から先鋒役をつとめたいと申し出ているのである。

たしかに、向徳宏は一八七五(明治八)年から翌年にかけて、約一年間、東京で毛有斐(池城親方安規)らとともに明治政府への陳情・請願をつづけたことがあり、日本事情についてはかなり詳しい知識をもっていた。李鴻章は日本事情に通じた向徳宏から情報を得たばかりでなく、琉球問題をめぐる明治政府との交渉にあたって、向徳宏を大いに活用し

ている。たとえば明治政府の外務卿・寺島宗則からの清国政府あての公文に反論するため、李鴻章は向徳宏に寺島の公文を提示して反駁の資料の作成を命じているが、これに応えて向徳宏は寺島の公文に対する詳細な反駁の資料を作成している。『李文忠公全集』訳署函稿九に収録されている「向徳宏登覆寺島來文節略」がそれである。

向徳宏はまた李鴻章との接触を通じて、琉球問題をめぐる日清間の外交交渉の状況についてある程度の情報を得たばかりでなく、この請願書（四）にも指摘されているように、清国駐在のアメリカ公使からも情報を提供されていたようである。この点は、いわゆる琉球分島問題の顛末を考察する上で重要である。

なお、この請願書（四）の読下し文も王芸生著・長野等訳の前掲書に収録されているが、若干の読み誤りがある。

五 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より總理衙門あて、琉球滅亡の慘狀を憐れみ、速かに救援の手をさしのべられたき旨の請願書

〔原文〕

此稟投遞總署

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進貢京回正使耳目官 毛精長 謹

陳情通事 林世功

稟爲國滅主執民不聊生號懇據情奏請天恩迅賜救存以復貢典事竊敝國自遭日本阻貢以致脅執國主種々凌虐疊經稟明閩省督撫大憲徵請奏聞各在案理

宜恭候天朝辨理何敢冒瀆緣八月初五初七等日據敝國官吏向好問金德輝楊逢春等來閩報稱先後奉王弟尚弼命飾爲漂風低岡之狀再行告急敝國慘遭日本侵滅竟將國主世子執赴該國屢次哀請回國不肯允許乃謂現與中國互相齟齬應俟大局已結飭行復國本年五月王弟尚弼等業經特飭向廷槐等抵閩請救拳國听夕實深聆望詎意日人於六月十四日率領巡查兵役突入世子宮先將各門緊守迫索歷朝頒賜詔勅此乃小邦鎮國之寶虔誠供奉豈敢輕以示人當即再三懇說日人不聽各官與之據理爭論日人大怒立召巡查數十名毒打各官直行脅去至天朝欽賜御書匾額寶印亦恐被其奪掠百方護護憂慮滋深又近日上自法司等官下至紳耆士庶外而屬島監守官筆帖式暨其頭目土役人等多被倭人劫至各處衙署嚴行拷審或有固執忠義自刎而死者又將諸署所有簿冊暨倉庫所藏錢糧一概脅取且馳赴諸郡迫以投納賦稅即行嚴責復將所積米穀擅行封去除此之外首里久米那霸各府被其蹂躪者指不勝屈又本年六七月間有疫癘流行該日人在那霸地方假設醫局託爲療疾強將染病之人帶去莫知踪跡或有割胸取肝嗚呼日人封豕長蛇既吞國執主復囚官害民苛責掠奪無所不至非仰仗聖天子之靈靈迅賜救援別無籌策各等語長等一聞之下肝胆崩裂相共歎泣業已具稟哀懇閩省大憲據情陳奏迅賜救難伏念敝國累世相承上膺冊封久備外藩自國主以迄臣民罔非天朝赤子今遭倭人荼毒竟致主辱國亡長等誤國之罪万死猶輕爲此難髮改装附舟北上長跪哀號泣血籲請伏乞總理諸位大人俯憐二百年來效順屬藩被倭虐待拯孔亟恩准據情奏請皇上宣揚天威迅賜救存以復貢典則闔國感戴皇恩憲德實無涯涘之至再此番進京應先稟明閩省大憲仰候允准而後啓行祇因事在急迫救主情切是以不揣冒昧瀝情逕稟犯法之罪所不敢辭惟求恩全不勝激（切惶）恐之至謹稟

光緒五年九月初八日



〔読下し文〕

(此の稟、総署に投通す)

琉球国の前に進貢して京より回りたる正使耳目官・毛精長(一) 陳情都通事・蔡大鼎(二) 陳情通事・林世功(三) 謹しみて稟し、国威び主執へられ、民生に聊せざれば、情に抛りて奏請せられ、天恩もて迅かに救存を賜はり、以て貢典を復せられんことを號懇せんが事の爲めにす。

窃に想ふに、敵国、日本の阻貢〔進貢阻止〕に遭ひてより、以て國王を脅執せらるるを致す。種々の凌虐は、屢々すでに閩省の(総)督・(巡)撫大憲に稟明し、奏聞せられんことを續請して、各々案に在り。理として宜しく恭しみて天朝の辨理を候つべし。何ぞ敢へて冒瀆せんや。

縁に、(光緒五年)八月初五、初七等の日に、敵国官吏の向好問(四) 金德輝・楊逢春等、閩に來りて報稱するに抛るに、先後して王弟尚弼(七)の命を奉じ、飾ひて風に漂ひて閩に抵るの状を為し、再行急を告げんとす。敵国、慘ましくも日本の侵滅に遭ひ、竟に國王・世子は執えられて該國へ赴くを將つて、屢次回國せしめられんことを哀請するも、肯へて允許せずして乃ち謂ふ。現に中国と互いに相い葛藤すれば、応に大局の已に

結ぶを俟ちて、飭行して國に復さしめん、と。本年五月、王弟尚弼等、業に經に特に向廷槐等に飭して閩に抵りて救を請はしむれば、舉國昕夕に実に深く聆望せり。詎ぞ意はん。日(本)人、六月十四日に於いて、巡查・兵役を率領し、世子宮に突入して、先ず各門を將つて緊守し、歴朝の頒賜せる詔勅を迫索せり。此れ、乃ち小邦の鎮國の宝にして、虔誠に供奉せるものなり。豈に敢て輕々しく以て人に示さんや。当即に再三懇説すれども、日(本)人聴かず。各官これと理に抛りて争論す。日(本)人大いに怒り、立に巡查數十名を召して各官を毒打せしめ、直ちに

行じて奪去せしむ。天朝の欽賜せる御書・匾額・宝印に至っては、亦その奪掠を被らんことを恐れ、百方謹護するも、憂慮滋々深し。又、近日、上は法司等の官より、下は紳耆・士庶に至るの外、屬島の監守官・筆帖式および其の頭目の土役人等は、多く倭人に劫せられ、各處の衙署に至つて嚴しく拷(問)審(究)を行らる。或いは固く忠義を執りて、自ら刎ねて死する者あり。又、諸署の所有簿冊および倉庫所藏の錢糧を將つて、一概に奪取し、且つ馳せて諸郡に赴き、迫るに賦税を投納するを以てし、即ちに嚴責を行ひ、復た積む所の米穀を將つて擅に封を行ひて(持)去る。此れを除くの外、首里・久米・那覇の各府にして其の躑躅を被る者は、指もて屈するに勝へず。又、本年六七月の間、疫癘の流行するあり。該日(本)人、那覇地方に在りて、医局を仮設し、言を療疾に託し、強ひて染病の人を將つて帶去するも、踪跡を知る莫し。或は胸を割き肝を取らるものあり。嗚呼、日(本)人は封家長蛇にして既に國(土)を呑み(國)主を執え、復た官を囚へ民を害し、苛責掠奪、至らざる所なし。仰ぎて聖天子の声靈に仗り、迅かに救援を賜はるにあらざれば、別に籌策なし等の語あり。

(毛精)長等、一たびこれを聞くの下、肝胆崩れ裂けんとし、相い共に泣を飲む。業に已に具稟し、閩省の大憲、情に抛りて陳奏せられ、迅かに救難を賜はらんことを哀懇せり。伏して念ふに、敵國は累世相承り、上より冊封を膺け、久しく外藩に備り、國王より以て臣民にいたるまで、天朝の赤子にあらざるはなし。今、倭人(日本人)の荼毒に遭ひ、竟に(國)主辱められ、國(家)亡ぶを致す。長等の國を誤るの罪は万死するとも猶輕し。此れが爲めに雜髮改裝し、舟に附して北上せり。(毛精)長、踞きて哀号し、泣血もて籲請す。伏して乞ふらくは、總理(衙門)の諸位大人、二百年來順を效せる屬藩が倭の凌虐を被りて拯を待つこと孔た亟なるを俯憐せられ、情に抛りて皇上に奏請するを恩准せ

られ、天威を宣揚し、迅かに救存を賜ひ、以て貢典を復せられよ。則ち  
 閩国、皇恩徳徳を感戴すること、実に涯<sup>(九)</sup>なまきの至りなり。再、此の番  
 の（北）京進（入）は庇に先ず閩省の大憲に稟明し、仰ぎて允准（許可）  
 を候<sup>(一〇)</sup>ち、而る後に啓行すべきも、祇、事は急迫に在り、（国）主を救は  
 んとするの情切なるに因り、是を以て冒昧を揣らず、（心）情を（披）  
 瀝して逕ちに稟す。法を犯すの罪は敢て辞せざる所なるも、惟だ恩全を  
 求むるのみ。激切惶恐の至りに勝へず。謹しみて稟す。

光緒五年九月初八日（一八七九年十月二十二日）

〔語釈・訳註〕

(一) 毛精長 国頭親奉上盛乗の唐名。琉球最後の進貢使として、一八七四（明  
 治七）年に渡清。翌年、明治政府の進貢禁止命令によって帰国することが  
 できず、そのまま福州に滞在。琉球処分後、清国内で亡命琉球人のリーダー  
 の一人として琉球救国運動に奔走。

(二) 蔡大鼎 伊計親奉上大鼎の唐名。蔡氏伊計家の十世。字は汝霖。一八七五  
 （明治八）年、明治政府の進貢禁止命令が出され、翌年の進貢船派遣が不  
 可能となったことから、この窮状を清国へ訴えるため、陳情特使として向  
 徳宏（幸地親方朝常）・林世功（名城里之子親奉上）らとともに福州へ密  
 航。琉球処分の報に接すると剃髮改装して北上し、総理衙門や礼部に琉球  
 救国を訴えた。一八八〇年十一月、分島条約案に抗議して同志の林世功が  
 自殺すると、蔡大鼎はその請願書を総理衙門に届けている。その後も北京  
 と福州の間を往復、琉球救国運動に奔走するが、效なくして客死。『閩山  
 遊草』「北上雜記」などの著書がある。

(三) 林世功 一八四一・十二・二十四〜一八八〇・十一・二〇 名城里之子親  
 奉上の唐名。「官生新垣」の名前でも知られる。那覇の久米村に生まれ、

一八六五（尚泰十八）年に官生科に合格、一八六八（明治元）年十月、北  
 京の国子監に留学。帰国後、国学大師匠、ついで世子尚典の講師となる。  
 一八七六年、三司官溥添朝昭の命をうけ、向徳宏・蔡大鼎らとともに福州  
 へ密航。一八七九年十月、琉球処分の報をうけ毛精長・蔡大鼎らとともに  
 北上し、北京の総理衙門や礼部に琉球救国を訴えた。翌一八八〇年、十一  
 月二十日、日清両国の琉球分島案に抗議して自刃。拙稿「琉球殉難事件考」  
 一林世功の自刃とその周辺——」（『球陽論叢』一九八六年刊）参照。

(四) 向好問 琉球名不詳。誰の唐名であるかは特定できないが、琉球処分直後  
 の一八七九（明治十二）年四〜五月頃に琉球処分の報を伝えるべく、清国  
 へ亡命したものの一人である。ちなみに、久米村士族の湖城以正が同年旧  
 三月に国吉船で亡命、首里士族の長浜真仁、神山庸忠、美里朝周の三名が  
 同年旧四月に内閣船で亡命、同じく首里士族の喜納朝明、久米村士族の豊  
 里徳輝の二人が同年旧七月に新垣船で亡命、首里士族の儀間三良が同年旧  
 八月に国吉船で亡命している（『沖縄県史』13、二七六ページ参照）。そ  
 のうち、豊里徳輝の唐名は特定できるので、残りの湖城、長浜、神山、美  
 里、喜納、儀間のうちいづれかの唐名ということになる。

(五) 金徳輝 豊里徳輝の唐名。那覇久米村の士族。道光二十七年一月十七日  
 （一八四七年三月三日）生まれる。咸豊八（一八五八）年に若秀才となり、  
 咸豊十一（一八六一）年に秀才に挙げられる。同治四（一八六四）年の冊  
 封使来琉の際、理宴司補助職をつとめ、その功績によって同治六（一八六  
 六）年若里之子に抜擢され、通事に昇任。琉球処分の時点では親奉上であ  
 ったが役職は不明（『那覇市史』資料編第一巻の6、『沖縄県史』13、二七  
 六ページ参照）。

(六) 楊逢春 琉球名不詳。前掲の湖城、長浜、神山、美里、喜納、儀間のいづ  
 れかであろう。

(七) 尚舜 一八四七・六・四〜一九二五・八・十一 今帰仁朝敷の唐名。尚育

王の第三子、尚泰王の弟。一八六九(尚泰二十二年)に今帰仁間切を領有して今帰仁王子と称した。琉球処分時期には、病気の尚泰に代って薩王代理として松田道之(琉球処分官)らと応接、廢藩置県を行なう旨の明治政府の連書を受取った。のち一八九〇(明治二十三年)に男爵に叙せられる(松田道之編『琉球処分』参照)。

(八) 向廷槐 琉球名不詳。

(九) 世子宮 世子尚典の中城御殿。

(一〇) 法司官 三司官。琉球王府の最高官(三名)。

(一一) 監守官 通常、那覇に置かれた薩摩の在番奉行を監守官と称したが、ここでは宮古・八重山に派遣された首里大屋子のこと。

(一二) 筆帖式 本来は満州語で字を書く人。つまり書記を意味するが、ここでは筆者(書吏)のこと。

(一三) 頭目の土役人 宮古・八重山の最高の行政職たる頭のこと。宮古に三名、八重山に三名の頭がおかれ、合議によって政治を運営していた。

(一四) 自ら刎ねて死する者あり。琉球処分の時期に、琉球処分に抗議して自殺したことが確認されるのは、北京における林世功一人であり、琉球現地で自殺者が出たことは確認されていないので、この記述は誇張されたものであろうと思われる。但し、明治政府の厳しい取り調べをうけて死亡したものは若干名確認される。

(一五) 踏躓 踏みにじる。蹂躪する。

(一六) 封豕長蛇 大きな豚と長い蛇。転じて貪欲で狂暴な人。

(一七) 薙髮改裝 清朝支配下の中国人のように頭の中心以外の髪を剃り落し、剃り残した髪を後へたらず弁髪にして、中国人に変装すること。

(一八) 涯涘 水際のこと。転じて限りのこと。

(一九) 啓行 出発すること。旅立つ。

(二〇) 恩全 恩恵のこと。

〔解説〕

毛精長(國頭親雲上盛業)は最後の進貢正使である。北京における大役を果して福州へもどったのは一八七六(明治九年)年のことであった。本来ならこの年の進貢船の福州到着を待って帰国するはずであったが、向徳宏(幸地親方朝常)らの福州密航によって進貢船の派遣が不可能となったことを知り、そのまま福州に滞在して向徳宏らとともに救国運動に奔走することになる。

琉球処分の報が頻々と福州へ伝えられてきた一八七九(明治十二年)の九月二十九日(光緒五年八月十四日)、毛精長は蔡大鼎・林世功らを引きつれて北上、二十日後の同年十月十九日に北京へ到着するや、総理衙門・礼部等へ琉球救国の請願運動を開始した。この間の事情は蔡大鼎の『北上雜記』に収録されている「由閩北上実録」に詳述されている。

天津における向徳宏の李鴻章への請願活動と呼応しながら、毛精長らは北京到着から一年余にわたって総理衙門・礼部への請願書を十回余もくり返し提出しつづけるわけであるが、この請願書(五)は、その最初のものである。この請願書を一読すれば、琉球処分の実情がかなり正確に把握されていることに気づくであろう。たとえば、日本の官吏・兵士が世子宮つまり中城御殿に突入して多数の琉球士族を逮捕・拷問したと、当時コレラが流行していたので、沖縄県当局がその対策にかこつけて処分反対派の弾圧にのり出していたことなどが、やや誇張されながらも、琉球からの情報として伝えられている。

この請願書(五)では、清国政府に対して具体的な行動が提示・要請されているわけではなく、琉球処分の実情を清国政府当局へ伝えることに、この請願書の狙いがあったものと思われる。この請願書(五)は総理衙門に受理された。その全文は東恩納寛博が福州の琉球館で筆写した

といわれる『北京投稟抄』のなかに収録されている。また、その読下し文は王芸生編著・長野等訳の前掲書一八九〜一九一ページに収録されているが、若干字句の出入がある。

六 琉球国の前進貢正使耳目官・毛精長等より礼部の恩承等あて、琉球滅亡の惨状を憐れみ、すみやかに救援の手をさしのべられたき旨の請願書

〔原文〕

此稟遞礼部

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進貢京回正使耳目官 毛精長 謹

陳情通事 林世功

稟爲國滅主執民不聊生號懇據情奏請天恩迅賜救存以復貢典事竊敝國自遭日本阻貢以致裔執國主種々凌虐疊經稟明閩省督撫大憲願請奏聞各在案理宜恭候天朝辦理何敢冒瀆緣八月初五初七等日據敝國官吏向好問金德輝楊逢春等來閩報稱先後奉王弟尚弼命飾為漂風抵閩之狀再行告急敝國慘遭日本侵滅竟將國主世子執赴該國屢次哀請回國不肯允許乃謂現與中國互相葛藤應候大局已結飭行復國本年五月王弟尚弼等業經特飭向廷槐等抵閩請救奉國所夕實深聆望詎意日人於六月十四日率領巡查兵役突入世子宮先將各門緊守迫索歷朝頒賜詔勅此乃小邦鎮國之寶虔誠供奉豈敢輕以示人當即再三懇說日人不聽各官與之據理爭論日人大怒立召巡查數十名毒打各官直行脅去至天朝錫御書通額寶印亦恐被其奪掠百方謹護憂慮滋深又近日上自法司等官下至紳耆士庶外而屬島監守官筆帖式暨其頭目土役人等多被倭人劫

國至各處衙署嚴行拷審或有固執忠義自刎而死者又將諸署所有簿冊暨倉庫所藏錢糧一概奪取且馳赴諸郡迫以收納賦稅（即行嚴責復將所積米穀擅行封去除此之外）首里久米那霸各府被其（蹂躪）者指不勝屈又本年六七月間有疫癘流行該日人在那霸地方假設醫局託爲療疾強將染病之人帶去莫知踪跡或有割胸取肝嗚呼日人封家長蛇既吞國執主復囚官書民苛實掠奪無所不至非仰伏聖天子之靈靈迅賜救援別無籌策各等語長等一聞之下肝胆崩裂相共飲泣業已具稟哀懇閩省大憲據情陳奏迅賜救難伏念敝國累世相承上膺冊封久備外藩自國主以迄臣民罔非天朝赤子今遭倭人荼毒竟致主辱國亡長等誤國之罪万死猶輕爲此雅髮改装附舟北上長跪哀號泣血懇請除稟總理諸位大人外伏乞大部大人俯憐二百年來效順風藩被倭凌虐待拯孔亟恩准據情奏請皇上宣揚天威迅賜救存以復貢典則閩國感戴皇恩德實無涯湊之至再此番進京應先稟明閩省大憲仰候允准而後啓行祗因事在急迫救主情切是以不揣冒昧瀝情逕稟犯法之罪所不敢辭惟求恩全不勝激切惶恐之至謹稟

光緒五年九月十日

〔號下し文〕

（此の稟、礼部に通す）

琉球国の前に進貢して京（北京）より回りたる正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・林世功、謹しみて稟し、國滅び主執へられ、民生に聊せざれば、情に抛りて奏請せられ、天恩もて迅かに救存を賜ひ、以て貢典を復せられんことを号懇せんが事の爲めにす。窃に想ふに、敝國、日本の阻貢（進貢禁止）に遭いてより、以て國主を脅執せらるるを致す。種々の凌虐は、屢々すでに閩省の（總）督・（巡）撫大憲に稟明し、奏聞せられんことを願請して各々案にあり。理

として宜しく恭しみて天朝の辨理を候つべし。何ぞ敢へて冒瀆せんや。縁に、(光緒五年)八月初五・初七等の日に、敵国官吏の向好問・金徳輝・楊逢春等、岡に來りて報稱するに拠るに、先後して王弟尚弼の命を奉じ、飾ひて風に漂ひて岡に抵るの状を為し、再行急を告げんとす。敵国、惨ましくも日本の侵滅に遭ひ、竟に国主・世子は執へられて該國へ赴くを將つて、屢次回國せしめられんことを哀請するも、肯へて允許せずして乃ち謂ふ。現に中国と互いに相い葛藤すれば、応に大局の已に結ぶを候ちて、旣行して國に復さしめん、と。本年五月、王弟尚弼等、業に經に特に向廷槐等に飭して岡に抵りて救を請はしむれば、拳國所夕に実に深く聆望せり。詎ぞ意はん。日(本)人、六月十四日に於いて、巡查・兵役を率領し、世子宮に突入して、先ず各門を將つて緊守し、歴朝の頒賜せる詔勅を迫索せり。此れ、乃ち小邦の鎮國の宝にして、虔誠に供奉せるものなり。豈に敢て軽々しく以て人に示さんや。当即に再三懇説すれども、日(本)人聴かず。各官これと理に拠りて争論す。日(本)人大いに怒り、立に巡查数十名を召して各官を毒打せしめ、直ちに行じて奪去せしむ。天朝の欽賜せる御書・暹額・宝印に至つては、亦その奪掠を被らんことを恐れ、百万護護するも、憂慮滋々深し。又近日、上は法司等の官より下は紳耆士庶に至るの外、属島の監守官・筆帖式および其の頭目の土役人等は、多く倭人に劫せられ、各処の衙署に至つて厳しく拷(問)審(究)を行らる。或いは固く忠義を執りて、自から刎ねて死する者あり。又、諸署の所有る簿冊および倉庫所蔵の錢糧を將つて、一概に奪取し、且つ馳せて諸郡に赴き、迫るに賦税を投納するを以てし、即ちに嚴責を行ひ、復た積む所の米穀を將つて、壇に封を行ひて(持)去る。此れを除くの外、首里・久米・那覇の各府にして其の糟躰を被る者は、指もて屈するに勝へず。又、本年六七月の間、疫癘の流行するあり。該日(本)人、那覇地方に在りて医局を仮設し、言を療疾に

託し、強ひて染病の人を將つて帶去するも、踪跡を知る莫し。或は胸を割き肝を取らるるものあり。嗚呼、日(本)人は封豕長蛇にして、既に國(土)を呑み(國)主を執え、復た官を囚え民を害し、苛責掠奪、至らざる所なし。仰ぎて聖天子の声靈に仗り、迅かに救援を賜はるにあらざれば、別に籌策なし、との各等の語あり。

(毛精)長等、一たびこれを聞くの下、肝胆崩れ裂けんとし、相い共に泣を飲む。業に已に具稟し、閩省の大憲、情に拠りて陳奏せられ、迅かに救難を賜はらんことを哀懇せり。伏して念ふに、敵國は累世相い承け、上より冊封を膺け、久しく外藩に備はり、国主より以て臣民に迄るまで、天朝の赤子にあらざるはなし。今、倭人(日本人)の荼毒に遭ひ、竟に(國)主辱められ、國(家)亡ぶを致す。長等の國を誤るの罪は、万死するとも猶お軽し。此れが為めに雉髮改裝し、舟に附して北上せり。(毛精)長、跪きて哀号し、泣血もて籲請す。總理(衙門)の諸位大人に稟するを除くの外、伏して乞ふらくは、大部(礼部)の大人、二百年來順を效せる属藩が倭の凌虐を被りて拯を待つこと孔だ亟なるを俯憐せられ、情に拠りて皇上に奏請するを恩准せられ、天威を宣揚し、迅かに救存を賜ひ、以て貢典を復せられよ。則ち閩國(琉球)、皇恩憲徳を感戴すること、実に涯淡なきの至りなり。再、此の番の(北)京進(入)は、応に先ず閩省の大憲に稟明し、仰ぎて允准(許可)を候ち、而る後に啓行すべきも、祇、事は急迫に在り、主を救ふの情切なるに因り、是を以て冒昧を揣らず、(心)情を(披)瀝して逕に稟す。法を犯すの罪は敢て辞せざる所なるも、惟だ恩全を求むるのみ。激切惶恐の至りに勝へず。謹しみて稟す。

光緒五年九月十日(一八七九年十月二十四日)

〔解説〕

この請願書（六）は、前出の請願書（五）とほとんど全く同文で、提出先と提出の日附がちがうだけである。毛精長らは、まず請願書（五）を総理衙門へ提出し、その二日後の光緒五年九月十日（一八七九年十月二十四日）に同文の請願書（六）を礼部へ提出したわけである。

総理衙門は第二次アヘン戦争後の一八六一年に創設された外国関係事務を処理する外交機関であり、欧米各国との関係事項を取扱ったが、琉球問題をめぐる日清間の外交問題も主管していたから、毛精長らがまず総理衙門へ請願書を提出したのは当然である。しかし、従来、琉球の進貢冊封関係事務を主管するのは礼部であって、琉球の請願書は礼部へ提出するのが慣例であったから、今回も、毛精長らは総理衙門につづいて礼部へも請願書を提出したのである。

礼部へ提出したこの請願書（六）は、『清季外交史料』巻十七に「附琉球国官員稟」という見出しで収録され、また『清光緒朝中日交渉史料』巻一には「琉球国耳目官毛精長を援稟」という見出しで収録されているが、いづれも光緒五年九月十三日の日付になっている。この日付は、礼部が受理した日付であろう。

ここでは、東恩納文庫所蔵の『北京投稟抄』に収録されたものを底本にしなが、上記二書によって若干の補訂を加えた。

ところで、毛精長らの請願書を受理した礼部や総理衙門はどのように対応したのであろうか。礼部は光緒五年九月十三日付の密奏において、毛精長らの北上入京の事情を述べ、「此の次米京して正陽門外の旅舎に寓居すれば、恐らくは以て防衛に資して懐柔を示すに足らず」として、さらに「該国貢使の来京の例に准照し、其れをして暫く四訳館（朝貢國の使節の住居）に在りて居住せしめ、口糧食物を給与し、一面、臣が部

より直隸総督に飛咨し、迅かに委員を派して来京せしめ、護送して閩に回らしめん」と提案している（『清光緒朝中日交渉史料』巻一、三十五ページ）。また、総理衙門も同日付の密奏で「臣が衙門より資銀（旅費）三百両を發給し、舟を派して送りて天津へ至らしめ、再、李鴻章より員を派して護送して閩に回らしめん」と提案している（同右）。要するに、いづれも毛精長らを北京にとどめず、福州へ送りかえそうというわけである。その理由は、総理衙門の密奏によれば、「若し守候して日久しければ、誠に恐るらくは、別に枝節を生じ、窒碍を多くするを致さん」（同右）というにあった。

総理衙門や礼部は、毛精長らの亡命琉球人が長い間北京に留っていると日本から言いがかりをつけられ、外交上にさらに新たな問題が生じ、障害が増えることを恐れていたのである。

七 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より総理衙門あて、琉球使臣の福州帰還の時期を緩らせ、暫く北京に滞在せしむるよう奏請せられたき旨の請願書

〔原文〕

此稟不蒙收下

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進貢正使耳目官 毛精長 謹

陳情通事 林世功

稟爲籲天懇請恩准據情奏緩回國暫留京城事竊長等昨蒙總辦各位大人面奉

王爺暨中堂大人鈞諭汝等所遞稟詞業已上奏飭汝回閩不必在京守候並皇恩賞賜白銀三百兩以爲京回之費等因(欽遵)仰見天恩浩(厚)憲德周詳實(爲)感激之至理應敬謹欽遵何敢冒瀆惟是長等在閩守候多年既不能請救竟致主執國亡已屬死有餘罪前奉閩省大憲傳諭琉球阻貢事件專歸總理通商衙門暨欽差大臣辦理等因與其曠日持久在閩偷生曷若早日進京瀝情面訴庶乎父母孔迺迅賜辦理矣爲此犯法北上親叩轅下冒死號懇並誓未克落事不敢回閩且長等此番雖云改装進京亦多經過外國人屬目地諒日人亦可以聞哉如或未能成事即行回去深恐日人錯認天朝已將琉球事件從緩辦理益肆鴟張無所不至是欲拯國難卻貽國害尤爲罪上加罪因思欲遵旨回去既不免速禍之虞欲在京守候又難逃違旨之罪進退維谷再四思圖惟冒死號請王爺暨諸位大人憐念屬藩孤臣救主存國之苦情格別體恤恩准緩回閩暫留京城長等小心靜候萬不敢任意舉動上負大人矜全罪臣之至意不勝惶悚待命之至謹稟

光緒五年九月十五日

〔説下し文〕

(此稟は収下を蒙らず)

琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・林世功、謹しみて稟し、天に籲ひ、情に抛りて閩に回るを緩らせ、暫く京城に留めんと奏するを恩准せられんことを懇請せんが事の爲めにす。 窃に、長等、昨、総辦の各位大人の面奉せる王爺および中堂大人の鈞諭を蒙りたるに、汝等の通する所の稟詞は、業に已に上奏せり、汝に飭して閩に回らしむ、必ずしも京に在りて守候せざれ、並に皇恩もて白銀三百兩を賞賜し、以て(北)京より回るの費と爲さしむ等の因あり。欽遵せり。仰ぎて天恩浩厚にして憲德周詳なるを見る。実に感激の至りと

爲す。理として応に敬謹し欽遵すべし。何ぞ敢へて冒瀆せんや。

惟、是れ、長等、閩に在りて守候すること多年なるも、既にして救を請ふ能はずして、竟に(國)主執へられ(家)亡ぶを致せば、已に死するも余罪あるに屬す。前に閩省の大憲の伝諭を奉じたるに、琉球の(進)貢を阻まるるの事件は、専ら總理通商衙門および欽差大臣の辦理するに帰す等の因あり。其の日を曠しくして持久し、閩に在りて偷生するよりは、曷ぞ、早日に(北)京に進(入)し、(心)情を(披)瀝して面訴し、父母孔だ遼くとも、迅かに辦理を賜はるを庶乎ふに若んや。此れが爲めに法を犯して北上し、親から轅下に叩し、死を冒して号懇し、並びに未だ事を成す克はざれば、敢て閩に回らずと誓ふ。且つ、長等は此の番改装して(北)京に進(入)すると云ふと雖も、亦外國人の屬目の地を経過すること多し。諒るに、日(本)人も亦以て聞すべきか。如し或いは未だ事を成す能はずして即行に回去すれば、日(本)人は天朝(清朝)已に琉球事件を將つて緩に從りて辦理すと錯認し、益々鴟張を肆にし、至らざる所なきを深く恐る。是れ、國難を拯はんと欲して卻つて國に害を貽し、尤も罪の上に罪を加ふるを爲すなり。因りて旨に遵ひて回去せんと思ふも、既に禍を速くの虞を免れず、(北)京に在りて守候せんと欲するも、又旨に違ふの罪を逃れ難し。進退維れ谷り、再四思ひ図るに、惟だ、死を冒して王爺および諸位大人に号請するのみ。屬藩の孤臣の(國)主を救ひ(國)土を存せんとするの(痛)苦の(心)情を憐念せられ、格別に体恤して、閩に回るを緩らせ、暫く京城に留めんと奏するを恩准せられたし。長等、小心して静かに候ち、萬、敢て任意に挙動し、上、大人の罪臣を矜全するの至意に負かざるなり。惶悚待命の至りに勝へず。謹しみて稟す。

光緒五年九月十五日(一八七九年十月二十九日)

〔語釈・訳註〕

- (一) 總辦 清代、總督が管轄下の各省の事務処理のために特設した一局の事を総理する職。清末の新設の官庁には必ず總辦一人をおいてその事務を統轄させ、時に会辦を置いてこれを補佐させた（『清国行政法』汎論、新設官庁）。
- (二) 王爺 皇族・帝王の親戚。親王をいう。ここでは総理衙門の統括者・恭親王を指す。
- (三) 中堂 李中堂⇨李鴻章のこと。李鴻章は当時直隸總督兼北洋大臣の地位にあった。
- (四) 儉生 生を儉む。一時の安逸を糊塗しつつ生活すること。
- (五) 父母孔だ邇し 父母にまで罪が及ぶこと。『詩経』の「周南・汝墳」に次のようにある。「彼の汝墳に違ひて其の條枚を伐る。未だ君子を見ず。愆として朝飢の如し。彼の汝墳に違ひて其の條躄を伐る。既に君子を見れば我を遺棄せず。魴魚尾を和くす。王室熾くが如し。則ち熾くが如しと雖も、父母孔だ邇し」と。この一節の意味について服部宇之吉は鄭箋の説に依拠しながら、次のように解説している。——「汝墳ノ婦人、其夫ノ役ニ苦ムニ当リ、能ク之ヲ閔ミ、猶ホ之ヲ勉ムルニ正ヲ以テセルヲ咏ズ。大夫ノ妻、躬ラ汝墳ニ違ヒテ木枝ヲ伐ル、是レ婦人ノ事ニアラズ、以テ其夫ガ賢ニシテ勤勞ノ職ニ処ルモ、亦其事ニアラザルニ譬フ。而テ夫ノ賢ヲ以テ此ク勤勞シテ久シク外ニ在リ、之ヲ思ヘバ妻ノ心、愆トシテ朝飢ノ食ヲ思フガ如シ。或ハ夫、其勞ニ堪ヘズシテ死亡センカト憂ヘシニ、幸ニ、役ヲ終ヘテ帰リ來リ、相見ルヲ得テ、我ヲ棄テテ死セザリシヲ知リテ心安ンズ。魴魚、勞シテ尾赤キガ如ク、夫苦ミテ容貌憔悴セリ。然ル所以ハ、王室（村王ヲ指ス）ノ酷烈ナルコト火ノ如キニ因ル。王室如何ニ酷烈ナリトモ、吾夫ヨ、勉強シテ職ニ服セラレヨ、若シ事ヲ避ケ逃レナバ、罪或ハ父母ニ及バン。

當ニ父母ヲ思ヒテ避ケ逃ルルナカルベシ」（『漢文大系』十二、十四—十五ページ）。

- (六) 轄下 門下のこと。ここでは総理衙門のこと。
- (七) 外国人の属目の地 毛精長らは北上の途中、上海・天津を経過している（『北上雜記』）。
- (八) 鷗張 鷗（みみづく、怪鳥）が羽を拡げたように勢強く威張ること。
- (九) 矜全 憐んで援助すること。

〔解説〕

日本との外交問題に新たな紛糾を引きおこしかねないことを恐れて、総理衙門は毛精長らの北京滞在を許さず、早々に福州へ帰るよう命じたのであるが、「未だ事を済す克はざれば敢へて閩に回らず」と決意した毛精長らは、決死の覚悟で北京滞在の延期を願ひ出たのである。しかし、この請願書（七）の冒頭の注記に「此の稟は収下を蒙らず」とあるように、総理衙門に受理されなかった。その後、毛精長らはなお繰りかえし北京滞在延期を請願することとなる。

八 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より総理衙門の恭親王奕訢等あて、再度琉球使臣の福州帰還の時期を延期するための方策を講ぜられたき旨の請願書

〔原文〕

同上



陳情都通事

蔡大鼎

琉球國前進貢正使耳目官

毛精長 謹

陳情通事

林世功

稟爲再瀝情懇乞格別體恤恩准照例設法展緩京回去(事)竊長等於本月十五日叩謁憲轅稟請暫(留)京城當奉傳諭此事已經具奏飭汝回國不准所請等因奉諭之下不勝惶恐之至理應遵遵何敢再瀝鈞威泣念敵國當天朝定鼎首先投誠納貢數百余年於茲矣突被倭奴脅迫宗社成墟君臣失所皆緣長等在國守候不能早日北上面訴請求誤國之罪不容於死今既進京告急復未能成事即行回國實非長等冒險北上之心尤恐前稟所陳日人凶暴水深火熱卻使君民益受辱困真爲罪上加罪進退維谷因謂不如相共絕食甘死轅下惟查光緒二年敵國特進紫巾官向德宏等資咨抵闕陳明國難當蒙大憲提情具奏欽奉上諭琉球使臣暨通事人等著何丁飭令統行回國毋庸在闕守候欽此時因先行回國未免速禍之虞當即稟蒙閩省大憲據情設法准緩(回)國在案此番長等哀請展緩回國事同一律不已瀝情再懇王爺暨諸位大人開恩路俯准照例設法展緩京回實深銜結之至謹稟

光緒五年九月二十七日

〔読下し文〕

(此の稟は収下を蒙らず)

琉球國前進貢正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・林世功、謹しみて稟し、再び(心)情を(披)瀝し、格別の体恤もて例に照して法を設くるを恩准せられ、京より回去するを展緩せらるるを懇に乞はんが(事の)為めにす。

切に、長等、本月〔光緒五年九月〕十五日に於いて、憲轅に叩謁し、

暫く京城に留められんことを稟請す。当に伝諭を奉じたるに、此の事、已に經に具奏し、汝に飭して闕に回らしめ、請ふ所を准さず等の因あり。諭を奉ずるの下、惶恐の至りに勝へず。理として応に凜遵すべし。何ぞ敢て再び鈞威を瀝さんや。

泣念すらく、敵國は天朝(清朝)定鼎するに當り、首先して投誠し、貢を納れて茲に數百余年なり。突に倭奴(日本)の脅迫を被り、宗社(廟)墟と成り君臣所を失ふは、皆、長等闕に在りて守候し、早日に北上して面訴請求する能はざるに緣る。國を誤るの罪は死をも容さざるなり。今、既に(北)京に進みて急を告ぐるも、復た事を成す能はずして即行闕に回るは、實に長等險を冒して北上するの心にあらず。尤も恐るらくは、前稟に陳ぶる所(の如く)、日(本)人凶暴にして水深火熱(の如ければ)、卻って君民をして益々辱困を受けしめ、真に罪の上に罪を加へるを為さんことを。進退維れ谷れり。因りて謂へらく、相い共に絶食して甘んじて轅下に死するに如かず、と。

惟だ査するに、光緒二年、敵國の特に進めたる紫巾官・向德宏等、咨を資して闕に抵り國難を陳明するに、大憲、情に抛りて具奏せらるるを蒙るに當り、上諭を欽奉したるに、琉球使臣および通事人等は、何(球)・丁(日官)に著して飭令もて統て回國を行はしめ、庸つて闕に在りて守候するなからしめよ、此れを欽しめよ、とあり。時に先ず回國を行ふは、未だ禍を速くの虞を免れざるに因り、当即に稟して閩省大憲の情に抛りて法を設くるを蒙り、回國を緩らせるを准されて案に在り。此の番、長等、闕に回るを展緩せんと哀請するも、事同じく一律なれば、已むを得ず(心)情を(披)瀝し、再び王爺および諸位大人に懇ふ。大いに恩路を開き、例に照して法を設くるを俯准せられ、(北)京より回るを展緩せしめられんことを。実に銜結(の念)を深くするの至りなり。謹しみて稟す。

光緒五年九月二十七日（一八七九年十一月十日）

〔語釈・訳註〕

- (一) 展緩 緩める。引延ばす。
- (二) 憲職 上官の勤務する役所。ここでは総理衙門のこと。
- (三) 濃遠 畏れ従うこと。確く遵守すること。
- (四) 鈞威 貴下の権威。
- (五) 定鼎 都を定める。転じて、天下を平定すること。
- (六) 投誠 誠意をもって帰服すること。
- (七) 宗社 宗廟社稷。國家のこと。
- (八) 守候 待ちうける、待機すること。
- (九) 水深火熱 人民を困苦におとし入れること。『孟子』梁惠王下に「水深々深きが如く、火益々熱するが如し」とある。
- (一〇) 轄下 役所の門前。ここでは総理衙門の門前。
- (一一) 俯准 丁寧に許す。お許し。御承諾
- (一二) 銜結 銜環結草。恩に報いること。漢の楊宝が傷ついている黄雀に手当をして放してやったところ、ある夜黄衣の童子が白環四個を口にくわえて来て恩を報じたという故事にもとづいて銜環という。また、春秋時代晋の魏顆が父の死亡に際し、遺妻を殉死させなかったことから、後に魏が秦と戦った時、ある老人（亡父の讎）が草を結んで秦に抵抗し、魏の恩に報いたというエピソードにもとづいて、結草という。死後、恩に報いるという意味である。

〔解説〕

光緒五年九月十五日（一八七九年十月二十九日）の北京滞在延期願いが却下されてから十日ほど後に、毛精長らは再びこの請願書（八）を提出したわけであるが、これもまた総理衙門の受理するところとはならなかった。

毛精長らはこの請願書（八）で、光緒二年（一八七六）年に派遣された琉球の陳情特使・向徳宏らへの帰國命令が諸般の情勢によって実行されないままとなった前例をもち出して、今回の北京退去命令をも凍結してもらいたいと懇願している。総理衙門は一旦発令された上諭を撤回するわけにはいかず、この請願書を受理しなかったものの、実際には毛精長らの要求を黙認せざるをえなかった。毛精長らは必死の懇願によって既成事実を積みかさね、以後も長期にわたって北京に滞在し、総理衙門や礼部に請願をくりかえすのである。ちなみに、四年後の一八八三（明治十六）年、北京駐在公使の榎本武揚は外務卿・井上馨あての機密信のなかで、「当表〔北京〕ニ琉人数十名潜住寓居候ハ、兼テより聞及居候ニ付……当館〔日本公使館〕召使支那人総取締・番文彬ヲ天津より之旅商ト偽稱セシメ、琉人潜居ノ慶隆棧へ四五日止宿為致置候処、そ之状ヲ婦報候」と指摘した後、中国人スパイ番文彬の「在北京琉球人之景況」を報告しているが、その内容は次の通りである。——「東楳市口ノ慶隆棧ニ琉球國人ニケ年以前ヨリ常住スル事、大概十二三人ニ下ラズ。而シテ均シク中国ノ衣裳ニ換ユ。内、毛氏（第一大員ニ似タリ。六十余歳）、楊氏（第二大員ニ似タリ。六十余歳）。大事ハ毛ノ決ヲ資リ、小事ハ楊ノ令ヲ仰ク。此二人ハ二年前ヨリ同棧内ニ住シ、都門ヲ出デシ事ナシ。其他大概ニケ月或ハ三ケ月毎ニ二人又ハ三人、北京ニ来リ、又ハ北京ヲ去リ、輪流来往シテ常住セシ者ナシト。其北京ニ来ル者ハ常ニ此棧ニ住

シ、而シテ清粧ヲ用ユ。……清国衙門ニ出入ノ様子ナシ。又清国官吏ト来往ノ模様ナシ。衆人ノ指目スル所ニテハ、日本廢琉事件ニ従リ、中國ニ歎願ノ為メ来レルナラント。渠等ハ一ヶ月内二三回モ外出スル事アレドモ、大抵市中ノ散歩ト見ヘ速カニ帰来ル。萬事秘密ヲ主義トス。現ニ慶隆棧内最後ノ第三團ヲ借切り居住ス(第一團第二團ハ清商又ハ試験人ノ旅店トス)。此第三團内南房三間北房三間ハ琉人ノ常住所トズ。東西房には居人ナシ。而シテ外人ノ出入ヲ峻拒シ、棧内ノ雇人ト雖トモ、出入スルヲ許サズ。四川省ノ清人二人ヲ雇ヒ、日用ノ事ヲ辨セシム。此二人モ食物ヲ要スル外ハ、常ニ出ア来ル事少ナシ。

清国亡命琉球人の動向について、喬文彬は以上のようにかなり詳細に報告しているわけであるが、この報告にいう毛氏とは、毛精長すなわち国頭親雲上盛乗か、あるいは一八八二(明治一五)年に渡清亡命した毛鳳來(富川親方盛圭)のいづれかであろう。榎本公使は、「喬文彬ノ届ハ大抵実事タルヘシ」と推測しつつ、さらに「渠等〔亡命琉球人〕別ニ商事ヲ經營スル之跡ナキ上ハ、衆人ノ指目スル通り、復琉歎願ノ為メ来居ル者タルヘキニ似タリ。琉人身上ニナリテ考レハ、此歎願ヲ為スハ人情自然ノ性ニ出ル事勿論ニ候。只毛楊二氏カ支那衙門ニ出入スル様子ナク、又支那官吏トモ往来スル事無キハ、怪ムヘシ。或ハ歎願書ヲ上呈シテ氣永ニ消廷之指令ヲ待ツ者ト為スモ、二三ヶ月毎ニ輪流来往シテ、互ニ声息氣脈ヲ通シ居ルハ、何等之因ニ生スル歟。尤モ、現下福建ニ在ル琉球館ニ琉人十七名アリ。内二名ハ女子ナル由。此等之輩ハ、支那政府之発給ヲ仰居ル者ナル歟、或ハ本國有志者ト陰ニ通シ居リテ、其資ニ頼リ生活致居候カハ未詳候」と報告している(「北京榎本公使機密信第二十一号写」『琉球廢藩置県処分』四)。

九 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より總理衙門の恭親王奕訢あて、琉球の惨状を憫み、迅速に救済せられたき旨の請願書

〔原文〕

王爺中堂閱完將稟發還

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進貢正使耳目官 毛精長 謹

陳情通事 林世功

稟爲再懇天恩迅賜救主甦民以存藩土事竊長等前因國滅主辱十九月初八日匍叩憲轅泣請救難當蒙憲恩據情具奏並奉鈞諭迅速設法辦理等因恭聆之下無任感激理宜悚息待命何敢再行瀆陳惟念敵國前稟慘遭日本惡陵國主世子身竊敵國久被困辱官民受其毒虐日甚一日仰望天朝之盤靈救存如赤子之疾痛顛連呼其父母尚未蒙早賜籌辦不特閩國人民窮焉傾覆靡有孑遺尤恐國主世子在其掌握突罹不測之禍夙夜憂惶肝膽如裂長等來京告急已及三月不已再行冒昧叩瀆泣懇王爺暨諸位大人仰體聖朝中外爲家一視同仁之至意俯憫屬國君民失所塗炭已極之苦情恩准據情具奏速賜拯救以存藩土則上自國主下及臣民生々世々感戴再造國家之恩矣謹稟

光緒五年十一月二十一日

〔讀下し文〕

(王爺中堂、閱し完りて稟を將つて發還す)

琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・

林世功、謹しみて稟し、再び天恩もて迅かに（国）主を救ひ民を甦らせるを賜はり、以て藩土を存せられんことを懇はんが事の爲めにす。

窃に、長等、前に國威ひ主辱めらるるに因つて、（光緒五年）九月初八日に蕙轅に匍叩し、救難を泣請し、憐恩もて情に抛りて具奏せらるるを蒙るに当り、並びに鈞諭を奉じたるに、迅速に法を設けて辨理せしむ等の因あり。恭しんで聆くの下、感激に任ふるなし。理として宜しく悚息し命を待つべし。何ぞ敢て再行瀆陳せんや。

惟だ念ふに、敵國前に稟すらく、慘ましくも日本の惡隣に遭ひ、國王・世子は身敵國に羈がれ、久しく困辱を被り、官民は其の毒虐を受くること、日一日より甚し。天朝の聲靈もて救存せらるるを仰ぎ望むこと、赤子の疾痛頓連して其の父母を呼ぶが如し。もし未だ早に籌弁を賜はるを蒙らざれば、ただに閩國人民、鷓鴣傾覆せられ、子遺あるなきのみならず、國王・世子は其の掌握にあれば、突に不測の禍に罹いらんことを尤も恐る。夙夜憂惶し、肝胆裂くるが如し。長等、（北）京に來りて急を告げ、已に三月に及ぶ。已むを得ずして再行冒昧叩瀆し、泣きて懇ふらくは、王爺および諸位大人、聖朝の中外を家と爲し一視同仁するの至意を仰休し、屬國の君民所を失ひ塗炭已に極るの（痛）苦の（心）情を俯憫せられ、情に抛りて具奏するを恩准せられ、速に拯救を賜ひ、以て藩土を存せられんことを。上は國王より下は臣民に及ぶまで、生々世々、國家を再造するの恩を感戴せん。謹しみて稟す。

光緒五年十一月二十一日（一八八〇年一月二日）

〔語釈・訳註〕

（一）鈞諭 書簡用語で貴命、御教示、御指教の意。ここでは總理衙門の恭親王・奕訢の命令を指す。

（一）悚息 おそれおのいて息をひそめる。

（二）瀆陳 くだくだしく陳べる。重ねて陳情する。

（三）頓連 激痛に苦しみ身悶える。

（四）蕙轅 琉球救済の方法を計画し実施に移すこと。

（五）籌弁 危害を加える。顛覆させる。

（六）鷓鴣 遺民、子孫。

（七）冒昧叩瀆 おそれをかえりみず進み出て叩頭し懇願すること。

（八）一視同仁 だれかれの区別なく情け深い心ですべてのものを平等に愛し、取扱うこと。

（九）俯憫 あわれむ。

〔解説〕

總理衙門の恭親王・奕訢はこの請願書（九）を一旦は受理し、読み終った後返還したということであるが、このことは、總理衙門が毛精長らの北京滞在を黙認したことを意味するであろう。もっとも、總理衙門が毛精長らの要請をうけて再度上奏することはなかった。

一〇 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より總理衙門の恭親王奕訢あて、琉球の慘状に鑑み、迅速に救済せられたま旨の請願書

〔原文〕

陳情都通事

蔡大鼎

琉球國前進貢正使耳目官

毛精長 謹

陳情通事

林世功

稟爲國亡主辱望拯益急號懇天恩迅賜救存以復貢典事竊長等抵京以來疊次冒叩憲轅瀝情哀請拯救節奉面諭趕緊辦理等因奉此計今將及一載五中焦灼日夕欽泣比接敵國駐前進貢都通事蔡德昌等來函云本年六月二十三日有本國漂風難民人等抵閩詢據泣稱現刻閩國痛宗枋社稷之成墟憂國主世子之未返號泣載塗倉皇失措兼以內自三府外至厲島慘遭日人豺狼成性苛征暴斂終至離散者已不可枚舉矣仰望中朝之救如赤子之望慈父母等語長等一閱之下心肝如裂側念敵國君民被倭毒虐至於此極倘非蒙早日恩賜救援深恐國主世子久羈敵國變生不測而國人亦皆弊於苛政更少生機不已泣叩王(爺)暨大人憐念屬邦罹茲大劫開一紙(半錢)之恩贖再生之德迅賜救主存國以復貢典則上自國主下及臣民實深銜結之至矣謹稟

光緒六年七月初八日

(読下し文)

琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・林世功、謹しみて稟し、國亡び主辱められ、拯を望むこと益々急なれば、天恩もて迅かに救存を賜ひ、以て貢典を復せられんことを号懇せんが事の爲めにす。

窃に、長等、(北)京に抵りて以来、疊次憲轅に冒叩し、(心)情を(披)瀝して拯救を哀請し、屢々面諭を奉ずるを経たるに、趕緊に辦理せしむ等の因ありて此れを奉じたり。計るに、今將に一載(一年)に及ばんとす。五中は焦灼し、日夕泣を飲む。比、敵國の閩に駐るの前進貢都通事・蔡德昌等の來函に接したるに云ふ。本年(光緒六年・一八八〇年)六月二十三日、本國の風に漂ふの難民人等、閩に抵るあり。詢據したるに、泣きて称すらく、現刻、閩國、宗枋社稷の(廢)墟と成るを痛み、國主・世子の未だ回らざるを憂ひ、号泣塗に載ち、倉皇として措を

失ひ兼ねて以て内は三府より外は厲島に至るまで、慘ましくも日(本)人の豺狼(の如き)成性もて苛征暴斂するに遭ひ、終に離散するに至る者、已に枚舉すべからざるなり。中朝(清國)の救(援)を仰ぎ望むこと、赤子の慈父母を望むが如し等の語あり。長等、一たびこれを聞るの下、心肝裂けるが如し。

側念するに、敵國の君民、倭の毒虐を被ること、此の極みに至る。もし早日に救援を恩賜せらるるを蒙るにあらざれば、深く恐るらくは、國主・世子は久しく敵國に羈がれ、(異)変の生ずるやも測られず、而して國人も亦皆苛政に弊れ、更に生機を少くせん。已むを得ず泣きて叩く。王(爺)および大人、屬邦の茲に大劫に罹るを憐念せられ、一紙半錢の恩を開き、再生の徳を拓げ、迅かに主を救ひ國を存するを賜ひ、以て貢典を復せらるれば、上は國主より下は臣民に及ぶまで、実に銜結(の念)を深くするの至りなり。謹しみて稟す。

光緒六年七月初八日(一八八〇年八月十三日)

(語釈・訳註)

- (一) 趕緊 大急ぎ。至急。
- (二) 五中 五臟(肝臟・心臓・脾臟・肺臟・腎臟)のこと。
- (三) 蔡德昌 湖城德昌の唐名。久米村士族。琉球最後の進貢使節団に加わり、進貢都通事(北京大通事)として一八七四(明治七)年に毛精長(國頭盛乗)らとともに渡清したが、明治政府の進貢禁止令が発せられて帰國できず、そのまま福州に滞在して琉球救國運動を続ける。
- (四) 宗枋社稷 王家の祖先を祭る宗廟と國家の土地神などを祭る祭壇。転じて國家のこと。
- (五) 倉皇失措 あわてふためいてなすところを知らず、対策をあやまること。

(六) 三府 ここでは島尻・中頭・國頭のことか。

(七) 属島 ここでは宮古島・八重山島など。

(八) 成性 性質、天性。

(九) 苛政暴斂 苛酷に租税を徵收すること。

(一〇) 生機 生存の機会。

(一一) 大劫 大きなわざわい、災難。

(一二) 一紙半銭 きわめて少ないこと。些少、ちょっとばかり。

〔解説〕

この請願書(一〇)は光緒六年に入ってから最初のものである。前回、光緒五年十一月二十一日付の請願書(九)が返還されて以来、およそ八か月ぶりに提出されたこの請願書(一〇)を、總理衙門が受理したのかどうかは明らかではない。この八か月間に、毛精長らは北京滞在の既成事実を總理衙門に黙認させることに成功し、再び請願運動を開始したのもと思われる。

なお、この請願書(一〇)によって、北京滞在中の毛精長らは、福州滞在中の蔡徳昌らとたえず書函による情報の交換を行っていたことが窺知される。前述のように、北京駐在の榎本公使によれば、北京の琉球人のアジトには二、三か月交替で琉球人が出入りしているということであったが、おそらく琉球問題をめぐる情報交換のための出入であることが推測される。

一 琉球国の前進眞正使耳目官・毛精長等より總理衙門の恭親王奕訢等あて、琉球救済のため、北京駐在の日本公使と談判された旨の請願書

〔原文〕

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進眞正使耳目官 毛精長 謹

陳情通事 林世功

稟爲冒死泣懇立賜救主存國事竊長等前已疊次冒叩憲轅哀請救難節奉鈞諭汝等國中情形早能知悉自當趕即辦理等因奉此惟念守候多年賜救無期而倭奴之毒虐滋甚君民之塗炭已極皆由長等血誠未至因循偷生所致當此之時惟有守候憲轅泣血請救繼之以死而已號懇王爺暨大人深垂救焚救溺之鴻慈立賜傳召駐京倭使諭之以大義威之以辭靈還我君主復我國土實深戴德不朽不勝惶悚待命之至謹稟

光緒六年八月初四日

〔読下し文〕

琉球國の前進眞正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・林世功、謹しみて稟し、死を冒して泣懇し、立ちに(國)主を救ひ國(土)を存するを賜はらんが事の爲めにす。

窃に、長等、前に已に疊次憲轅に冒叩し、救難を哀請して節々鈞諭を奉じたるに、汝等の國中の情形は、早に能く知悉すれば、自から當に趕即(一)に辨理すべし等の因ありて此を奉けたり。

惟だ念ふに、守候すること多年にして、救を賜はるに期(限)なし。

而して倭奴〔日本人〕の毒虐、滋々甚しく、君民の塗炭、已に極るは、皆、長等の血誠いまだ至らずして、因循偷生<sup>(一)</sup>の致す所に由る。此の時に当りては、惟だ憲轡に守候し、泣血もて救を請ひ、之に繼ぐに死を以てするあるのみ。号懇すらくは、王爺および大人、深く焚溺を救ふの鴻慈<sup>(二)</sup>を垂れ、立に駐京の倭使〔日本國公使〕に伝召し、之に諭すに大義を以てし、之を威すに声靈を以てし、我が君主を還さしめ、我が國土を復さしめらるるを賜はらんことを。実に深く徳を戴きて朽ちざらん。惶悚待命の至りなり。謹しみて稟す。

光緒六年八月初四日〔一八八〇年九月八日〕

〔語釈・訳註〕

- (一) 奸即 ただちに。大急ぎで。
- (二) 因循偷生 ぐずぐずしていい加減にすませ、一時の安逸をむさぼること。
- (三) 焚溺 人民が水火の苦しみに陥り憔悴すること。
- (四) 鴻慈 大恩。鴻恩。大いなる恵み。

〔解説〕

この請願書(一一)は、前回の請願書(一〇)を提出してからわずか一か月足らずの間に提出され、内容もほとんど同じであるが、琉球救援の方策として、具体的に北京駐在の日本公使との談判を提起している点に注目すべきであろう。もともと、天津における向徳宏の請願書(三)が問罪の師の派遣を要請していたのに較べるとかなり控え目な態度である。その差が何に由来するかはよくわからない。

一二 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より總理衙門の恭親王奕訢等あて、琉球分島は琉球滅亡と異なることなければ、分島案に斷固反対し、琉球全土の回復に尽力されたき旨の請願書

〔原文〕

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進貢正使耳目官

毛精長 謹

陳情通事

林世功

稟爲陳明國情事竊長等已于本月初四日叩謁憲轡泣懇早賜救難即奉傳諭汝等國事件現速辦妥等因長等感激涕零不知所措理宜仰候憲示竊敢疊瀆鈞威頃據留閩前進貢都通事官蔡德昌等函稱本年七月復有漂風難民人等抵閩當即詢訊國情仍前由但伊等風聞日本三分球土還給其二或剖與屬島立爲琉球等語長等聞信之下不勝驚怕伏念敝國內有三府東西寬處不過數千里南北長不足四百里外有三十六島其中八島業于前明<sup>(一)</sup>年間被倭占去現有<sup>(二)</sup>三十八島皆海中拳石窮荒特甚土復礪瘠物產絕少人戶稀疎其一切衣食器物莫不仰給于三府焉夫以三府二十八島而立國尚難況割土分島將又何以立國既不足<sup>(三)</sup>以立國則雖名曰存何異於亡此等情形諒早已于大人洞鑒之中應蒙上體天朝歷聖覆之鴻慈下察敝國先王宗社之世王恩賜依舊立邦以復貢典惟是長等既聞此信實難緘默爲此不揣冒昧先行陳明叩乞王爺暨大人電察前由妥爲辦理並懇俯賜諭示無任感佩之至謹稟

光緒六年八月二十四日

〔誦下し文〕

琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、陳情通事・

林世功、謹しみて稟し、国情を陳明せんが事の爲めにす。

窃に、長等已に本月（光緒六年八月）初四日、靈輓に叩謁し、早かに救難を賜はらんことを泣懇せり。即ち伝諭を奉じたるに、汝等の国の事件は、現に速に辦妥しつあり等の因あり。長等、感激して涕零し、措く所を知らず。理として宜しく憲示を仰ぎ候つべし。奚んぞ敢へて屢々鈞威を瀆さんや。

頃、閩に留まるの前進貢都通事官・蔡德昌等の（書）函に宛るに称すらく、本年（光緒六年）七月、復た風に漂ふの難民人等、閩に抵るあり。当即に国情を詢訊したるに、仍お前由と同じ。但、伊等風聞するに、日本は球土を三分し、其の二を（琉球に）還給するか、或いは屬島を割与して、（王を）立てて琉球と為さんとす等の語あり。長等、（書）信を閱るの下、驚怖に勝へず。

伏して念ふに、敝国内に三府あり。東西の寛き處は数十里に過ぎず、南北の長さは四百里に足らざるなり。外に三十六島あり。其中、八島は業に前明の万歴年間に倭の占去を被る。現に三十八島あるも、皆海中の拳石にして窮荒特に甚しく、土（地）は復た礮瘠なり。物産は絶へて少く、人戸は稀疎なり。其の一切の衣食・器物は、（供）給を三府に仰がざるなし。夫れ、三府二十八島を以て国を立てること尚お難し。況んや、（國）土を割き、島を分てば、將た又何を以てか国を立てん。既に以て国を立てるに足らざれば、名は存（國）と曰ふと雖も、何ぞ亡（國）に異なるあらんや。

此等の情形は諒に早に已に大人の洞鑿の中にあれば、応に上は天朝〔清朝〕歴聖〔歴代皇帝〕の覆覆せらるるの鴻慈を体し、下は敝國の先王宗社の世土を察せられ、旧に依りて邦を立てるを恩賜せられ、以て貢典を復するを蒙るべし。惟だ是れ、長等既に此の信（ニュース）を聞きて実に緘黙しがたく、此れが爲めに冒昧を揣らず、先ず陳明を行なひ、

叩きて王爺および大人の前由を電察せられて妥よく辦理を為されんことを乞ひ、並びに諭示を俯賜せられんことを懇ふ。感佩の至りに任ふるなし。謹しみて稟す。

光緒六年八月二十四日（一八八〇年九月十八日）

〔語釈・訳註〕

- (一) 辨妥 適切に取計らう。処理する。
- (二) 涕零 涙を流す。涕は涙、零は落す、流す。
- (三) 憲示 上官の指示。ここでは総理衙門の御指示。
- (四) 蔡德昌 湖城徳昌の唐名。前出。
- (五) 三府 沖縄本島の島尻・中頭・國頭のこと。
- (六) 八島 一六〇九（慶長十四）年の薩摩（島津氏）の琉球侵入により、薩摩へ割取された奄美大島・徳之島・沖永良部島・喜界島・与論島などをいう。
- (七) 拳石 拳ほどの大きさの石。琉球列島の島々のこと。
- (八) 窮荒 凶作に苦しむこと。また荒れはてた遠隔地をいう。
- (九) 礮瘠 土地が硬くて瘠せていること。
- (一〇) 洞鑿 洞察すること。鋭い観察。
- (一一) 覆覆 覆い育てること。助けること。
- (一二) 宗社 宗廟社稷。
- (一三) 世土 世襲の国土。
- (一四) 電察 すばやく洞察すること。
- (一五) 感佩 ありがたく感じていつまでも忘れないこと。



〔解説〕

毛精長・蔡大鼎・林世功らが琉球処分報に接して、福州から北京へ向け北上を開始したのは、一八七九年九月二十九日（光緒五年八月十四日）のことであった。この頃、すでに日清両国の間では、アメリカ前大統領グラントの仲介によって、琉球問題をめぐる外交的掛け引きが水面下ではじまっていた。北上の途中、毛精長らは同年十月十二日（光緒五年八月二十七日）に天津へたち寄り、そこですでに李鴻章へ請願運動をつづけていた向徳宏（幸地親方朝常）と会い、琉球分島問題について知らされている。蔡大鼎の『北上雜記』によれば、「時に聞くに、美国總統（アメリカ前大統領）、已に日王（明治天皇）と相い議し、琉球の三分の一を割給せんとするあり、と」（「由閩北上実録」）とあり、琉球問題の解決策として琉球分割案が浮上しつづけることを、毛精長らはずでに知りえたわけであるが、琉球分割案の具体的な内容については、日清間ではまだ煮詰っておらず、知りうるはずはなかった。

明治政府が琉球問題について予備的交渉をすすめるために、竹添進一郎を天津へ派遣し、李鴻章と会談させたのは、明くる年の一八八〇年四月四日のことであり、ついで日本側の全権委員として清國駐在の穴戸磯と清國側の沈桂芬（總理衙門大臣）らとの間で正式に琉球問題をめぐる外交交渉が開始され、日本側が提示した琉球二分分割案、つまり沖縄本島以北を日本領土とし、先島（宮古・八重山）を清國へ割譲するという分島案を基礎に、最惠國待遇条項（内地通商権）をもからませつつ展開することとなる。

毛精長らがこの請願書（一二）を提出したのは、まさに日清間における分島交渉の最中であった。むろん、日清交渉は秘密裏に行われ、第三者がその内容を知ることにはきわめて困難であった。毛精長らは、琉球分

島交渉のニュースをどこから手に入れたのであろうか。この請願書（一二）によれば、毛精長らは福州滞在中の蔡徳昌らから送られてきた書簡をニュース・ソースとしてあげ、さらに蔡徳昌らは福州へたどり着いた琉球人の遭難者から得た情報として伝えている。とすると、当時、琉球の内部でも、すでに琉球分島交渉のニュースがかなり広範に伝わっていたことになるが、果してどうであらうか。

毛精長らはずでに前年の十月の時点で、琉球分島問題について知らされており、この請願書（一二）のニュース・ソースとして、天津の向徳宏からの情報も重要な位置を占めているのではなからうか。向徳宏は李鴻章との接触を通じて、日清間の外交交渉の進展をある程度知りうる立場にあったからである。ともあれ、毛精長らのこの請願書（一二）は琉球分島の不條理を厳しく批判しており、總理衙門にとっては甚だ耳の痛い内容を含んでいる。總理衙門がこの請願書（一二）を受理したかどうかは明らかではないが、実質的に總理衙門がすすめている分島交渉を批判しているのであるから、おそらく受理しなかったものと思われる。

一三 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より總理衙門の恭親王奕訢あて、琉球救済のため、再度北京駐在の日本公使と談判せられたき旨の請願書

〔原文〕

此裏取

陳情都通事 蔡大鼎

琉球國前進貢正使耳目官 毛精長 謹

陳情通事 林世功

稟爲泣叩迅陽救主存國事竊長等入都以來疊次冒叩轄下稟請救難節經奉有  
憲諭妥爲辦理等因惟是仰候已逾一載作何辦法尚未蒙諭示實深焦急惻念敝  
國主暨世子被倭脅迫流離播越于今二年矣仰望天朝之救日甚一日艱楚万狀  
慘不忍言且至國人亦仍苦其戾虐皆不堪命切齒同仇待拯孔殷長等夙夜憂惶  
万分迫切惟有泣懇王爺暨大人洞察前由俯准傳召駐京倭使諭之以大義威之  
以盛靈妥速籌辦還我君王復我國都如不蒙允諭長等上無以覆主命下無以對  
國人伏乞憲鑒長等不勝悚惶待命之至謹稟

光緒六年十月十六日

〔讀下し文〕

（此の稟、収めらる）

琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長、陳情通事・蔡大鼎、陳情通事・  
林世功、謹しみて稟し、泣きて叩き迅かに（國）主を救ひ國（土）を存  
するを賜はらんが事の爲めにす。

窃に、長等、都（北京）に入りて以来、疊次轄下に冒叩し、救難を稟  
請し、節經憲諭あるを奉じたるに、妥よく辦理を爲さん等の因あり。惟  
だ是れ、仰ぎ候ちて一載（二年）を逾るも、何の辦法を作すやは尚いま  
だ諭示を蒙らざれば、実に深く焦急せり。

惻念するに、敝國主および世子は、倭に脅迫され、流離播越して今に  
二年なり。天朝の救（援）を仰ぎ望むこと、日一日より甚しく、艱楚万狀  
にして慘ましくも言ふに忍びず。且つ、國人に至つても亦、なお其の  
（暴）戾（悪）虐に苦しみ、皆、命に堪へず、切齒して仇を同にし、拯

を待つこと孔だ般なり。

長等、夙夜憂惶し、万分迫切たり。惟だ王爺および大人、前由を洞察  
せられ、（北）京に駐るの倭使に伝召し、之に諭するに大義を以てし、  
之を威すに声靈を以てし、妥よく速かに籌辦するを俯准せられ、我が君  
主を還さしめ、我が國都を復さしめられんことを泣懇するあるのみ。も  
し、允諭を蒙らざれば、長等、上は以て主命に覆するなく、下は以て國  
人に対するなし。伏して憲鑒を乞ふ。長等、悚惶待命の至りに勝へず。  
謹しみて稟す。

光緒六年十月十六日（一八八〇年十一月十八日）

〔語釈・訳註〕

- （一）冒叩 冒昧叩瀆。おそれをかえりみず進み出て叩頭し懇願すること。前出。
- （二）焦急 氣を揉む。焦慮する。
- （三）播越 外國をさすらい歩く。流離して居処を失う。
- （四）艱楚 悩み苦しむこと。
- （五）万狀 甚しいこと。非常なこと。
- （六）切齒 歯ぎしりする。激しく憤る。
- （七）万分 非常に。極めて。
- （八）倭使 当時の北京駐在日本公使は宍戸璣。宍戸は琉球分島問題をめぐる日  
清交渉の日本側全權公使でもあった。
- （九）允諭 御許可
- （一〇）憲鑒 上司の鑒察。ここでは恭親王奕訢らの鑒察。

〔解説〕

この請願書(一三)は二カ月ほど前の光緒六年八月初四日(一八八〇年九月八日)に提出された請願書(一一)とほぼ同様の内容である。ただ琉球問題をめぐる日清交渉が事実上すでに結了した後だけに、毛精長らの「焦急」の情が文面ににじみ出ており、緊迫感を漂よわせている。ちなみに、日清交渉はすでに同年十月二十一日に結了し、条約案の調印を待つばかりとなっていた。もっとも、毛精長らがこの事実をすでにキヤツチしていたのかどうかはよくわからない。総理衙門は毛精長らのこの請願書を受領したが、時すでに遅く、条約案に合意した後であったから、事実上無視する他はなかった。

一四 琉球國の陳情通事・林世功より総理衙門の恭親王奕訢あて、一死をもつて琉球救援を請うに付、臣節を全うせしめられたき旨の請願書

〔原文〕

琉球國陳情通事 林世功 謹

稟爲以一死泣請天恩迅賜救主存國以全臣節事竊功因主辱國亡已于客歲九月隨同前進貢正使耳目官毛精長等改裝入都疊次叩叩憲轅號乞賜救各在案惟是作何辦法尚未蒙諭示听夕焦灼寢饋俱廢泣念功奉主命抵闕告急(已歷)三年不圖敵國慘遭日人益肆鴟張一則宗社成墟二則國主世子見執東行繼則百姓受其毒虐皆由功不能痛哭請救所致已屬死有餘罪願國主未返世子拘留猶期雪恥以圖存未敢捐軀以塞責今晉京守候又逾一載仍復未克濟事何以爲

臣計惟有以死泣請主爺暨大人俯准據情具題傳召駐京倭使諭之以大義威之以聲靈妥爲籌辦還我君王復我國都以全臣節則功雖死無憾矣謹稟

光緒六年十月十八日

〔號下し文〕

琉球國の陳情通事・林世功、謹しみて稟し、一死を以て天恩を泣請し、迅かに(國)主を救ひ(國)土を存せらるるを賜り、以て臣節を全ふせんが事の爲めにす。

初に、功、主辱しめられ國亡ぶに因り、已に客歲〔光緒五年〕九月、前進貢正使耳目官・毛精長等に随同し、改裝して都〔北京〕に入り、疊次憲轅に叩叩し、号して救を賜はらんことを乞ひて各々案に在り。惟だ是れ、何の辦法を作すやは、尚いまだ諭示を蒙らざれば、听夕焦灼し、寢饋俱に廢す。泣念すらく、功、(國)主の命を奉じ、闕に抵り(危)急を告げてより已に三年を歴る。図らずも、敵國、慘(憯)として日(本)人の益々鴟張を肆にするに遭ふ。一は則ち宗社(廟)墟と成り、二は則ち國主・世子執われて東(京)へ行く。繼いで、則ち百姓は其の毒虐を受く。皆、功が痛哭して救を請ふ能はざるに因りて致す所なり。已に死するも余罪あるに属す。然れども、國主いまだ返らず、世子拘留せらるれば、なお恥を雪ぎて以て(生)存を図らんと期し、いまだ敢て軀を捐てて以て責を塞がざるなり。今、(北)京に晋みて守候し、又一載(一年)を逾ゆるも、仍お復たいまだ事を濟す克はず。何を以てか臣情に拠りて具題するを俯准せられ、(北)京に駐るの倭使〔日本國公使〕に伝召し、之に諭すに大義を以てし、之を威すに聲靈を以てし、妥よく籌辦を為し、我が君王を還さしめ、我が國都を復さしめられよ。以て臣

節を全ふせしむれば、則ち功は死すと雖も憾みなし。謹しみて稟す。

光緒六年十月十八日（一八八〇年十一月二〇日）

〔語釈・訳註〕

- (一) 臣節 臣下としての節操。臣道。
- (二) 寢饋 寢食のこと。
- (三) 鷗張 鷗（ふくろう）が羽を広げたように勢強く横暴に振舞うこと。
- (四) 具題 題本（各官庁の長官から皇帝に提出する伺書）をもって皇帝に上奏すること。

〔解説〕

毛精長・蔡大鼎・林世功の連名で請願書（一三）を提出してから二日後の光緒六年十月十八日（一八八〇年十一月二〇日）に、林世功は単独でこの請願書（一四）を総理衙門あてに書き遺し、壮絶に自刃し果てた。林世功がなぜこの時期に決死の請願行動にふみきったのか、その背後の事情については確言できる史料は、いまのところ見当らない。ただ、当時の政治情勢からいえば、琉球問題をめぐる日清交渉は、すでに妥結し、琉球分割条約案もすでに議定され、正式の調印・批准を待つばかりとなっていたが、清国内ではこの条約案の可否をめぐって大論争が展開されつつあった。このような政治情勢を背景にして決行された林世功の自刃は、客観的には、琉球分割条約案を議定した日清両国に対する決死の抗議であったと見ることが出来る。

もっとも、林世功のこの請願書（一四）には、琉球問題をめぐる日清両国の外交交渉について、一言も言及されていない。この時点で、林世

功は日清両国間にすでに琉球分割条約案が締結されていることを知らなかったであろうか。知っていたが故に、あえて決死の請願行動へふみ切ったのであろうか。

その決死の請願書（一四）をしたため自刃し果てる二日前に、林世功は毛精長・蔡大鼎とともに総理衙門を訪れ、前掲の請願書（一三）を提出している。前述のように、この請願書（一三）は受理されたわけであるが、この時、総理衙門は琉球分割条約案の締結とその内容について、林世功らに知らせなかったであろうか。林世功らが琉球分割条約案について総理衙門の恭親王・奕訢らからならぬ形で知らされた可能性は、きわめて大きいように思われる。とすれば、林世功の自刃はまさに琉球分割条約案を締結した日清両国政府に対する決死の抗議に外ならなかったといえよう。

林世功のこの請願書（一四）には、直接抗議の意思は表明されていない。清国亡命中の同志たちの立場を配慮しないわけにはいかなかったからであろう。総理衙門へのこの請願書（一四）とともに、林世功は次のような同志達への遺言書をも残している。——「此の稟は、並へて人と牽渉するの語なし。通すると雖も妨げなし。諸公の裁奪施行せられんことを祈る。もし事を補（助）するなしと曰はば、必ずしも、投通せされ。則ち功、また之をいかんともする末し。然りと雖も、其の事後に運稟して有名無実たるよりは、曷んぞ事前に死を以て救を請ひ、以て臣節を全ふするに若んや。再、功謂へらく、（国）主の命を奉じて（危）急を告げて茲に五賊、乃ち上は君を救ふ能はず、下は都を存する能はず、何を以てか（国）主の命に覆し、何を以てか國人に対えん。世子、もし父王を問はば、又將何を以てか対と為さん。此れ、功が生（命）を捐てて救を請ふ所以なり。伏して諸公に望む。其の恩を憐れみ、其の罪を宥さるれば、是れ、かたじけなし。命に臨みて痛哭す」（蔡大鼎『北上雜記』）。

傍点——引用者)。

この遺言書のなかの傍点部分の「事前」「事後」はなにを意味するのであろうか。恐らく、琉球分割条約案の調印・批准の前後を意味しているように思われる。とすれば、林世功は琉球分割条約案が調印・批准されてしまえば、いかなる救国運動も「有名無実」となり、亡国の琉球を回復することは困難となると判断していたことを窺知しうる。ともあれ、この遺言書に従って、林世功の自刃後、この請願書(一四)は同志の蔡大鼎によって総理衙門へ提出された。しかし、総理衙門がこれを受理したかどうかは、明らかではない。この請願書(一四)の全文は、蔡大鼎の『北上雜記』に収録され、また東恩納寛惇の『尚泰侯実録』『北京投稟抄』のなかにも収録されている。

なお、林世功自刃前後の諸事情、自刃をめぐる日清両国の対応等については、拙稿「琉臣殉難事件考——林世功の自刃とその周辺——」(『球陽論叢』所収)参照。

一五 琉球国の陳情都通事・蔡大鼎より総理衙門あて、林世功自刃せしに付、報明すべしとの届出書

(原文)

琉球國陳情都通事蔡大鼎爲報明事切陳情通事林世功業于十月十八日辰刻自死理合報明並附呈該功親筆稟詞一道

光緒六年十月十八日

(訳下し文)

琉球国の陳情都通事・蔡大鼎、報明せんが事のためには、  
切に、陳情通事・林世功は、業に(光緒六年)十月十八日の辰の刻  
(午前八時)に自ら死す。理として合に報明すべし。並に該功の親筆の  
稟詞一道を附呈す。

光緒六年十月十八日(一八八〇年十一月二〇日)

(解説)

林世功が自刃し果てたその日に、同志の蔡大鼎は総理衙門へ林世功の自刃を報告したわけであるが、その時、林世功の親筆の稟詞(請願書)もあわせて提出している。

なお、林世功は次のような辞世の詩をも遺している。

(一) 古来忠孝幾人か全せしや

國を憂ひ家を思ひて已に五年

一死もて猶社稷を存せんと期す

高堂(父母)は専ら弟兄の賢に頼らん

(二) 廿年定省(親孝行)するも半ばは親に違く

自から認む 乾坤の一罪人たるを

老(父母)は涙し児を憶ふ 雙して白髪たり

又噩耗(凶報)を聞きて更に傷神せん

一六 琉球国の前進貢正使耳目官・毛精長等より駐日清國公使・許景澄あて、赴任後日本政府と談判し琉球復旧に尽力されたき旨の請願書

〔原文〕

正月十六日許景澄出使外國請訓  
此稟已蒙收下昨大人因聞計戴孝半途回籍

具稟琉球國孤臣前進貢正使耳目官毛精長・陳情都通事蔡大鼎爲泣懇就勸  
諭復國歸君無任梗頑請師討罪以解倒懸而拯群生事竊敝國于光緒元年間慘  
遭日本阻貢天朝諸大典長等在閩奉到敝國主密旨經即具稟督撫憲號懇救難  
蒙准據情具奏奉上諭著總理各國事務衙門傳知出使日本大臣相機妥籌辦理  
等因欽此欽遵在閩守候蒙前欽差大人極力勸諭乃日本恃其強頑不肯聽命  
胆復派官派兵前來敝國擁去敝國主及世子改敝國爲沖繩縣一切政令賦稅悉  
歸日本掌握長等一聞之下不勝痛苦于光緒五年間由閩離髮裝裝到京匍叩總  
理衙門泣懇救難復經疊次具稟均蒙諭妥爲籌辦理宜應靜候各在案茲逢欽差  
大人新任日本正可就近設法出敝國于水火而使登之于衽席爲此味死瀝陳乞  
念敝國効順二百余年久爲藩服之臣一旦慘日本禍亂國亡君幽人民塗炭種々  
危苦慘迫情形不可言狀爲皇上柔遠之仁在所矜憫竊臨日本再爲割切曉諭冀  
日本少有悔心還敝國之全土歸敝國之寡君王師不勞討伐敝國獲保存全實爲  
万妥倘日本猶復恃頑終于不可理諭懇叩奏請皇猷與師致討宣天朝之威德解  
敝國于倒懸日本變制以來上下離心民窮思亂倘得王師往討其罪自必帖服聽  
命俾敝國全土可復主君可歸實職永修世守勿替敝國上自國主下至人民生々  
世々永戴皇恩憲德于無既矣謹稟

光緒七年正月二十四日

〔讀下し文〕

△（光緒七年）正月十六日、許景澄（一）外國に出使せんとして請訓す。（二）

此の稟は、已に收下を蒙るも、昨、大人（許景澄）、計を聞くに因り、  
戴孝して半途に回籍す（三）

稟を具ふ。琉球國の孤臣にして前進貢正使耳目官の毛精長、陳情都通  
事の蔡大鼎、就ちに（日本に）勸諭して國を復し、君を帰さしめ、梗頑  
に任ふるなければ師を請ひて罪を討め、以て倒懸（の苦しみ）を解き、  
群生を拯げられんことを泣懇せんが事の爲にす。（四）

窃に、敝國は光緒元年の間に、慘しくも日本（のために）天朝へ（進）  
貢するの諸大典を阻（止）せらるるに遭ふ。長等、閩に在りて敝國主の  
密旨を奉到し、經に即ちに（総）督・（巡）撫憲に具稟し、救難を号懇  
して、情に抛りて具奏するを准るざるを蒙る。上諭を奉じたるに、総  
理各國事務衙門に著して、日本に出使するの大臣に伝知し、機を相て妥  
籌辦理せしめよ等の因あり。此れを欽しみ欽遵して、閩に在りて守候せ  
り。荷くも、前欽差大臣（何汝璋）、極力勸諭するを蒙る。乃るに日本  
その強頑を待み、肯て聽命せず、胆敢も官を派し兵を派して敝國に前來  
せしめ、敝國主および世子を擁し去り、敝國を改めて沖繩県と爲し、一  
切の政令・賦税は悉く日本の掌握に帰せり。

長等、一たびこれを聞くの下、痛苦に勝へず。光緒五年の間に閩より  
難髮裝裝して京に到り、總理衙門に匍叩し、救難を泣懇し、復た經に疊  
次具稟し、均しく諭を蒙りたるに、妥よく籌辦を爲すにより、理として  
直しく心に静かに候つべしとありて各々案に在り。

茲に、欽差大人（許景澄）、新たに日本へ（赴）任するに逢へば、正  
に就近に法を設け、敝國を水火（の苦しみ）より出だし、之をして衽席  
に登らしむべし。此れが爲めに、味死瀝陳せんとす。（七）

念めぐらさんことを乞ふ。敝國、順を效して二百余年、久しく藩服の  
臣と爲るも、一旦、慘しくも、日本の禍亂に（遭ひ）、圍むる君幽（閉）

せられ、人民塗炭<sup>(一〇)</sup>す。種々の危苦慘迫の情形は言状すべからざるなり。皇上の遠<sup>(一)</sup>(人)を柔<sup>(二)</sup>んずるの仁もて在処に矜憫せられんが為め、駕して日本に臨めば、再び凱切に曉諭せらるべし。日本やや悔心するありて、敵國の全土を還し、敵國の寡君を掃し、王師もて討伐するを勞<sup>(三)</sup>わざざらんことを冀ふ。敵國、存全<sup>(四)</sup>を獲保すれば、実<sup>(五)</sup>に万<sup>(六)</sup>妄<sup>(七)</sup>たり。倘し、日本なお復た<sup>(八)</sup>(強)頑を恃み、終に理もて論<sup>(九)</sup>すべからざれば、皇猷もて師を興し<sup>(一〇)</sup>(征)討を致すを奏請し、天朝の威徳を宣べ、敵國を倒懸<sup>(一一)</sup>(の苦しみ)より解かれんことを懇<sup>(一二)</sup>叩<sup>(一三)</sup>す。日本は交制<sup>(一四)</sup>より以来、上下離心し、民<sup>(一五)</sup>惰<sup>(一六)</sup>して乱を思ふ。もし王師往きて其の罪を討つを得ば、自から必ず帖服<sup>(一七)</sup>して聽命せん。敵國の全土をして復すべく、主君をして掃すべからしむれば、貢職永く修め、世々守りて替るなからん。敵國、上は國主より下は人民に至るまで、生々世々、永く皇恩憲徳を戴きて既<sup>(一八)</sup>きるなし。謹しみて稟<sup>(一九)</sup>す。

光緒七年正月二十四日(一八八一年二月二十二日)

〔語釈・訳註〕

- (一) 許景澄 一八四五〜一九〇〇 清末の外交官。浙江省嘉興府の人。字は竹筠。一八六八(同治七)年の進士。一八八〇(光緒六)年に日本公使に任命されたが、赴任の直前に父の死亡に会い喪に服す。のち一八八四年(一八七七年)にはフランス・ドイツ・イタリア・オランダ・オーストリア五國駐在公使として渡欧、その間北洋海軍創設のため、ドイツからの軍艦購入に尽力。一八九〇年、ロシア・ドイツ・オーストリア・オランダ四國駐在公使に再度起用され、日清戦争後の一八九六年、駐独公使に専任。しかし、その直後、シベリア鉄道、旅順・大連租借等をめぐるロシアとの折衝に当り、掃國後、総理衙門に入る。一九〇〇年、義和團事件おこり、強圧を主張し

て失却。同年七月棄市(処刑)される(蔡冠洛編著「清代七百名人伝」上冊、六七七〜六七八ページ)。

- (二) 請訓 清代、欽差大臣及び三品以上の地方官が赴任の際に参内して天子に謁見し上意を承けること(大清会典事例、吏部、処分例、道府告暇)。
- (三) 戴孝 喪章を着ける。喪に服する。
- (四) 回籍 原籍地に帰る。掃郷する。官吏が掃郷して父母の喪に服することを回籍守制という。
- (五) 群生 万民。人民。
- (六) 聽命 命令を聞く。仰せを承る。
- (七) 就近 手近かに。手っとりばやく。
- (八) 衽席 したね。寝合。転じて安楽な地位。
- (九) 昧死瀝陳 恐縮ながら腹藏なく意見を述べる。
- (一〇) 塗炭 非常に苦しむ。
- (一一) 矜憫 あわれむ。
- (一二) 王師 天子の軍隊。ここでは清國の軍隊をいう。
- (一三) 存全 全領土の保全。
- (一四) 万妄 万事好都合なこと。
- (一五) 皇猷 天子のはかりごと。國家の遠大な計略。
- (一六) 懇叩 懇に叩頭してお願いする。
- (一七) 交制 制度の変革。ここでは、明治維新のこと。
- (一八) 帖服 服従。従順。

〔解説〕

一八八〇年(明治十三)年の暮から翌一八八一(明治一四)年の初頭にかけて、日清間の外交関係は緊張し、危機に直面した。琉球分割・増

約案の調印・批准をめぐって清国内の政治潮流が調印引延ばし、再交渉の方向へ大きく傾斜し、ついに約束の期日（一八八〇年十月三十一日）が過ぎても清国側は調印に応じる気配をみせなかったからである。日本側の全権公使・宍戸璣は、「琉球案件ニツイテハ今後自由ノ処置ヲ採ル」と声明して、一八八一（明治十四）年一月二〇日、北京を離れて帰国した（『日本外交文書』第十四巻参照）。

この間、清国側は新たな対応を模索すべく、一八八〇年十二月二日（光緒六年十一月一日）付で、駐日公使の何如璋を解任し、新たに許景澄を任命した。許景澄は赴任に先だって、翌一八八一年一月十六日、総理衙門に於いて宍戸全権公使と会談し、帰国を思い止まるよう説得したが、聞き入れられなかった（『日本外交文書』第十四巻、一一九ページ）。その同じ日に、許景澄は日本への赴任挨拶（請訓）のため朝廷へ参内している。

このような内外情勢をとらえて、毛精長らは琉球問題の解決を新任の許景澄へ訴えるべく、この請願書（一六）を提出したわけであるが、ここで、注目すべきことは、毛精長らが「敵國の全土を還さしめ」「敵國の全土を（回）復」してもらいたいと強調して、言外に琉球分割という形での琉球問題の解決策に反対する意志を暗示していることである。毛精長らにとっては、あくまでも琉球全土の回復こそが唯一の解決策であった、琉球分割は琉球の滅亡と異ならないと認識されていたのである。その意味で、清国政府が琉球分割条約の調印を引き延ばしたことは、毛精長らにとってはまさに天佑であり、琉球回復の幻想をふくらませてくれる措置であった。一八八一年三月五日（光緒七年二月六日）、琉球問題について日本と再交渉せよという上諭が下されたことは、毛精長らまさに勇氣づけたであろう。

しかし、毛精長らのこの請願書を受領した許景澄は、赴任の直前に、

父親の死亡通知を受けて、喪に服することになり、結局、同年四月五日（光緒七年三月七日）付で要免されて郷里へ帰らざるをえなかったのである。

一七 琉球国前進貢正使耳目官・毛精長等より大学士・左宗棠あて、琉球分島案に反対し、日本征討のための師を興して琉球を救済され  
たき旨の請願書

〔原文〕

正月二十九日上諭大学士左宗棠兼管理兵部事務在軍機大臣上行走並着總理各國事務衙門行走欽此

此稟未有遞投

具密稟琉球國孤臣前進貢正使耳目官毛精長陳情都通事蔡大鼎爲國亡君幽泣懇與師救難以彰天討而存藩服事竊敵國于光緒元年間慘遭日本阻貢天朝諸大典長等在閩率到敵國主密旨經即稟乞督撫憲迅賜救難蒙准撥情具奏奉上諭著總理各國事務衙門傳知出使日本大臣相機妥籌辦理等因欽此欽遵在閩守候日未蒙辦理痛被日本官兵前來敵國擄去國主及世子改敵國爲沖繩縣一切政令賦稅悉歸日本掌握長等祇因事在急迫救主情切于光緒五年由閩難髮改裝恭詣京師叩總理衙門泣懇救難復經疊次具稟祇蒙諭妥爲辦理宜應請候各在案詎去年間敵國留日法司官馬菲才帶來稱經天朝駐日黃參贊面言擬向日本索還敵國南辺太平山八重山二島另立世子爲王即此結案等因聞之心臟崩摧莫知所措竊念敵國向有三府三十六島前明萬歷年間爲日本占去八島現存二十八島惟是中山與南北山爲三府國都之地其地較諸島稍大其出



産亦稍多若又爲日本占去僅還南辺二島地極瘠瘠卑下出產無幾該地居民當難自給更立國都于此何以上修天朝之貢典並供國用而給民生且主君尚另立新君爲人臣者何忍萌此心定此議日本無非挾倭國主爲要求必快其所欲而後已雖聽勸釋于天朝無非窮滅乎倭國似此名立國實與亡國無異其議乃難遵從伏惟宮太保左侯老中堂大人勲業震中外功德播民生常存一夫不獲之心必能出倭國于水火而使登之衽席乞念倭國効順二百余年之久爲藩服之臣一旦慘遭日本欺吞國亡君幽人民塗炭種々危苦慘迫情形不可言狀爲此昧死泣求准賜奏請皇猷興師以討日本宣天朝之威德解倭國于倒懸日本變制以來上下離心民窮思亂倘得天朝一旅之師往討其罪定能帖服聽命俾倭國全土可復主君可歸貢職永修世守無替倭國上自國主下至官民生々世々永戴皇恩感德于無既矣臨稟涕泣無任惶悚待命之至謹稟

光緒七年二月十六日

〔読下し文〕

△(光緒七年)正月二十九日、大学士・左宗棠(一)に上諭す。著して兵部の事務を管理し、軍機大臣上に在りて行走し、並びに總理各國事務衙門に着きて行走せしむ。此を欽めよとあり。

此の稟、いまだ通投することあらず。▽

密稟を具ふ。琉球国の孤臣にして前進貢正使の耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、国亡び君幽(閉)せらるれば、師を興して(国)難を救ひ、以て天討を彰にして藩服を存せられんことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、倭國は光緒元年の間に、慘しくも日本(のために)天朝(清朝)へ(進)貢するの諸大典を阻(止)せらるるに遭ふ。長等、閩にありて

倭國主の密旨を奉到し、經に即ちに稟して、(総)督・(巡)撫憲より迅かに救援を賜はらんことを乞い、情に抛りて具奏するを准ざるを蒙る。上諭を奉じたるに、總理各國事務衙門に著して日本に出使するの大員に伝知し、機を相て妥籌辦理せしめよ等の因あり。此れを飲しみ欽遵して、閩に在りて守候せり。日久しきもいまだ辦理するを蒙らずして、痛ましくも日本官兵の倭國に前來して國主および世子を擁し去り、倭國を改めて沖繩県と爲すを被る。一切の政令・賦税は悉く日本の掌握に帰せり。長等、祇、事は急迫に在りて(国)主を救はんとするの情切なるに因り、光緒五年に閩より雍髮改装し、恭しく京師(北京)に詣り、總理衙門に匍叩し、救難せられんことを泣懇し、復た經に疊次具稟せり。祇、諭を蒙るに、妥よく辦理を爲すにより、宜しく応に靜に候つべしとありて各々案に在り。

詎(五)ずも、去年の間、倭國の留日法司官・馬兼才、天朝の駐日の黄參贊(六)の面言を帶來して称したるころ、日本に向ひて倭國の南辺の太平洋(官日島)・八重山一島を還さんことを索め、別に世子を立てて王と爲さんと擬り、此れに即して案を結び等々の因あり。これを聞きて心臓崩れ推けんとし、措く所を知るなし。

窃に念ふに、倭國は向に三府三十六島ありたるも、前明の萬曆年間に、日本に八島を占去せられ、現に二十八島を存す。惟だ是れ、中山と南北山とは三府國都の地たり。其の地は諸島に較ぶれば、稍大にして、其の出産(物)もまた稍多し。若し又日本に占去せられ、僅かに南辺二島を還すのみならば、(土)地は極めて瘠瘠卑下にして出産(物)も幾んどなく、該地の居民は當に自給し難かるべし。更に國都を此に立つれば、何を以てか、上、天朝の貢典を修め、並びに國用に供して民生に給せんや。且つ主君(の外に)尚別に新君を立てるとは、人臣たる者、何ぞ此の心を明し、此の議を定むるに忍びんや。日本、倭國主を挾して要求を

為し、必ずや其の欲する所を快さざるなし。而る後に已に天朝に勸新を聴くと雖も、敵國を翦滅するにあらざるなし。此れ、名は立国たるも実は亡国と異なるなきに似たり。其の議、万（が一にも）遵従し難し。

伏して惟ふに、宮太保たる左侯老中堂大人（左宗棠閣下）は、勲業中外に震ひ、功德民生に播く、常に一夫獲ざるの心を存すれば、必ずや能く敵國を水火（の苦しみ）より出だして、これをして衽席に登らしめん。

念めぐらさんことを乞ふ。敵國、順を効すこと二百余年の久しき（にわたり）、藩服の臣たり。一旦、惨しくも日本の欺吞に遭ひ、国亡び君幽（閉）せられ、人民塗炭す。種々の危苦惨迫の情形は、言状すべからざるなり。此れが為めに味死泣求す。奏請するを准賜せられ、皇猷もて師を興して以て日本を討ち、天朝の威徳を宣べ、敵國を倒懸（の苦しみ）より解かれんことを。日本は變制より以来、上下離心し、民窮して乱を思ふ。もし天朝の一旅（団）の師もて往きて其の罪を討つを得ば、定めし帖服職命せしむる能はん。敵國の全土をして復すべく、主君をして帰すべからしむれば、責職永く修め、世々守りて替るなからん。敵國、上は国主より下は官民に至るまで、生々世々、永く皇恩憲徳を戴きて既るなし。稟に臨みて涕泣し、惶悚待命の至りに任ふるなし。謹しみて稟す。

光緒七年二月十六日（一八八一年三月十五日）

〔語釈・訳註〕

- (一) 左宗棠 一八二二〜一八八五 字は季高。湖南省湘陰県の人。一八三二（道光十二）年の挙人。太平軍の平定に功績をあげ、曾國藩、李鴻章と並ぶ洋務派の頭領となる。一八六六（同治五）年、閩浙総督の時、フランス人の技術援助によって福州の馬尾に船政局（造船所）を建設、ついで、陝甘總督として西北のイスラム教徒反乱の鎮定に活躍、一八七七（光緒三）

年までに新疆を完全に回復した。イリ問題をめぐるロシアとの紛争には終始強硬姿勢を堅持したが、清国政府の容れるところとならず、北京に召還される。のち、清仏戦争でフランスが福州を攻撃したので、欽差督辦福建軍務を命ぜられ、福建へ赴任したが、講和条約締結後、福州で病死した。

『左文襄公全集』一三三巻がある（『清史稿』四一八、列伝一九九、清代七百名人伝）中、一三九九〜一四二三ページ）。

(二) 軍機大臣 軍機処の大臣。軍機所とは清代に軍事・政治の重要事務を統括した最高の政務機関で、皇帝の信任のきわめてあつたものが、軍機大臣に任せられ、その下に行走、章京などの要員を配置した。

(三) 行走 一般には軍機大臣の下に位置する職位のことであるが、専官を設けていないところに勤務すること、兼任することをも意味する。ここでは後者の意。つまり左宗棠に、兵部事務の管理を命じるとともに、軍機処や總理衙門のことも兼任させたのである。

(四) 天討 天子の征討。

(五) 馬兼才 与那原親方良傑（琉球最後の三司官の一人）の唐名。前出。

(六) 黄参贊 黄遵憲（一八四八〜一九〇五）のこと。広東省嘉應県の人。字は公度。一八七六（光緒二）年の挙人。一八七七（光緒三）年十一月、初代駐日公使・何如璋の参贊（書記官）として来日。その途中、同年十二月七日、神戸港にて琉球の密使・馬兼才（与那原親方良傑）と会う。籍京後、日清間の懸案となっていた琉球問題・朝鮮問題の解決に努力、何如璋を助けて対日強硬策を李鴻章や總理衙門へ建言。他方、岡千仞・大河内柳声・重野安綱らの日本文人と詩文を通じて交わるとともに、日本研究に着手。

一八八二（光緒八）年、サンフランシスコ総領事となり、当地の華僑排斥運動を批判。一八八五（光緒十一年）年帰国、一八八七（光緒十三年）年『日本国志』四〇巻を完成。一八九〇（光緒十六）年英公使館二等参贊官となる。在任中、『日本雜事詩』を改作、増補。一八九一〜九四（光緒十七

（二〇）年、シンカポール総領事。日清戦争後、康有為、梁啓超らの変法自強運動を支持し、『時務報』の刊行に協力。一八九二（光緒二十四）年湖南按察使代理となり、時務学堂を創設。戊戌政変後、郷里にこもり著作に専念。『人境廬詩草』十一巻がある（吳天任「黄公度先生伝稿」、黄遵憲著・錢仲聯箋注『人境廬詩草箋注』、楊天石「黄遵憲」、鄭海麟「△日本國志▽与△日本變政考▽的關係試探」、『暨南學報』一九八六年第二期）参照。

（七）民生 人民の生計。

（八）人臣 臣下。家来。

（九）勸積 調停。仲裁。

（二〇）宮太保 清代の東宮職。宮は東宮（皇太子）のこと。清朝では皇太子を立てなかつたが、太子大師、太子太傅、太子太保などの職は高官・有功者に与えられた。なお、これらの職名を宮太師、宮太保などと簡稱する。

（二）一夫獲ざるの心 『書経』説命下に、「一夫獲ざれば則ち曰ふ。時れ、予の辜なり」とあり、その註に、「伊尹（殷の湯王を助けた名宰相）、一夫その所得ざるを見れば、則ち以て己が罪と為す」とある。要するに、すべての人民に安定した生活の基盤を保障すべく、孜孜として勤めねばならぬという自覚をいう。

（三）皇猷 天子のはかりごと。帝王の遠大な計画。

〔解説〕

琉球問題が日清間の懸案事項として論議されつつあった琉球処分の前後、清国は伊犁問題をめぐってロシアとの間に一触即発の緊張状態にあった。一八六六（同治五）年以來、陝甘総督として西北地方の回教徒反乱の鎮定に実績をあげつつあった左宗棠は、回教徒の反乱鎮定を名目に伊

犁地方に駐屯していたロシア軍の撤退を要求し、武力解決の方針を主張したが、清廷の容れるところとならなかつた。しかし、一八七九（光緒五年）年に崇厚が締結した屈辱的な伊犁条約を、曾紀沢を派遣して再交渉にもうこんだ背後には、左宗棠がハミに進駐して対露強硬姿勢を明示し、威嚇作戦を展開した効果があつた。その結果、左宗棠の名声は大いにあがつた。しかし、露清間の外交交渉がはじまると、清廷は対露強硬論を堅持する左宗棠を召還した。一八八一年二月二十四日（光緒七年正月二十六日）、曾紀沢がロシアとの間で改訂伊犁条約を締結したその日に、左宗棠は北京へ到着し、翌日皇帝に謁見した。かくて、同年二月二十七日（正月二十九日）、左宗棠に兵部事務の管理等の上諭が下されたのである（郭廷以『近代中国史事日誌』第一冊、六八一ページ参照）。伊犁問題は琉球問題と密接な関連のもとにあつた。清国内には、日露兩國を同時に敵にまわすことを避けるため、伊犁問題の結着を待つて琉球問題を再交渉すべしという見解が有力であつた。伊犁問題が平和的に結着するや、一八八一年三月五日（光緒七年二月六日）、左宗棠は日本との軍事的対決に備えて、沿海各省及び長江の警備を強化しよう上奏した。その同じ日に、総理衙門に対して琉球問題を解決するため日本と再交渉すべしという上諭が下されるのである。

対外強硬論を主張する左宗棠は、亡命琉球人の目にも頼もしい存在として映じたであろう。早速、左宗棠へ提出すべく、この請願書（一七）を起草したわけであるが、どういふわけか、毛精長らはこの請願書（一七）を提出するにいたらなかつた。この請願書（一七）の内容は、基本的に先の許景澄へ提出した請願書（一六）の内容と同様であるが、ただ後者においては琉球分割案に対する反対の意思が暗示的に表現されていたのに、前者においては明示的に断固たる態度で「其の議、万（が一にも）遵従し難し」と表現されている点に注目すべきであろう。恐らく、

毛精長らは、一方で、琉球分割案に断固たる反対の意思表示をする必要性を痛感しつつも、あまりにもストレートな表現が清国側の心象を害することを恐れたが故に、提出を見合わせたのではあるまいか。

一八 琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長等より礼部・總理衙門あて、東太后の逝去にあたり、喪服を着て行礼するを許されたき旨の請願書

〔原文〕

三月十日慈安皇太后仙馭升遐

此稟礼部處已蒙收下後有繳還總理處蒙收下未奉回批

具稟琉球國前進貢正使耳目官毛精長陳情都通事蔡大鼎爲懇乞恩准稟明事緣長等茲聞大行慈安皇太后慈馭上賓長等聞信之下曷盛哀慟伏查光緒元年孝哲毅皇后崩逝適長等齎捧表文例貢在京當蒙頒賜孝布成服于四譯館內望闕行禮舉哀在案今長等因遭國難改裝密寓請救在京守候信音適逢大行慈安皇太后大事未敢擅便準哀伏候礼部大人王爺暨諸位大人察奪原諒不勝惶悚待命之至謹稟

光緒七年三月十六日・十七日

〔読下し文〕

ハ（光緒七年）三月十日、茲安皇太后、仙馭升遐せらる。

此の稟、礼部の處にては已に收下を蒙るも、いまだ回批を奉けず

稟を具ふ。琉球國の前進貢正使耳目官・毛精長、陳情都通事・蔡大鼎、眞明するを恩准せられんことを懇に乞はんが事の爲めにす。

緣に、長等茲に大行慈安皇太后の慈馭上賓せらるるを聞く。長等、信〔ニュース〕を聞くの下、いづくんぞ哀慟を盛んにせざらん。

伏して查するに、光緒元年（一八七五）、孝哲毅皇后、崩逝せらるる（の時）、適々、長等表文を齎捧し、例として（進）貢して（北）京に在り、孝布成服を領賜せらるるを蒙るにあたり、四訳館内において闕を望みて行礼準哀して案に在り。

今、長等、國難に遭ふに因り、改裝密寓して救（援）を請ひ、（北）京に在りて信音を守候するに、適々、大行慈安皇太后の大事に逢へば、いまだ敢て準哀を擅便せず、伏して礼部大人・王爺および諸位大人の察奪原諒せらるるを候つ。惶悚待命の至りに勝へず。謹しみて稟す。

光緒七年三月十六日・十七日（一八八一年四月十六・十七日）

〔語釈・訳註〕

（一）慈安皇太后 清朝の文宗（咸豐帝）の皇后。姓は鈕祜祿氏。咸豐の初、冊立されたが、生子なく文宗崩御するや、穆宗の生母那拉氏が西太后と称されたのに対し、東太后として寧壽宮に分居した（『清史稿』卷二二四、列伝一）。

（二）仙馭 逝去すること。死亡すること。

（三）升遐 （天子などが）崩御すること。

（四）繳還 返還すること。

（五）回批 文書同に対する指令。

（六）稟明 稟によって明らかに申告すること。

（七）大行 皇帝・皇后などが死去して、諡がまだ決まらない前の呼び名。大行

太后とは、亡くなられたばかりの皇太后。

(八) 慈取上賓 皇帝・皇后などの逝去のこと。

(九) 哀働 嘆き悲しむこと。

(一〇) 孝哲毅 同治帝(穆宗)の皇后の諡。嘉順皇后のこと。崇綺の女。一八七

五年三月二十七日(光緒元年二月二〇日)、毒を仰いで自尽(郭廷以『近

代中国史事日誌』第一冊、六〇一ページ)。

(一一) 孝布成服 喪服のこと。

(一二) 四訳館 礼部の管轄下にあつて、朝鮮・琉球・安南・回回の進貢使を接待

し、且つ彼等の言語の通訳を掌る所(『清國行政法』第一巻上、二二五、

二二六ページ)。

(一三) 闕 宮殿のこと。

(一四) 行礼 敬礼する。お辞儀をする。

(一五) 挙哀 喪礼の一つ。納棺・出棺などの時、大声で号泣して悲しみをあらわ

すこと。

(一六) 擅便 勝手に処理すること。

(一七) 察奪 調査の上決裁すること。

(一八) 原諒 ゆるす。諒とする。

〔解説〕

光緒帝はわずか四歳で即位したから、清朝の政治の実権は、東西太后と  
とりわけ西太后の手中に握られていた。東太后(慈安太后)は一八八一  
年四月八日(光緒七年三月十日)に崩御したが、一説によれば、西太后  
(慈禧太后)に毒殺されたということである(郭廷以『近代中国史事日  
誌』第一冊、六八二ページ)。

むろん、毛精長らは権謀術策の渦巻く清朝権力の内部事情まで知りう

るわけがない。ただ慣例に従って行動するのみである。本来ならば、朝  
貢国の使節として喪礼に従うべきであるが、目下、亡命中の身であり、  
どのように行動すべきかに迷ったあげく、この請願書(一八)を提出し  
たわけである。

一九 琉球国の前進貢正使耳目官・毛精長等より総理衙門の恭親王奕訢  
等あて、琉球の亡国を憐れみ、日本征討のための師を興して琉球  
を救済されたき旨の請願書

〔原文〕

直隸總督李中堂三月二十四日進京請安  
四月初二日李中堂請訓  
此稟大人收下未有回批

具稟琉球國孤臣前進貢正使耳目官毛精長陳情都通事蔡大鼎爲國亡君幽泣  
懇興師救難以彰天討而存藩服事竊長等前因國滅王執於光緒五年秋間恭詣  
京師匍叩轅下泣懇救難計今已逾二年復經疊次具稟祇蒙諭旨即辦理各在案  
理應靜候矣敢疊瀆頃接敝國留日法司官馬兼才來函云據在球法司官等報稱  
本年由閩遣撥回國飄風船四起先後抵國陸有日本查官兵丁飛到該船掠奪在  
閩球官等移行本國孝貞顯皇后升遐遺詔鈔暨天朝頒賜時憲書更將難民人等  
一概捕拏嚴行拷審且該日人苛政日迫閩國塗炭民情鼎沸仰望天朝之救如赤  
子望慈父母等因又接留閩前進貢都通事蔡德昌等來函本年八月間因有本國  
飄風難民人等又復抵閩詢訊國情備具其由前來所有情節亦同前由長等一閱  
之下心肝如裂爲此味死瀝陳乞念敝國効順二百余年久爲藩服之臣一旦慘遭

日本欺呑國亡君幽人民塗炭種々危苦慘迫情形不可言狀泣求王爺暨諸位大人念天朝柔遠之仁憫小邦被辱之慘准賜奏請皇猷興師以討日本宣天朝之威德解敵國于倒懸庶日本從此有所畏懼不致迭生覬覦亦可以皇圖永固矣日本變制以來上下離心民窮亂備得天朝一旅之師往討其罪必能帖服聽命俾敵國全土可復主君可歸實職永修世守無替敵國上自國主下至官民生々々々永戴皇恩慈德于無既矣臨稟涕泣無任悚惶待命之至謹稟

光緒七年九月廿六日

〔読下し文〕

（直隸總督李中堂〔李鴻章〕、三月二十四日〔一八八一年四月二十二日〕、京に進みて請安す。四月初二日〔四月二十九日〕、李中堂請訓す。

此の稟、大人収下するも、いまだ回批あらず）

稟を具ふ。琉球國の孤臣にして前進真正使耳目官の毛精長、陳情都通事の蔡大鼎、圍亡び君幽（閉）せらるれば、師を興して（國）難を救ひ以て天討を彰らかにして藩服を存せしめられんことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、長等、前に國滅び王執へらるるに因って、光緒五年の秋間に於て、恭しく京師〔北京〕に詣り、轄下に俯叩し救難を泣懇せり。計るに、今已に二年を逾ゆ。復た程に疊次具稟し、祇みて諭を蒙りたるに、廷即（二）に辦理すべしとありて各々案に在り。理として応に靜に候つべし。奚んぞあえて懸瀆せんや。

頃、敵國の日（本）に留るの法司官・馬兼才の來函に接したるに云ふ。（琉）球に在るの法司官等の報に拠るに称すらく、本年岡より遣発して

回國せしむるの飄風船四起、先後して國に抵るに、陸に日本の查官・兵丁該船に飛到し、岡に在るの（琉）球官等より本國に移行せる孝貞顯皇后升遐の遺詔鈔および天朝の頒賜せる時憲書を掠奪し、更に難民人等を將つて一概に捕擧し、厳しく拷（問）審（究）を行ふ。且つ該日（本）人の苛政日に迫れば、國は塗炭し、民情鼎沸して、仰ぎて天朝の救（援）を望むこと、赤子の慈父母を望むが如し等の因あり。又、岡に留るの前進實都通事・蔡德昌等の來函に接したるに、本年八月の間に、本國の飄風難民人等、又また岡に抵るあれば、國情を詢訊せりとて、備に其の由を具へて前來せり。所有る情節はまた前由に同じ。長等、一たび閱するの下、心肝裂くるが如し。此れが爲めに昧死瀝陳す。

念めぐらさんことを乞ふ。敵國、順を效すこと二百余年にして、久しく藩服の臣たり。一旦慘ましくも日本の欺呑するに遭い、圍亡び君幽（閉）せられ、人民塗炭す。種々の危苦慘迫の情形は、言状すべからざるなり。泣きて王爺および諸位大人に求む。天朝の柔遠の仁を念ひ、小邦の（恥）辱を被るの慘（状）を憫み、奏請するを准賜せられ、皇猷もて師を興し、以て日本を討ち、天朝の威徳を宣へ、敵國を倒懸（の苦しみ）より解かるれば、日本は此れより畏れ懼る所ありて迭も覬覦を生ずるを致さず、また以て皇圖永く固かるべきに庶からん。日本は變制より以來、上下離心し、民窮して乱を思ふ。もし天朝の一旅（團）の師をもて往きて其の罪を討つを得ば、必ずや帖服聽命せしむる能はん。敵國の全土をして復すべく、主君をして帰すべからしむれば、實職永く修め、世々守りて替るなからん。敵國、上は國主より下は官民に至るまで、生々世々、永く皇恩慈徳を戴きて既るなし。稟に臨みて涕泣す。悚惶待命の至りに任ふるなし。謹しみて稟す。

光緒七年九月廿六日（一八八一年十一月十七日）

〔語釈・訳註〕

- (一) 醇安 ご機嫌を伺う。安否を問う。
- (二) 天討 天子の軍による征討。
- (三) 孝貞顯皇后 慈安太后（東太后）の諡。
- (四) 遺詔鈔 皇太后の遺言書の写し。
- (五) 時憲書 歴書。曆。

〔解説〕

この請願書（一九）は、冒頭の説明文によれば、直隸総督・李鴻章へ提出されたかの如くである。確かに、李鴻章は光緒七年三月二十三日（一八八一年四月二十一日）に天津から北京へ到着している（郭廷以『近代中国史事日誌』第一冊、六八二ページ）。しかし、李鴻章の北京滞在はわずかに一週間であったというから、この間に毛精長等がこの請願書（一九）を李鴻章へ提出するチャンスをつかみえたとは考えられない。というのも、この請願書の提出日附は光緒七年九月二十七日（一八八一年十一月十七日）となっており、李鴻章の北京滞在時期から七ヵ月も後のことである。また、内容の面から見ても、同年八月ごろの情報を記録しており、「王爺および諸位大人」への要請であることが明記されている。従って、この請願書（一九）は総理衙門の恭親王・奕訢らへあてたものであるとみなさなければならぬだろう。とすれば、何故に冒頭の説明文が付されているのであろうか。

毛精長等は李鴻章の北京滞在中にこの請願書（一九）を提出するチャンスを探し求めたが、そのチャンスをつかむことができず、やむをえず内容の一部を書き替えて総理衙門へ提出したという見方も、一つの

可能性として考えられる。

この請願書（一九）は受理されたものの、内容的にはほとんど従来の請願のくりかえしであったから、総理衙門も回答の必要を認めなかったのであろう。

二〇 琉球国の前進貢正使耳目官・毛精長等より総理衙門の恭親王奕訢等あて、新任駐日公使・黎庶昌の琉球分島案に反対し、琉球國全土の回復のために日本へ遠征軍を派遣されたき旨の請願書

〔原文〕

亦蒙大人收下

琉球國前進貢正使耳目官毛精長陳情都通事蔡大鼎謹稟爲泣懇天恩與師救難事竊本月十一日倭回華商交到敝國留日法司官密書內云茲逢欽差黎大人汪任欽差何張兩大人歸朝敝國主先後具咨懇請救援黎大人諭日人將中山改作沖繩縣業已多年若仍欲全境歸還難以如願不分於南島外稍益以中島近南之地可以將就立國否且若彼能再讓一二步似亦將就了結再諭日人讓一二步之事亦恐怕不肯但至如何辦法轉請總理衙門然後辦理等因夫敝國內有三府東西寬處不過數十里南北長不足四百里外有二十余島皆海中拳石地瘠人稀物產絕少今若不復全境而於南島外稍益以中島近南地則不特不能供藩職保宗社何以營生安身且國主暨世子身羈敵國久被困辱至國人亦受其毒虐慘迫情形不可言狀現倭庫藏日竭虐政取民怨聲載道其諸臣與倭主計議不合多有辭職而退去者足見臣民解體抱異心誠得天朝一旅之師往正其罪彼國臣民怨毒已深叛離必起誰與上抗王師皇威震疊存藩國而畏四夷此其時矣宜應

長等迅速叩叩總理衙門瀝情懇請救援等因前來長等接閱之下心胆崩摧不知所措伏念如前所陳不復全境不足以立國既不足立國則雖名立國實與無國異且國王世子刻有不測之虞而國人又塗炭已極種々危若慘不忍言願彼倭奴豺狼成性貪欲無飽自阻貢以來天朝歷經勸導彼仍悍然不顧若非宣示天威無敢帖服聽命長等告急乞救守候候都下不能復故土還君主其非專歸長等血誠不至因循偷生所以復立天地之間不及早以哭求泣請王爺暨諸位大人上體天朝歷聖翼覆之鴻慈下憫敝國累葉宗社之覆滅恩准奏請皇猷迅賜與師問罪還我邦土歸我君主敝國生々世々永戴皇恩憲德于無既矣臨稟涕泣無任延頸待命之至謹稟

附呈國王咨抄三道

光緒八年三月十四日

〔読下し文〕

（また大人の収下を變る）

琉球國前進貢正使耳目官の毛精長、陳情都通事の蔡大鼎、謹しみて稟し、天恩もて師を興し（國）難を救はれんことを泣懇せんが事の爲にす。窃に、本月（光緒八年三月）十一日、倭（日本）より回（かへ）るの華商、敝國の留日法司官（馬兼才）と那原親方（三）の密書を交到せり。内に云ふ。茲に欽差の黎大臣（一）、任に注（ま）み、欽差の何（如璋）・張（斯桂）兩大人帰朝するに逢ひ、敝國王（尚泰）先後して咨（ま）を具へ、救援を懇請せり。黎大人の諭を蒙りたるに、日（本）人中（三）山（三）を將（つ）て改めて沖繩原と作してより業（ま）に已に多年なり。若し仍お全境もて擯（は）遣せしめんと欲すれば、以て願の如くし難し。南島を分たざるの外、稍益（ちよ）すに中島の南に近き地を以てすれば、以て將に就（た）ちに立國すべきや否や、且つ若し彼（日本）

再び二歩を譲る能はば、また將に就ちに了結するに似たり、と。再論するに、日（本）人、一二歩を譲るの事は、また恐怖は肯んせざらん。但、如何に辦法するやに至っては、総理衙門に転請し、然る後に辦理すべし等の因あり。

夫れ、敝國內に三府あり。東西の寛き処は数十里に過ぎず。南北の長さは四百里に足らず。外に二十余島あるも、皆海中の拳石なり。地瘠（せ）人稀にして、物産絶へて少し。今、若し全境を（回）復せずして、南島の外に於いて稍益すに中島の南に近き地を以てすれば、ただに藩職を（提）供し宗社を保つ能はざるのみならず、何を以てか生を営み身を安んぜん。且つ國王および世子は、身敵國に羈（か）がれ、久しく困辱を被る。國人に至っては、また其の毒虐を受く。慘迫の情形は、言状すべからざるなり。

現に倭の庫蔵は日ごとに竭き、虐政もて民に取れば、怨声は道に載り。其の諸臣、倭主（明治天皇）と計るに、讒合わざること多くして、辭職して退去する者あり。臣民解体し、異心を抱くを見るに足る。誠に天朝の一旅の師もて往きて其の罪を正すを得ば、彼の國の臣民、怨毒すでに深ければ、叛（逆）離（散）必らず起らん。誰か上とともに王師に抗せんや。皇威もて震（五）疊せしめ、藩國を存せしめて四夷を畏れしむるは、此れ、その時なり。宜しく応に長等をして迅速に総理衙門に叩叩し、（心）情を（披）瀝して救援を懇請せしむべし等の因、前來せり。長等、接閣の下、心胆崩れ摧けんとし、措く所を知らず。

伏して念ふに、前に陳ぶる所の如く、全境を（回）復せざれば、以て國を立つるに足らず。既に國を立つるに足らざれば則ち名は國を立つると雖も、実は國なきと異ならんや。且つ國王・世子は刻々不測の虞ありて、（琉球）國人また塗炭すること已に極まれり。種々の危苦は慘ましくも言ふに忍びざるなり。



願ふに、彼の倭奴は豺狼性を成し、貪欲飽くなし。(琉球の進) 頁を阻みてより以来、天朝(清朝) 歴経勸導するも、彼仍お悍然として顧りみざるなり。若し天威を宣示するに非ざれば、敢て帖服聽命するなし。

長等、(危) 急を告げて救(援) を乞ひ、都下(北京) に守候するのみにて、故土を復し君主を選さしむる能はず。其の罪は専ら長等の血誠至らずして因循偷生するの所に帰すべし。何を以てか復た天地の間に立たんや。早きに及んで以て王爺および諸位大人に哭求泣請するに如かず。上は天朝歴聖の翼覆の鴻慈を体し、下は敵國累葉の宗社の覆滅を憫れみ、奏請するを恩准せられ、皇猷もて迅かに師を興して罪を問ひ、我が邦土を選さしめ、我が君主を帰さしむるを賜はりたし。敵國、生々世々、永く皇恩憲徳を戴きて既るなからん。稟に臨みて涕泣す。延頸待命の至りに任ふるなし。謹しみて稟す。國王の咨抄三道を附呈す。

光緒八年三月十四日(一八八二年五月一日)

〔語釈・訳註〕

- (一) 欽差の黎大人 清國の駐日公使・黎庶昌のこと。黎庶昌(一八三七〜一八九七)は貴州省遵義の人。字は莚齋。一八六二(同治元)年、詔に依じて上書し、認められて知県となる。翌六三(同治二)年、會國藩の幕下に入り、吳江・甯浦で関税の仕事を担当。一八七六(光緒二)年、郭嵩燾の参贊(書記官)となり、イギリスその他ベルギー・スエーデン・ポルトガル・オーストリアを歴訪。一八八一(光緒七)年、駐日公使に任ぜられ、琉球問題・華僑の雜居問題・朝鮮問題等で井上外務卿と交渉する。一八八五(光緒十一年)年、母の喪に服するため帰国したが、八七(光緒十三年)年に再び赴任。九〇(光緒十六)年まで駐日公使として在勤。翌九一(光緒十七)年東川道に任ぜられ、重慶で学校を建て、実業を興し、病院を建てる

ことに尽力。日清戦争が起こると対日強硬論を主張し、列強に訴えて朝鮮を保持すべしと建議したが容れられず、まもなく退任(『清史稿』四四二六、列伝三三參照)。

- (二) 何如璋 一八三八〜一八九一 広東省大埔県の人。清國の初代駐日公使。字は瓌山。号は子義。一八七六(光緒二)年に、駐日公使に任ぜられたが、西南戦争のため翌七七(光緒三)年十月に赴任。以後八〇(光緒六)年まで日本に滞在。この間、琉球問題や朝鮮問題をめぐって対日強硬論を主張したが、李鴻章ら洋務派主流に容れられなかった。帰国後、福州の船政大臣となったが、八四(光緒十)年の清仏戦争で全艦隊を撃沈され、失却。のち香港で錢莊を開設したといわれるが、未詳(実藤惠秀「何如璋」『アジア歴史辞典』『茶陽三家文鈔』中の「何少詹文鈔」、『使東述略』等參照)。
- (三) 中山 琉球国王は正式には琉球国中山王と称された。琉球史上、察度王がはじめて明朝へ進貢した時、琉球は中山、山北、山南の三勢力に支配されていたので、明朝は察度王を琉球国中山王に封じたのに由来する。琉球が中山によって統一されて以後も、国王の称号は変らなかつた。従って、中山とは琉球国を意味する。
- (四) 藩職 諸侯のもとに属する官職。ここでは琉球王が臣下のために提供する官職のこと。
- (五) 震盪 ふるいおそれること。
- (六) 天朝歴聖 清朝の歴代の皇帝。
- (七) 翼覆 翼で覆うこと。ここでは屬國を庇護すること。
- (八) 鴻慈 大いなる慈恵。
- (九) 累葉 累代。代々。
- (一〇) 咨抄三道 咨文のコピー三通。

## 〔解説〕

琉球分島条約案が清国側の調印引延し戦術によって流産した後も、琉球問題解決のための日清両国の模索はつづけられた。琉球問題を再検討すべしとの清国皇帝の上諭をうけて、一八八一（光緒七）年から翌（八二）年にかけて、清国側の李鴻章と明治政府の意をうけた竹添進一郎が、天津で水面下の非公式会談をくりかえしていた。分島条約案を基礎にした解決策を主張する竹添に対して、李鴻章はなお琉球の復旧と冊封を主張して譲らず、両者の主張は平行線をたどった。しかし、妥協点を見い出すための努力がつづけられるなかで、竹添は李鴻章のいう「冊封」の条件を満足させるための一案を考え出し、井上外務卿の意向を打診した。竹添の提案をうけて、一八八二（明治十五）年一月、井上外務卿は、「やむをえざれば一時尚泰に暇を賜ひ、……彼の切望によって清国に転籍」させるといふ形式をとり、日清修好条規の改訂（最惠国待遇条項の承認）を条件に、清国政府が尚泰を両先島（宮古・八重山）に「封立」するのを「黙認」してもよい、という線まで譲歩する意志を示していた（『琉球所屬問題』『沖繩県史』15、三三四ページ）。

この時期に、新任の駐日公使・黎庶昌も東京を舞台に琉球問題の解決に奔走していた。しかし、この請願書（二〇）に引用されている留日法司官馬兼才の報告によれば、黎庶昌は具体的な解決案を帯びてきたわけではなく、分島条約案を多少手直しすることによって「結了」したいと考えていたようである。一八八二（明治十五）年の時点では、琉球側さえ承知すれば、分島条約案を基礎にした竹添案の線に沿って「結了」する可能性は日清両国の側に十分存在していたといえる。この時点で、琉球側の意向が決定的に重要な位置を占めていたことを、この請願書（二〇）は暗示している。

この請願書（二〇）において注目すべきことは、第一に、東京滞在中の尚泰をはじめとする琉球人と清国の駐日公使たちとの間で、書簡が交わされ、琉球問題の解決方法について、後者が前者の意向を打診していること、

第二に、尚泰らの東京滞在中琉球人および清国亡命琉球人は分島案あるいはその手直し案について頑強に反対し、あくまでも琉球全土の回復を要求しつづけていること、

第三に、日本国内の政治情勢、とりわけ明治政府の財政窮乏、自由民権運動の昂揚等について、清国亡命琉球人たちは東京滞在中琉球人からの書簡にもとずき、かなり正確な情報を入手していたこと、これである。その情報をふまえて、日本遠征による琉球救援を要請しているのである。

毛精長等がこの請願書（二〇）を提出したのとはほぼ同時期に、琉球内部の士族層の間でも、琉球分島案をめぐる賛否が論議されていたようである。分島案に反対する琉球の総意を伝えるべく、同年五月に三司官富川親方盛圭（毛鳳来）が宮古島經由で清国へ亡命した（『尚泰侯美録』一一二、四三二―四三三ページ。慶世村恒任『宮古史伝』二四九―二五〇ページ。等々参照）。この間の事情を喜舎場朝賢は次のように伝えている。――

「琉球分島の事件、明治十四年に至て、清国政府は東京駐劄清国公使をして示談せしめ、宮古・八重山両島を清国に割譲せんことを求む。日本政府は之を許す。然れども、旧藩王は華族に列したれば之を戻すことを肯んぜず。他に王族の者を立て王とすべしと云ふ。清国公使、竊かに此趣を在東京旧藩官吏等に報知し、可否を求む。官吏等、之を議したるに、議論兩派に分れ、一方は、之を謝絶すべし、至小の島嶼、国を建つべからずと言ひ、一方は、暫く別に王を立て、両島に建國すべし、若し清国乾隆皇帝の如き英明の主出づる時は、日本を伐て琉球全島を取戻し、國中興すべしと言ふ。旧藩王、後議を喜ばず謂ふ。事成るときは、我を

奉じ、成らざるときは我を棄て、他に王を立つべき平と。翌十五年旧三月、在球の旧藩官吏等は清国公使の報知を聞き、僉議して両島に建國すべからざるを知り、即ち人を清國に遣はし、必ず全島を取戻されんことを歎願すべしと決定し、依て富川を薦挙す。富川は事の成り難きを知ると雖も、辞すること能はず、隨行者四五名と共に枢密に船を備て福州へ脱走したり。旧藩王は人を琉球に遣はし、旧衆官吏に分島の可否を議せしむ。衆官亦意見兩派と為り、一決する能はず。富川已に去て歎願中にある。今、之を議して益なし。暫く該歎願の終局を待たんと。乃ち、某議、終に休止したり。富川は北京に抵り、頻りに歎願を提出すと雖も、清國政府、顧ることなし」(『琉球見聞録』、一四九ページ)。

(紙数の制約により、以下、次集に掲載)